第２部　大忍庄を読み解く

物部見聞記 ～人、暮らし、文化を記録する～

矢野　恵

はじめに

私は平成 25 年（2013）10 月から平成 28 年（2016）3 月までの 3 年半、地域おこし協力隊員として香美市物部町別府で暮らした（写真１）。協力隊員として訪ね歩いた物部地域（以後「物部」と表記）は知れば知るほど興味深く、慎ましい暮らしぶりや、自然に対する敬意・信仰、その土地ならではの食文化、受け継がれた知恵や技などを目の当たりにし、魅了されることばかりであった。過疎高齢化が進む物部で、地元で生まれ育ち暮らしてきた方々の話は非常に貴重なものである。当時見聞きした物部の人、暮らし、文化についての証言を、「物部見聞記」として記録しておきたい[1)]（図１）。

図１　物部見聞記関連地図

１、「生活」見聞記

山間僻地である物部の人々は、不便ながらも自給自足で自然のモノを利用し、集落で協力し合い、典型的な山村生活を送ってきた。まずは各地域で見聞きした人々の生活誌を詳述する。

写真１　住んでいた別府集落。ここから 3km ほどで徳島県那賀町。（2013 年 12 月）

（１）昔の暮らし―半生を振り返って―

①「便利になると人が出て行った」（市宇）

仕事は林業をしていた。8 人兄弟で昔は弟、妹の面倒もみた。市宇、別役も 20～30 年前まではまだ人がいた。電気が来たのは小学校低学年くらい。それまでは石油とろうそく。昔のことを言ってもいかんけんど、小さい頃は電気、ガス、水が今みたいに自由に使えんかったので苦労した。今は何でもお金で買える時代。便利になれば頭が上がり（傲慢になる）、不便であれば頭が下がる（謙虚になる）。戦時中、男は戦力にとられ、女、子どもは畑をして、できたら兵隊の食糧になる。空襲など直接的な被害は物部にはなかった[2)]。戦後は、金はない、人はいないで混乱の日が続いた。昔は大栃へも出ないで、集落の中だけで一生を終えるようない人がたくさんいた。国道ができて便利になってから人が出ていきだした。林業が栄えて、お金になるのでそれで土地を買ってみんな出て行った。

写真２　別府・中尾集落。物部にはこのような集落がぽつりと存在している。(2015 年 12 月)

（市宇・宮ノ瀬、山崎計佐好さん、昭和 18 年生、2013 年 1 月 9 日、2 月 6 日）

②「誰とも分からない相手と結婚することになった」（別府）

市宇・程野出身。昔は過酷な生活だった。お母さんは明治生まれで、昼間は山仕事、夜は子どもの足半（草履）を作ってくれた。とても上手だった。程野ではお兄さんがミツマタを加工して仕事にしていた。それを手伝ってお小遣いをもらった。外には出ず、その仕事だけをしていた。9 人兄弟の 7 番目。弟妹がいたが、妹は中耳炎にかかって亡くなった。その一週間後、姉が亡くなった。今は兄弟のうち、3 人が残っている。

18 歳で別府へ来てから 65 年。程野から柿ノホテ～秋田～野地～奈呂の橋を渡って、お嫁にきた。誰とも分からない相手と急に結婚させられることになって、泣きながらきた。結婚して来た家は、杉の皮を屋根にして、汚く、雨漏りがする家で苦労した。初めて来たときに座布団を出してくれたが、義姉さんがそのときに持ってきていたものだったようで、義姉が帰るときに一緒に持って帰った。ガス、電気がきたのは 50 年くらい前。旦那さんは 22 歳、機関車の運転手をしていた。仕事はやっていたが、毎晩飲み歩く人だった。旦那さんは 61 歳のときに交通事故で亡くなったので、その後は生計のため保勝会（別府で紅葉シーズンに茶屋の運営や農産物を加工して出荷している組織）を手伝ったり、他にも百姓をしたり土木をしたりで大変な人生だった。　（別府・奥、小松徳恵さん、2013 年 7 月 18 日）

③「焼畑をして雑穀が主食」（仙頭・送畑）

当時は 10 軒くらいあり、小さい田んぼを持っている家が 2 軒あった。焼畑も毎年してそばを作っていた。みんなぁがしよった。あとは畑で麦、トウキビを連作していた。これが主食。雑穀で育った。めったに米粒が見えんようなごはんを食べた。学校は河口小学校。生徒数は 130～140 人くらいいた。校区は、影仙頭、佐岡、押谷、上中谷、小峯、送畑、則友、宇筒舞。野竹とカゲムネ（2 軒）は大栃へ通っていた。

佐岡からは奥へ森林軌道が通っていて、先生に「軌道が通っても見に行かれん」と言われた。耳のたれたエス犬[3)] が 2 匹、旦那さんがトロッコに乗って犬を叩いて叩いて引かせていた。奥へ行く時は犬が引っ張って、下るときは材木の上に犬がちょこんと乗っていた。送畑は終戦くらいにぼつぼつ人が出ていって、人がまったくおらんなった時期はきれいに知らんね。

（猪野々、林幸さん、大正 8 年生、2016 年 2 月 24 日）

④「田んぼがあったので牛を飼っていた」（別役）

この集落（土居）は多いときで 13 軒あった。土居には田んぼがあったので、45～50 年くらい前までは牛を飼っていた。納屋のところにあるサルの頭蓋骨（写真４）は飼っていた牛の魔よけに使っていた。田んぼは別役小学校のむこうの谷（かさが谷）に 4 反、家の下に 2 反持っていた。田んぼを作るといっても簡単ではない。牛鍬で耕して、馬鍬でならしておいて、あぜを作る。これを 3 回ほどやった。（1 回だけでは水が溜まらないため。）田んぼがない人も牛を買って、土佐山田や下（下流域）の人に貸したりしていた。100 年近く前のこと。牛は買っ

写真３　別役・土居。今は植林で覆われている。昔は一帯田畑で、見下ろすとトロッコが谷底を走るのも見えたそう。（2016 年 1 月）

てきたり、隣で生まれたのをもらったり、バクロウに売買してもらった。その後、トラクターで 20 年くらいやった後、田んぼをやめてゆず畑にした。先祖が苦労して作ってきた田畑が、今はすっかり風景が変わってしまって申し訳ない。

写真４　サルの頭蓋骨。（2013 年 2 月）

営林署があった頃は、大栃から奥で別役が一番賑やかだった。営林署の仕事があるときはその仕事をしていて、ないときは畑やミツマタの加工や薪を作ったり家の仕事をした。勘定山のてっぺんには営林署の宿舎があり、妻のお母さんなどは寿司を売りに行ったりして喜ばれていた。ミツマタ加工や山の仕事をすると現金収入があり、時々大栃まで買い物に行った。

土居には隣の家から下にお店が 3 軒、宿屋も 2 軒あり、小松神社の上（屋号ミハラシ）にあった宿屋には越中富山の薬屋や、山師が商売に来て泊まったり、部落の人が宴会するのに使っていた。ミハラシの手前にも 1 軒あり、ここでは日用品や雑貨なども売っていた。楽しみもなくたまにデコ（人形）芝居や、浪曲のグループが来るのが楽しみだった。

（別役・土居、小松正登さん、大正 15 年生、2013 年 1 月 30 日、2 月 26 日、8 月 20 日）

（２）食文化

ほぼ山林が占め、急峻な地形のため田が作れず、かつては焼畑をしてヒエ、アワ、キビなどの雑穀を作って主食とし、自給自足の暮らしをしていた。現在では週 2 回の移動スーパーを利用し、自家用車を持っている人は土佐山田などの大きいスーパーで買いだめをしている。今では畑は楽しみ程度でやっているということであった。別府ではその土地で、代々種を受け継いで作られているという在来野菜を作っている方もいた。

写真５　別府・中尾の急斜面の畑。田んぼはできなかった。（2013 年 10 月）

①　在来野菜

地元の土や気候で育ち、受け継いできた野菜は味が違う。在来野菜の大根は甘みがあり、葉だけ食べてもおいしい。この辺りで残っているのは大根だけ。毎年、種を採って保管している。アブラナ科は種が混じってしまうので、気をつけてはいるが、大根も混じって白っぽくなってしまった。本来は葉元から先にかけて紫が濃い。

写真６　昔からの大根。(2013 年 2 月)

（別府・奈路、小松八重子さん、昭和 14 年生、2013 年 2 月 22 日）

②　雑穀の食べ方 I

モチアワはもちもちしておいしい。アオジは炊いてご飯に混ぜる。ヒエは 2 年くらい前にやめた。ノギビエは雑炊にして食べる。香りが強い。炒りビエは火で炒る。よく食べた。当時はおいしかった。蒸しビエは一晩中水に浸して、せいろに入れて蒸す。仕上がったら白くてきれい。　（別府・カンボウ、杉本徳美さん、昭和 18 年生、2014 年 9 月 17 日）

③ 雑穀の食べ方Ⅱ

「そばがき」は鍋へ出汁、ネギ、ニンジンなどを入れて沸かし、これにそば粉を入れたもの。「そばねり」は盃 2 杯程度のそば粉と塩少々にクラクラに沸いた湯を入れて、練って食べる。大麦は米の中に引き割り大麦を入れて食べたりした。大麦はカラサオでたたいてツヅにする。実を炒ると花みたいになる。これを臼で挽いて「はったい粉」にした。はったい粉に砂糖を入れて、粉を口に入れちゃあお茶を飲んで食べた。トウキビ、タカキビは餅の中に入れて蒸して食べた。「もちあわ」は蒸して食べる。もち米の替わりになった。「めしあわ」は炊いて食べた。

（別府、杉本キヌエさん、昭和 6 年生、2015 年 10 月）

④ サツマイモのバリエーション

「きりこもち」はお芋を小さく切って乾燥させたものを石臼で挽いて粉状に。それを熱湯で練って、あんこを入れて蒸すと茶色のまんじゅうができる。「ほしか」はイモを煮て干す。1、2 年は保管できる。一斗缶に入れて、毎日おやつにして食べていた。ほしかの煮たのはさつまいもを干して乾燥させる。種類はコウケイでないと甘みがでない。「しろぼしか」はさつまいもを生で干したもの。「きりこ」は小さいさつまいもを切って干したもの。

（神池、岡本記征さん、2015 年 9 月 25 日）

（3）医療・薬

昔は医療や治療方法も今のようでなかったため、動物や植物を利用した民間療法で治療をしていた。また病気にかかった時は太夫さんに診てもらったりもしたという。薬については、現在でも動物や植物から作った薬を使用している方もいた。

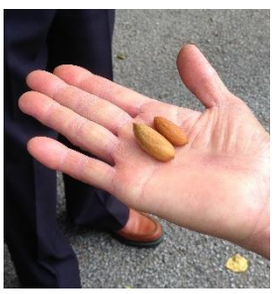

写真 7　ガヤ。雨にさらして乾燥させ、いろりで燻して食べた。胃もたれ、胸やけに効いたそう。（2013 年 10 月）

① 昔の医療

病院や薬もなく、死は身近だった。一度、大栃の病院まで、岡ノ内から親戚の子を連れて歩いたことがある。

（別府・奥、小松徳恵さん、昭和 8 年生、2013 年 7 月 18 日）

② なげこ

小さい頃、体が弱い子は「なげこ」をした。里親に出して名前を付けかえて、病気を治してまた本当の両親のところに戻すので、名前が 2 つある。笠の上にうすい座布団を敷いて赤ちゃんを乗せて川に流した。　（別府・カンボウ、杉本徳美さん、昭和 18 年生、2015 年 9 月）

③ 動物由来の薬Ⅰ

タヌキの脂（固形）は、風邪気味の時に食べたら良い。サルの頭の炭焼きも作った。冷凍して置いてある。昔は婦人系の病気に効くといわれていた。サルの足は「悪魔を去る」と言われ、家の玄関や牛舎の入り口に置いた。

（安丸、安丸成功さん、2015 年 12 月 3 日）

写真 8　タヌキの脂、脂状（左）と固形（右）。（2015 年 12 月）

④ 動物由来の薬Ⅱ

サルの黒焼はサルの頭蓋骨を焼いて炭にしたもの。婦人系疾患に効くといわれている。サルの肉の塩漬は下痢に効く。焼いて、塩分を出してから飲み

込む。タヌキの油は万能薬で塗っても飲んでも良い。シシ、シカ、クマのゆ（胆）は動物の胆のうを取って、干しておく。水に溶かすと黄色く溶け出すのでそれを飲む。苦い。効用は胃などお腹の薬。クマのゆ（胆）は細かくして溶くと粉が動く。一度、買ったものを溶かしてみたが粉が動かず、どうやらクマではなくウシのものだった。昔はそんなものを薬がわりにして使っていた。　　（別府・野地、鎌倉智恵さん、昭和 18 年生、2013 年 2 月 14 日）

⑤ 動物由来の薬Ⅲ

サルの肉は塩漬にして、ハンドという甕に入れた。胆のうはつまんで平たくして水分を飛ばしておいて、干して硬くする。干したら小指の爪くらいの大きさになる。イノシシもそうした。腹ぐすりとして使った。　（別府・カンボウ、杉本文雄さん、昭和 25 年生、2014 年 2 月 4 日）

２、「消滅集落」見聞記

物部では戦後、道や電気、ガスが整備され便利になるにつれて、人々はもっと住みやすいところへと集落を出て行くようになった。かつては山間に点在していた集落も、住む人がいなくなり消滅集落になってしまったところがある。このような集落は、1588 年の『長宗我部地検帳』などにもその地名が見られ、その昔から何百年もの間、人々が連綿と営みを続けてきていたことが分かる。時代の変化と言われたらしょうがないのだが、何百年もその土地で積み重ねられてきた文化や歴史が、ここ数十年の間で一気に失われてしまうことに寂しさを感じた。そこで集落の出身者や地域の方にご協力いただき、消滅集落を訪れて昔の集落の様子などを聞き取りした。一部ではあるが、消滅集落となってしまった成山（なるやま）集落と中津尾（なかつお）集落の様子を記録として残しておきたい。

（１）成山集落

市宇・宮ノ瀬近くの上がり口から山道を歩いて 1 時間ほどかかる（写真９）。出身の山崎計佐好（けさよし）さんに案内いただいた。細く険しい山道をひたすら歩くと、ぽっかりとなだらかな集落に出る（写真 10）。山間にひっそりとある、今は荒廃してしまっている家や畑の様子を見て、かつては人々が暮らしていた物部の山村暮らしの原風景を見たように感じた。

写真 9　成山への道中。案内されないと道は分からない。（2014 年 9 月）

① 成山の暮らし

成山まで道のりが遠いことは、昔は「広い面積を持っちゅうきえいねぇ。」（羨望）という感じだった。現在杉が植林されているところは、ほぼ野焼き（焼畑）をしていたところであった。計佐好さんのおじいさん（祖父）が住んでいた当時は 60 人くらいが住んでいたという。大きい家は 6 軒あり、小さい小屋もいっぱいあったという。「シキノシタ」は子どもが 13 人もいた。「シキノ平」と呼ばれる場所は、平家の落人がお宮の下へ落ちてきた

写真 10　成山集落。中央の家の屋号はウシロヤシキ。（2014 年 9 月）

ところで、古くから人が住んでいたところ。計佐好さんが住んでいたのは「ナカイエ」。ナカイエからみて南側の方向にある国有林のちょっとせばまったところは「ゼニガメ」と呼ばれていて、平家の落人が住んでいたそう。日当たりがいいので成山に引越してきた。ゼニを甕にいっぱい入れて持っていたのでゼニガメと呼ばれたそう。ゼニガメからは安芸へ抜ける往還があった。成山の正面の「ヒヤケヤマ」には家が 1 軒あって、成山の谷から橋を越えて行く道があった。「シンタク」は 7、8 年前まで最後まで人がおったところ。「シンタク」と「ウシロヤシキ」は親戚。奥さんは森林組合に勤めていて、毎回成山から宮ノ瀬まで歩いて下りてきて通勤していた。

鍛冶屋は部落には必要不可欠で、オガや金物を集めて釜、鍬にしていた。昔はオオカミの群れがいて、シカの駆除をしてくれていたが、病気でオオカミが全滅した。集落には山の神、氏神がまつられていた。成山は太夫ごとをする人は何人もいた。成山の人は太鼓を叩くのがうまかった。同じく山間にある鴨ヶ峯集落などと交流はあり、他部落のお祭りなどにも参加していた。夜道はカヤを葛でまいた松明を 2 本持って歩いた。結構明るい。

部落の中ではささいなことでも喜んだり、みんな仲良く、比較するものがないので満足して暮らしていた。豊かではないけど、心は豊かだったという。

（山崎計佐好さん、2014 年 9 月 19 日）

（2）中津尾集落

中津尾へ行くには、物部の中心部大栃から隣接する香南市、安芸市の山間部を通り、また香美市に入るというのが主なルートで、他の市をまたいで 1 時間近くかかる。途中、電波も通じない箇所や舗装されていない道もあるので、一人では危険なので行くなと言われるような場所であった。2015 年、初めて中津尾を訪れたときは 2 軒の家に人が住んでいたが、その翌年には住む人がいなくなり、残念なことに消滅集落となってしまった。このとき、当時 95 歳の小松繁廣（しげひろ）さんにお話を聞くことができた。

① 中津尾の暮らし

写真 11　中津尾・小松繁廣さん宅。標高 750 メートルほどに位置する。（2015 年 1 月）

生まれも育ちもここ。自分で 30 何代目か。平家が落ち延びてきたのが最初といわれている。戦前までは自給自足。山仕事をしていて、働きに出たことはないが、長野に 1 回、若い人を連れこって行ったことがある。中津尾は一番多いときで 20 軒ばあ。昭和になってから減り始めた。今は 2 軒。昔の古い人は、サツマイモを作るようになる前は、ヒエ、アワ、里芋を作っていた。山一面に里芋を植えて、壺に入れて囲っちょって、煮て食べた。子どもの頃は、トウキビ、アワ。米はようけ入れんずく食べた。米も作っていたが 1 反に 4〜5 俵しか穫れんかった。

子供は安芸におって、香我美町におる孫が出荷するシキビの世話をしに土日には来る。買い物は安芸でする。3 ヶ月に 1 回は安芸病院へ行っている。シカはびっしり来る。毎晩、家の前を 3 匹ばぁで連れこっておる。シキビは毒があるのか、シカは食べん。注連縄も自分で毎年 50〜60 はこしらえゆう。まわりにお寺が 2 つと氏神様があるので、太夫もええ（よう）雇わんき

自分らぁでやりよる。　　（小松繁廣さん、大正 10 年生、2015 年 1 月 9 日）

② 太夫業をしていた小松家

小松家は代々、太夫の真似ごとをしていた。太夫＝医者という存在であったそうだ。

孫兵衛　重次　　下中津尾で山番をしていた

孫之丞　重教　　明治、百姓の時代。太夫の法が薄らぐ。

↓

堂平（どうだいら）を切り開いて上がってくる。（ウメモト、マエ、カジヤ、ワクボ、オモヤ（小松家））

↓（5,6 代離れて）↓

（オモヤ）　　（ウメモト）

春恵―吉太郎　　源太郎―妻　（源太郎さんは百姓しもって太夫をしていた）

｜　　｜

繁廣さん　―　信子

義父の小松源太郎さんは太夫で、日本の水神を集めて雨乞いをした日、源太郎さんが知らん（意識がない）ようになって、榊を持ったまま動かんようになって、胴がすいて上がりよった（宙に浮かんだ）。そのとき雲が来てお宮の周辺を包んだ。次の日の昼にかけて雨が降り出した。妙なことをする人やった。水虫とか悪いく（ところ）があると、まじないにきて、不思議に治った。

③ 家でのまつりごと

おじいさんの頃に、お祭りはどっさり辞めた。お祭りの方法を知らんので、ようせん。天の神を祀っているので、18 歳から四つ足の肉を食べてない。天の神さまをお祭りしている祠は中までつついたことない。生まれてはじめてこの前開けたら、御幣がどっさりあった。家を建て替える前は、人間の目の届かんところに祀られていた。

写真 12　中津尾からの景色。（2015 年 1 月）

④ 鎮め

柱鎮めは 4 年に 1 回、太夫を 1 人雇って、家の人が 1 人手伝って、2 人で、大体床の間のある部屋で略式をやっていた。大根をお膳へ乗せて、舞を舞って鎮めていた。大山鎮めは山の中で鎮めるものだが家でもやった。部落でも 2 回くらいやった。和田姓の人が、大山鎮めが得意で、特別に雇った。だいぶいざなぎ流（の作法に則ってやっていた）で、3 階の棚、御幣、赤・黄・緑色紙もあった。

⑤ 中津尾の観音様

中津尾は昔、山の峰越しで交流の場で、獣も人間も変わらんもんやったので人が人を食べていた。（人の道を外れないよう説くために）それを見かねてお寺（観音さま・薬師さま）が建てられ、10 代ほど続いた。元々は天皇の直営のお寺が先にあり、7 つの建物があったといわれている。中津尾にあった観音さまは、その後芸西の方へ行って、羽尾・長谷寺（香南市）に行った。お寺の坊さんは法を使ったりしていた。お坊さんの骨はこっちにある。墓は羽尾へ。羽尾

へ場所が移ったのは、お坊さんがここで住むのがしんどくて、とか、小松家が堂平に移ってきてうるさくて（平家の落人が観音さまを頼って逃げてきたので、これを匿って食わせんといかんなるので）という理由と伝えられている。

⑥ 中津尾のおまつり

お薬師さんは 28 歳くらいから 60 年ばぁ祀った。観音さまのお祭りは不浄祓い、般若心経を唱える。薬師如来本願功徳経、阿弥陀真言、光明真言。1 時間くらい。自分でやってきたのは、こんなところなのでお坊さんも呼べないし、どうにかお祭りしたら神様も受け取ってくれる。お供えも仏御膳にしたら 5 品必要だが、そんなことできないのであり合わせになっている。

３、「職能」見聞記

物部で話を伺った人の中には、様々な仕事に従事されていた方がいた。ここでは狩猟、鍛冶、森林軌道、韮生鉱山の仕事について取り上げたい。

（１）狩猟

物部では狩猟は身近なものであった。今ではシカの駆除を目的として猟をしている人も多いが、以前は食用肉や皮を得るために狩猟をしていた。また、狩猟＝山のもの（命）を獲るということで、山の神をお祀りする。狩猟が信仰とも深く結びついていることも興味深かった。

① 山での猟師

昔はムササビの狩をしていた。ムササビの皮は売っていた。夜中に狩をして、2 時か 3 時に家に帰っていた。猟師さんが山に入って何か変だと感じるとき、犬が足の股に入って動かない。山のものは火が怖いので、タバコを吸って火を見せる。しばらくしたら犬が動きだす。山のものは音も怖がるので、枝を踏んで音を立てて歩くと近寄ってこない。

（岡ノ内・川口、宗石シヅ子さん、昭和 10 年生、2013 年 12 月 14 日）

② 猟は命をいただくこと

猟師は鉄砲をご神体としていた。杖にするとか、ぞんざいに扱ってはいけないと言われていた。猟は命をいただくということで、遊びでやってはいけない。

（別府・中尾、松本善夫さん、昭和 18 年生、2013 年 9 月 30 日）

③ 猟と供養

おじいさんの代から猟はやっていた。そのときは今より細くて短い銃を使用していた。当時はタンパク源として狩猟をしていた。カモシカは「肉」と呼ばれていた。「肉（=カモシカ）を獲ってくる」と言った。あとはシカ（高の瀬峡の原始林にいた）、キジ、イノシシなど獲った。イノシシは肉を売ってお金にして、猟師は内臓を食べていた。ムササビは 1 頭獲ったら日役賃が出た。

写真 13　ツキノワグマの皮。(2013 年 6 月)

若いころ猟をしていたら、ツキノワグマと遭遇し、見事に仕留めて皮はなめした。クマが冬眠する「クマウト」が口東谷の山頂のところにあった。1 回獲ったらにおいが取れるまで 10 年かか

るので、昔の人は外にいるクマを獲っていた。

現在は趣味で狩猟をしている人もいるが、お父さんから「食べない猟はするな」と言われていたので、猟をしたら必ず捌いてお肉をいただく。山の命なので、無駄な殺生はしない。前までは、動物の舌か耳か心臓の一部を枝にさして山の神に捧げた。

旧暦 2 月 17 日には動物供養を行っている。以前、太夫の中尾貞義さんに供養したいといったら、家の上の方にある観音様（ばつお観音）の横に動物の供養柱を立てよと言われた。

欲を出してはいけない。養蜂も欲を出すと（売ってお金にしようとか、多く取ってやろうとか）取れなくなる。　　（別府・カンボウ、杉本文雄さん、昭和 25 年生、2014 年 2 月 4 日）

④ 鉄砲と狩猟免許

鉄砲はほとんどの家にあった。終戦時は大半の家が持っていて、ウサギの駆除などもしていた。狩猟免状がいるようになって厳しくなってきたら、駆除した写真を撮らないといけなくなり、逆にカメラがなかったので獲るのが大変だった。

（別府・中尾、松本善夫さん、昭和 18 年生、2013 年 9 月 30 日）

（2）鍛冶

鍛冶屋は集落の中にたいていあり、農具や道具などを作り修理する役割があった。鍛冶屋は神様の中でも一番えらいといわれている天神様を祀っており、天神様を祀っている家では四つ足の動物（牛、豚など）は食べられないことになっていた。

① 鍛冶屋の仕事

おじいさんは 14 才のときに影仙頭から土佐山田町・片地へ弟子入りし鍛冶の修行をした。明治 38 年、20 才のとき大栃に帰ってきて鍛冶屋を開業した。自分は中学校済んでから、おじいさんとおじいさんの弟子（叔父）のところへ通って習った。おじいさんは自分が 17,18 歳のときに亡くなったので、2,3 年しか修行はできなかった。乗りかかった船やき、辞めるわけにはいかんくて叔父さんのところで修行。その後は 50 年くらい鍛冶屋をやった。

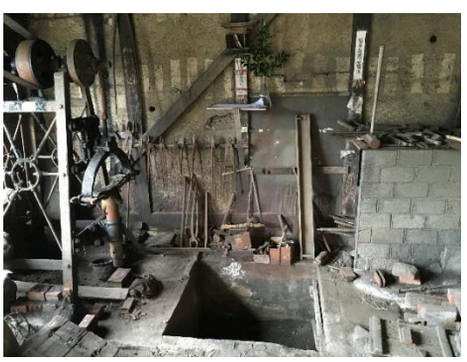

写真 14　大栃にある鍛冶屋。（2015 年 9 月）

鍛冶屋の仕事は大工とは違う。大工は設計通りに切ってやれば家ができる。鍛冶屋はそうはいかん。自分で見て覚える。昔は「〇匁のを作って」と言われたらそれ通りに作って仕上げた。妻の父が山師で、右へ出るものがいないくらいのすごい人だった。義父が、ええというのをこしらえるのが難しかった。山師がいうようにこしらえれたらいいけど、思うように作るのは至難の業。2 つ 3 つこしらえるというよりは、1 つ、切れるものを作るという信念でやっていた。

（大栃、山崎誠文さん、2015 年 9 月 29 日）

② 鍛冶の方法

鍛冶は向こう打ちで 1 から 10 まで全部手でやりよった。板を製品の完成を見越してから切断した。板の石筆で先を引いて、師匠が板を移動させてタガネを弟子がたたく。板の厚さは 1mm～2.5mm。2.5mm のは鍛造するのに大変やけど、製品は分子が詰まっているので刃先がこぼれ

んため長く使える。刃は折りかえし、折りかえししているので締まっている。

ノコの種類は伐る木による。何通りも持っちょって適した道具を持っていく。チョウナを専門にこしらえる鍛冶屋もおった。これも厚いオノ、薄いオノがあった。黒打ちというノコは、昭和 30 年頃は材料（ハガネ）がなかったので、修繕をするほうが多かった。

戦中はええハガネもなかった。一個でも余分があったら供出させられた。出来ちゅうノコギリの太いのをこまいのに鍛造して薄くした。磨きの修理になると鍛造ができないので、刃をやすりで磨いた。

今は作ろうと思ってもハガネが手に入らん。当時は安来鋼（やすきはがね）を西内鋼材（四国の代理店、問屋。土佐山田にある。）に頼んだら持ってきてくれよった。運送会社に頼むか、バスに一緒に乗せてもらって、届けてもらう。原料は出雲の安来鉱山で日立がやっていた。ノコギリの需要がなくなったので、今は取引なし。のこぎり専門だったため、チェーンソーができてからは仕事も変わった。（大栃、山崎誠文さん、2015 年 9 月 29 日）

③ 当時の林業

昔の林業は、庄屋というものが集落におって県内、県外からの山の仕事を請け負った。庄屋が山をみて職人を雇う。山割りといって、切り良い山と切りにくい山はクジを引いて決めた。杣さんが山で木を伐ったら 3 日くらいおいて乾燥させる。あんまり大きい木は大割といって木挽きが半分に切っていた。これをおいこ（背負子）で背負って下ろしたり、乾燥させて軽くなったものを日庸（ひよう）さんがトビ、ツルを使って川まで下ろした。物部のケヤキは、国有林にそれはええ木があったが、営林署が乱獲してしもうた。（大栃、山崎誠文さん、2015 年 9 月 29 日）

④ 天神様のお祭りⅠ

旧 11 月 8 日には毎年、お供えをしていた。むかしは天神様のお祭りの日、天神様はえらい神様なのでということで隣の人も来ておきゃくをしていた。

（大栃、山崎誠文さん、2015 年 9 月 29 日）

写真 15　天の神のお祀り。（2015 年 9 月）

⑤ 天神様のお祭りⅡ

元々は鍛冶屋でひいおじいさんのときまでやっていた。父は養子。屋号は「ニシカジヤ」。天神様をお床の上の天井の高いところへお祭りしてある。霜月（11 月）8 日のおまつりの日に、大根を馬蹄型に切り、頭がついた魚 3 匹をお膳にして祭る。3 日は肉は食べられん。家の中では肉は絶対食べんかった。今じゃあ時代が変わって狩りをしよって肉食べるようになったので、太夫さんに頼んで、限定的に食べてもよいようにしてもらっている。

（神池、山本強喜さん、昭和 5 年生、2015 年 12 月 28 日）

（3）森林軌道

物部は森林が多く占め、江戸時代には多くが土佐藩の御留山になるなど、林業が盛んな地であった。明治に入ると御留山は国有林になり、営林署の管轄となった。大正から昭和初期にかけては山崎～別府間の森林軌道が整備され、大規模に木材が搬出できるようになった。森林軌

道は昭和 28 年より順次国道に整備され、その後はトラックにより材木の搬出が行われるようになった。

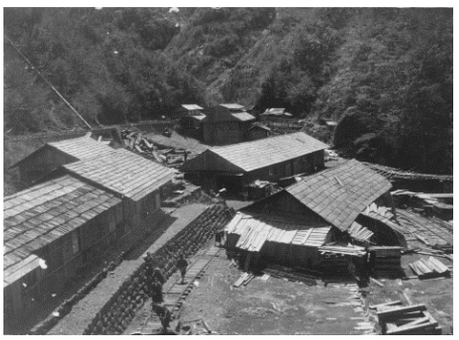

写真 16　桑ノ川の製材工場。(『木の子守歌が聴こえる』より)

① 機関車の運転手

小学校を卒業し、16、17 才頃、別府で森林鉄道の軌道の修繕をしていた。その後、制動夫（動きを調節する役目）を 3～4 年する。21 歳のとき営林署から免許をもらい機関車の運転手として 10 年以上仕事をした。歩くより交通機関がなかった時代だが、鉄道はブレーキもなく命がけで乗っていた。常に危険と隣り合わせだったので、当時の気持ちとしてはこわさ半分、おもしろさ半分という感じであった。

森林鉄道は運転手 1 人、制動夫 2 人の計 3 人が乗車。運転手は自分専用の機関車があった。1 号車、2 号車･･･とあって、奥（川上側）では 5 台ほど、下（しも）（川下側）からも 5 台ほど、全部で 10 台くらいはあった。多いときは 15 台ほどあったことも。

写真 17　昭和 20 年代。谷間にエンジンの音がこだまする（『木の子守歌が聴こえる』より）

レールの幅は 762mm。枕木を含めると 120 ㎝くらい。時速は 10km くらいだった。機関車の重さは 4 トン。大きさは今の箱バンの自動車をもうちょっと大きくしたくらい。機関車の外の部分は日本製だったが、エンジンはアメリカ製（フォード社)。機関車の裏のステップには 2～3 人乗れた。せいぜい 4 人。当初はボイラーでガス（蒸気）を発生させてエンジンをまわしていた。その後、薪→木炭→戦後はガソリンになった。薪を使っていたときはタールが出るので、頻繁に壊れた。エンジンにタールが溜まると掃除に 2 日くらいかかった。

写真 18　別府・杉熊の営林署跡。ここにも森林軌道が通り、集落も賑わいがあった時代があったが、今は消滅集落に。(2015 年 2 月)

機関車のダイヤ（時刻表）も組んでいたが、故障などで 1～2 時間遅れることもあった。仕事は朝早くから晩遅くまでだった。戦後は日曜もなかったので毎日働いていた。1 回で運ぶ量はトロッコ 10 台分、100m 以上の長さ。途中で民材を積んだときは 20 台ほど並んだ。順調にいけば 2 時間半～3 時間半くらいで山崎まで運搬できた。別府から別府山にかけては道が悪かった。線路に石があり脱線することもあった。そのときはジャッキで乗せる。トロッコが谷に落ちることもあった。

昭和 30 年代にはチェーンソーが導入された。早く伐れすぎるので木がなくなった。チェーン

ソーを持っている人は伐れる量が多くなるので格差ができた。その頃、軌道が車道に整備され営林署の人も転勤になったりして、別府にいた人もちりぢりばらばらになった。自動車道ができたのは昭和 35 年のこと。自動車道に変わってからは、貯木場の事務員をして、その後は営林署の購買の担当をしていた。　　（別府、半田吉照さん、大正 12 年生、2014 年 11 月）

（4）韮生鉱山

久保・和久保にある古くから開発された鉱山で、戦前から戦後にかけ、主にマンガンが産出されていた。東西約 150m、南北約 50mの範囲に複数の鉱体が存在していたという。

① 鉱山の仕事Ⅰ

写真 19　韮生マンガン鉱山入口。今は水源地として利用されている。（2016 年 1 月）

マンガンは、山作をした人が、表面に出ていたマンガンを「これはなんじゃろ。」と発見したのが最初。最初の開発は露天堀で、マンガンが表面に出ているのでそれを取った。取ったら鉱脈を辿って地の下まで掘り下げる。だいぶ掘っちゅう。掘削は、八角形か六角形の鉄製の 40～50cm の鑿（のみ）を焼いて先を尖らせものを、槌の石頭（せっとう）で穴を開け、ダイナマイトを詰めて爆発させていた。地の下なので、爆発音はそれほど聞こえなかった。

掘ったマンガンは、荷車馬と荷車をワイヤーで繋いで搬出した。五王堂まで行ったら、そこからはトラックに載せた。日に 2 回ばぁは往復できたけど、掘るのが間に合わんので、1 回くらいやった。2、3 年したら久保までトラックが入るようになった。マンガンは陸軍に使われていたよう。鉄を溶かすのにマンガンが使われていた。高知市の桟橋に神戸製鋼の支社があった。どうもそこに運ばれていたようだ。終戦後 1、2 年して引き上げた。

（久保影、日浦道雄さん、昭和 7 年生、2015 年 12 月 4 日）

② 鉱山の仕事Ⅱ

小学校を卒業して、15 歳から 1、2 年、鉱山で働いた。自分らぁが行ったときは終戦後で鉱石も、のうなっていた。働いた経験があって今おるのは、自分と大栃にもう一人おる人くらいのもん。当時は、大栃の人の親子と、自分と、工場長のおじいさんと、おじさん 2 人の 5、6 人で働きよった。

写真 20　鉱夫が穴を開ける速さ比べをしたといわれる跡。（2015 年 7 月）

自分らぁのときは削岩機が導入されていた。それまでは手掘り。ダイナマイトを押し込んだあと、退避しちょって、ドカーンと爆発したら何分かおき、ガスがのいてから、岩石をのける。ほれた岩はテミでトロッコに乗せて押し出して、選鉱場まで運んだ。トロッコで鉱山から出してきたのを、選鉱婦が良いのと土砂交じりと 2 級、3 級と分けた。選鉱したのは、トロッコに乗せて、索道があるところまで運んで、それから索道で国道ぶちまで飛ばしていた。坑道の中には幅 1mくらいのトロッコが、それが何十mもあった。マンガンの

塊は「あんこ」と呼んでいて、鉱山内のあんこは土と違い、黒っぽくて重かった。早く掘れる人は報酬が良く、賃もりといって、報酬を決めるのに競争をした（写真 20)。

（久保高井、坂本博秀さん、昭和 11 年生、2015 年 12 月 4 日）

４、「山の怪」見聞記

地域の方々とお話をしていると、伝説や怪異現象に関する話を体験談として聞くことがあった。いずれも具体的な名前や地名などが入っており、このような話が世間話のようにされるということにも衝撃を受けた。科学が進んだ今、本当にそんな事が？と疑わずにはいられないような話でも、本人たちの口から直接話を聞いていると、それらの話を事実として信じざるを得なかった。

① タヌキに化かされた話

旦那さんが小学生のときに通学中、上から大きな岩が落ちてきて頭に直撃した。すぐに病院に運ばれ、一ヶ月ほどは植物状態になったが奇跡的に回復。その後は、難しい話などや計算はあまりできなかったものの、日常生活にはほぼ支障なく過ごしたそう。当時のことはあまり聞いていなかったという。

旦那さんが亡くなり、親族からその事故の話を聞かされて驚いた。事故のあった日、小学校がある地区の集会場で話し合いがあった。そのとき、見慣れぬ人が入ってきて「いま山から岩が落ちてきて子どもに直撃した。面白かった。」と言った。地元の人も、子どもが怪我をしたのに面白いとはどういうことか･･･？と思ったが見知らぬ人だったので、そこまで追及はしなかった。その後、その子どもが寝泊りしていた寄宿所に行って、その子の布団をめくると、なんとタヌキの毛がたくさんあった。それで地元の人は、子どもがタヌキに憑かれて事故にあったのだ、と合点がいったそう。（別府・カンボウ、杉本徳美さん、昭和 18 年生、2013 年 2 月 28 日）

② 山での怪異Ⅰ

行者山の険しい斜面の砂防工事中、影仙頭のある人が細い道を朝一番に仕事場へ向っていたところ、唐傘くらいの太さのヘビが道を横断していた。これは不吉なことと思い、仕事をせずに帰って、仕事も辞めた。急に辞めたのでまわりが心配がったが、理由は決して言わなかった。他言すれば災いが起こるという意識があって、その後 10 年は決して人に言わなかったそう。

（岡ノ内・川口、宗石シヅ子さん、昭和 10 年生、2013 年 12 月 14 日）

③ 山での怪異Ⅱ

赤岡からの塩売りが来て、お金がなくて塩が買えなかった。塩売りが鷹を落としたら塩をやる、といったので、法をかけて鷹を落として塩をもらった。岡ノ内のスタンドの前のあたりに行くと、鷹にかけた法がとけて飛んでいった。それを見て、塩売りが塩を返してほしいといったが返してもらえなかったという話がある。

（岡ノ内・川口、宗石シヅ子さん、昭和 10 年生、2013 年 12 月 14 日）

④ 山女郎・山犬

高板山のむこうの国有林に山女郎（やまじょろう）がいると言われていた。スズタケより背が高く、早く走って逃げれば早く追いかけてきて、遅く走れば遅く追いかけてくるといわれていた。国有林から

ノリギ（糊になる木）をかついで来たら、山犬に追いかけられて、急いで帰ってきたらノリギの皮がはげてしまっていた、という話があった。　　（神池、山本茂平さん、2015 年 8 月 6 日）

⑤ 伐れない木の話Ⅰ

別府から 10ｋｍほど下ったところにある崎岩トンネル（崎岩→裂けた岩が由来？）の上、木地師の墓の近くで工事をするので木を伐ることになり、その仕事を頼まれて朝早くから現場に行った。木を伐ろうとしたら、いつもはかかるチェーンソーが動かない。2 時間ほど、いろいろ試してみたがいっこうに動かず、腹が立って大きな岩を落としてチェーンソーを壊した。帰ってきて太夫さんに「木を伐らしてもらえんかったので帰ってきた。」と連絡したところ、「木地師の墓があるやろう。」とこっちは何も言ってなかったのに太夫さんは分かっていて、その木地師の呪いによってチェーンソーが動かないようになっていたという。太夫さんに祈ってもらわない限り、この呪いは解けない。これでも無理やり木を伐ろうとしたら具合が悪くなるか、ケガをするか、命を落としたりすることもある。

（別府・カンボウ、杉本文雄さん、昭和 25 年生、2014 年 2 月 4 日）

⑥ 伐れない木の話Ⅱ

神池・女池（めいけ）のむこう側に、倒れたら困るき伐りたい木があって、太夫さんが祈ったけど、くじがおりんくて、どうしても伐れん木があった。そんなところに昔の墓があるというので掘ってみたら実際にあったことがあった。

（神池、山本強喜さん、昭和 5 年生、2015 年 12 月 28 日）

⑦ 伐るのに注意が必要な木

特別太い藤のかづらや滝の近くにある木を伐り倒すときは、特に注意しなければ事故や怪我をすることになる。そういった場合は念を入れて安全な状況にしてから伐採する。迷信といわれるかもしれんが、迷信で通らんこともある。去年、別府・和田の堰堤の工事をするときに、かづらが巻きついた 2 本の杉の木が前後してあり、これを伐るのに、木の元のところは伐っているのにいっこうに倒れない。若い土木の人がユンボで押して倒そうとしたがそれでも倒れない。木に長いロープをくくりつけて、木が倒れても安全なちょっと離れたところから引っ張ったらやっと倒れた。こういう木は妙に雰囲気で違うと分かる。

（別府・カンボウ、杉本文雄さん、昭和 25 年生、2014 年 2 月 4 日）

⑧ 先祖が日光院

ひいおじいさんが槇山の岡ノ内・西谷から養子にきた。ひいおじいさんは日光院の孫でえらい太夫だった。京都の御所（？）の左近の桜の花が咲かず、日本中の太夫が集められて、三日三晩祈ったがそれでも咲かず、一番最後に麻の着物のぼろを着た日光院の番になった。日光院は自分のいたところに荷物を置いたまま、祈祷する場所まで歩いて行った。皆が「荷物を忘れて行っちゅう。」と思ったが、日光院は一番前に来ると、その荷物を法力を使って呼び寄せた。その後、日光院が祈り始めると祈り半ばで桜が咲いた。そこで桜を咲かした功績にと天皇から「日光院」という名前をもらった。前の名は不動院といったそう。ひいおじいさんはこっち（久保）へきても太夫をしており、人の家に雇われて、何日もかかってご祈祷をやっていた。

（久保、小松済（すみ）さん、大正 14 年生、2015 年 8 月 13 日）

５、「信仰」見聞記

写真 22　昔のいざなぎ流のお祭り（詳細不明）。（所蔵：香美市役所物部支所）

いざなぎ流は、物部の民間信仰で、陰陽道、修験道、仏教、神道などが混淆して成立したと言われている。太夫と呼ばれる宗教者が、祈祷や鎮めなどを行う。昔は各集落に何人もいたという太夫だが、今では数人となり、また高齢化や過疎によってお祭り自体も激減、今では消滅の危機に瀕している。太夫はその昔、病気になれば病人祈祷をしてもらい、山火事や集落に不幸があったとき等には鎮めの祈祷をしてもらうという存在であった。

私が物部に住んでいたときに実際に感じたのは、例えば個人や集落に不安事が生じたときに、「太夫さんにみてもらったら？」というような会話がいまだになされていたことである。やはり現代においても、物部の方々にとって太夫の存在は、何かあったときに「心の拠り所」になっているのだと感じた。

①　昔は太夫が各集落に大勢いた

別府にも太夫さんはたくさんいて、家祈祷とか、部落・家ごとでやるお十七夜さまをしていた。知っている限りでも、中尾２人、船ヶ谷１人、柿ノホテ２人、伊浦の上１人、土居１人。柿ノホテにはテラヤジというところがあって、お坊さんがいた。

（別府、杉本キヌエさん、昭和６年生、2013 年７月 16 日）

②　小松神社で祈祷を行う太夫

写真 23　小松神社のお祭り。右が神官さん、左が太夫の小松台太郎さん。それぞれ祝詞、祭文を唱えている。（2014 年７月）

小原家は代々、太夫の家筋でお父さんの天台流の要素が入っている。許し（許しを受けると太夫として独り立ちできるようになる）をもらった師匠は中尾計佐清（けさきよ）さんで、他にも伊井阿良芳（あらよし）さんとか色んな人に教わった。師匠は、見取り師匠、聞き取り師匠、盗み取り師匠がいると言われた。

小松神社には守目（もりめ）、太夫、先祖などがみこ神（がみ）として祀られている。小松神社は明治の神仏分離までは太夫が神事を行っていて、台太郎さんのひいおじいさんの代から神官さんがやるようになった（写真 23）。本来はいざなぎ流でやるところを、神道でやってしまうので神様の機嫌は悪い。

おじさんから言われたこと。銭や物に欲をかけるな。神様が言うことを聞かんなる。相手がどんな人でも向こうから「してくれ」と言われるまでしたらいかん。銭に目がくらんで太夫業に走りすぎると、位負けする。自分がかぶることになると言われた。

（別役・津々呂（つづろ）、小原台太郎さん、2014 年７月 21 日）

③　米（ふま）占い

母は小さい頃から太夫の祈祷などを見てきていたので、今がお祭りのどの辺りとか、あとどのくらいで終わる、とかよく知っていた。ごはんを炊くときに米をすくって釜へ入れたら、占

いになっていた。「米持ったときには占いになっている。」と言っていたそう。湯を沸かしてやる米占いは舞台、氏子を清めるので、祭りで一番大事。

上韮生の太夫のことは先達さんと呼んだ。太夫の中でも山伏系。高板山は寺＋神社の要素。いざなぎ流が無形文化遺産に認定されてからは、「我こそ本流」という太夫がいて大変だった。いざなぎ流は太夫さんそれぞれで体系が違う。

（別府・中尾、松本善夫さん、昭和 18 年生、2014 年 12 月 5 日）

④ 病人祈祷が得意だった太夫

写真 24　別府・中尾の氏神様のお祭りで使われた御幣。（2015 年 12 月）

おじいさん（舅）である半田三郎さんは 92,3 歳のときに亡くなった。市宇の程野（ほどの）出身。おばあさん（姑）は 87 歳で亡くなった。そのお母さんは成山出身。おじいさんは病人祈祷が得意でいっつも行きまわりよった。電話がかかってきて「病気やき来てくれ。」と言われて、ぎっちりおじいさんに言いに行きよった。徳島のほうへ行って 1 ヶ月ばぁおらんなることもあって、忘れた時分に戻ってきた。ちょっこりこっちへ来た人もみんなぁおじいさんのことを知っちょって、「ええおじいさんじゃったが。」と言われる。「（日頃は横になって寝いでいる様子ばかりを見ていたので）そんなことなはいけんどねぇ。」と思っている。

落合におったケサエさんが具合悪くなって呼びにきたので、おじいさんが祈祷しに行ったが、おじいさんがいぬるときには歌を歌っていた。程野から子どもさんが具合悪くなって、杖をつきながらお母さんが支えてここまで来たことがあったが、帰りは走って帰りよった。病人祈祷は一年中行っていた。行った先で病気が乗り移って、他の人にかいで（担いで）来てもらったこともある（祈祷を一緒にやっていた他の太夫さんが、自分がしたいので、三郎さんに乗り移るように仕向けたらしい）。

おじいさんのお父さんも市宇で太夫。「むこうの岩に火をつけてみよ。」と言われて火をつけたりしていたらしい。病人祈祷が得意で、徳島とかぎっちり行っていた。おじいさんも泳ぎゆう魚を「ひっくり返るき見よれ。」と言ったと思うと、魚が腹を向けて死んだようになったが、そのあと、ひっくり返って元気になって泳ぎだした。なんぞ、ありゃしたんじゃろうね。

私の娘が 3 歳くらいのときに、水が入った木桶に落ちこんで意識がなくなったときに、おじいさんを呼んだら、なんぞ祈りだして、娘さんがまた意識が戻って遊びだした。こんなことあったので、（祈祷とか、法力とか）ばかばかしいとは言われん。

おじいさんは日中いつも横になっていて何もしていなかったという。おばあさんが畑の世話などで帰るのが遅くなると、「草刈りばんば、日の暮れを知らん。」と言ったり、ご飯を作っても「まずい、どこそこの家のごはんは美味しい。」など文句を言っていた。太夫でいっぱいよそへ行っていたので、さぞかしお礼も多いことだろうと思っていたが、あんまりもらってなかった。行って食事をもらうことなどはあったようだが、みんな貧しかったので儲かるというものでもなかった。

おじいさんがおる頃は隠居で天ノ神も祀っていた。御幣もたくさん切っていた。亡くなった後の、取り上げのことなどを生前に聞いたら、「そんなことするによおばん、何ちゃあせんでいい、そのままで。」と言われた。

テレビが好きなおじいさんじゃった。テレビがはやった（流行した）時分に、別府に 1 台だけきてそれを買った。高かった。とっと高いところにアンテナを立てて大変やった。おじいさんがテレビの使い方が分からずにつつくき、ぎっちりテレビが壊れて、修理を頼むのにも電話がなくて宮ノ瀬の郵便局で電話を借りて、前田さんを呼ぶけど、なかなか来てくれんくておじいさんが怒りよった。

（別府・船ヶ谷、半田絹恵さん、大正 15 年生、2016 年 3 月 17 日）

⑤ 託宣Ⅰ

妻の父（別役・津々呂出身）、半田宮衛門さん、伊浦馬吾さんは弓祈祷ができた。伊浦さんと松本長次さんは善夫さんの叔父。神祭りの本筋（神楽系）だった。小松為繁さん、小松豊孝さんはあんまできんかった。

10 歳くらいの頃、伊浦馬吾さん宅での家祈祷のときに長次さんが主になってやって、大きなお祭りをしたあとに託宣とかもしていた。託宣がおりる人が真ん中に座って、太夫さんが周りに座っていた。託宣がおりたら、倒れる前に力持ちの太夫さんが押さえつけないといけない。家の守り神としてのお告げ、声はその人になりきっていた。舞いだして、部落、家のことなど訴えたいことを話していたという。

（別府・中尾、松本善夫さん、昭和 18 年生、2015 年 1 月 15 日）

⑥ 託宣Ⅱ

神池でも太夫がお祭りをしよった。明治に入って、ある家の人が次々に病気になって、その家が絶えそうになったときに、弓づるでどうしてか（家が絶える理由）ということを太夫が 5、6 人集まって、輪になってやって聞いていた。太夫が祈りをしていたら、他の太夫に地獄のものが乗り移ったようになって、違う太夫が「早うせんと、地獄のものがいぬる（理由が聞けなくなる）ので、早く祈れ。」と弓づるをつんつんしていた。茂平さんのおじいさんが見て「おそろしかった。」と言っていたそう。

（神池、山本茂平さん、2016 年 3 月 4 日）

おわりに

別府集落は香美市土佐山田町にある市役所から 45km ほど離れ、徳島県との県境近くに位置する山々に囲まれた集落である。もちろんスーパーなどはなく、最寄りのコンビニまでは車で 45 分という道のりで、あるのはべふ峡温泉という宿泊施設くらい。集落は当時、25 世帯、40 人ほどが住んでいた。平均年齢は 70 歳、私と一番年齢の近い人が 57 歳であった。そして、私は知り合いもいない別府というところに 3 年半住むこととなった。最初は町の暮らしとは正反対の生活にとにかく戸惑うばかりであったが、「郷に入れば郷に従え」と自分に言い聞かせて、物部の人や暮らしを理解しようと努めた。そして色々な方々にお話を伺い、昔の苦労した生活、動植物の利用方法、神秘的ないざなぎ流の話、本当にあった不思議なできごとなどたくさんの

ことを知っていく中で、物部の方々の人間性、文化や歴史の奥深いところに触れることができたと思う。

物部は山間僻地で決して住むのに便利な環境ではないが、そこに住む人々は貧相な暮らしを送っていたわけではなく、むしろ心は豊かであった。そして、お互いを思いやり自然や信仰のこころを大切にして、おごらず、慎ましい生活を送ってきたということが生き方や文化、歴史の中に表れていた。都会のような便利さから離れているからこそ、かえって、当たり前のことがありがたく、ささやかなことに幸せを感じる。そんな姿がとても尊敬でき、私は多くのことを学ばせていただいた。

今回、「物部見聞記」として記した内容は、私が見聞きしたごく一部にしか過ぎない。物部の魅力は多岐に渡り、素晴らしい文化が今も息づいている。本稿にも書いたが、過疎高齢化に伴い、このような貴重な文化、歴史、信仰が消えていくことは非常に残念で惜しいことである。記録を残していくことで、物部の人々が生きた証や文化、歴史の尊さが後世にも引き継がれていくことを願う。

【註】

1) 見聞記に登場する地名の位置は図1に示した。聞き取りした内容の末尾に、集落名、聞き取り対象者、生年、調査日を記す。

2) 人的被害はないが、大字・押谷の佐岡集落の小屋に1945年7月、焼夷弾が落ちている。

3) 「エス（S）犬」とはシェパードを指す言葉（『日本国語大辞典』）だが、洋犬と秋田犬や地犬との雑種でトロッコを引く犬を、高知ではエス犬と呼んだ（「犬も支えた森林鉄道」『とさぶし』第17号、2〜3頁）。

大忍庄域に分布する中世期石仏を中心とする石造物の様相

濱田　眞尚

はじめに

高知県域において、中世期の制作、造立にかかる石造物は多様にかつ県内一円に見てとることができる。本県は扇状に東西に広い地勢を有し、各地域ごとに独自の歴史性を有する。中世期、各地域に群雄が割拠していたが、最終的には長宗我部氏の台頭により土佐一国に収斂されていく歴史的背景も見逃せない。中世期の石造遺品を見ても、五輪塔、石仏等が地域特性、濃淡をみせながら分布している。中でも、明確に地域特性が顕著なのが石仏である。

この中世期石仏の高知県内の分布状況については、先学諸氏による断片的紹介、把握資料がいくつか存在するものの、ほぼ未調査であり、まとまった基礎資料は皆無であった。近年、有志（産田孝、唐岩淳子、山岡遵、筆者）による全県の分布抽出調査が行われている。大忍庄を含む旧香美郡域については、一応の一次調査は完了しており、今後その分析、追加詳細調査、まとめが待たれる段階にあると言える。この調査成果が自家製本版ながら『高知県の中世石仏分布資料集　上・中巻』（2020 年刊行）に仮集約された。これによると、大まかにタイプ別に県下 6 地域に分類されており、大忍庄域は香美郡タイプ（仮称）が大半を占めることをみてとることができる。とりわけ、この調査は紀年銘等文字資料を有する新確認資料の追加に加えて、供養のあり方や葬制を考える上での問題を内包する資料等、多方面にわたる波及効果が期待できる画期的な成果を収めていると言える。現時点で、本稿はその速報的意味合いとしての記述とならざるを得ないことをご理解いただきたい。

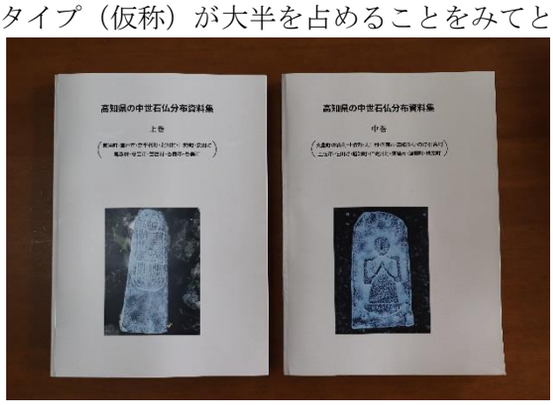

『高知県の中世石仏分布資料集 上・中巻』

１、高知県における中世石仏文化の始期と終期

県下における中世期石造物を概観してみると、石造物における最古の紀年銘石造物としては、室戸市元の金剛頂寺種子塔があり鎌倉時代中期の嘉元３年銘である。しかしながら、これに続く石造遺品が多数存在する訳ではなく、室町時代中期以前の遺品は数少ない。本稿の趣旨である石仏についても同様で、紀年銘を有する石仏の出現は東洋町野根川口薬師堂の来迎阿弥陀三尊石仏（文明 11（1479）年銘）の出現を待たなければならない。しかしながら、類例資料は未発見であり単独で異彩を放っている。

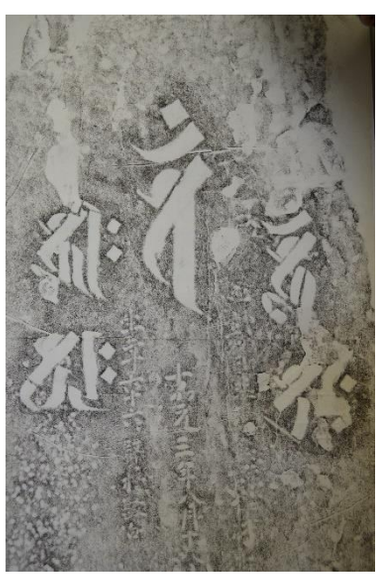
金剛頂寺種子塔　拓影

紀年銘を有しないが、それ以前の造像が確実視されているのが香南市香我美町山川阿弥陀堂地蔵板碑で鎌倉時代後期～室町時代前期の作とされている。このことは後述することとした

い。この板石塔婆には比較的精緻な地蔵菩薩立像が描かれ、高知県指定文化財となっている。その後、室町時代中期 1500 年前後以降、地石の砂岩を使用した石仏が様式に地域差を持ちながら盛んに造立されはじめ、江戸時代寛永年間頃まで続き、近世初期型墓標の出現と軌を一にして、造立終期を迎える。

２、香美郡タイプ石仏について

早くから、極めて地域性の高い中世石仏として、先学により紹介されてきたタイプの石仏で、線刻図像を主態様とした素朴な石仏群である。図像は、資料数の多い３タイプに加えて、数種の図像が確認されている。彫技は比較的しっかりとしており、この時期の石造物の銘記等に見られがちな極めて浅い線刻とは、明確に異なる。石材は地石と考えられる砂岩を使用するが、図像面を自然風化面とする事例が多く、巨岩から切り出す手法とは考えられず、逆に人頭大内外の扁平な自然風化した石を打ち欠いて整形する技法が見られる。典型的な加工方法は、目的とする大きさ、厚みの原石の両側を打ち欠き、自然風化した比較的平滑な面に図像を刻し、背面は荒（一次）加工とするものである。

高知県下に分布する中世期石仏は、紀年銘等文字資料を有しない例が大半を占めるが、香美郡タイプには少数ながら、刻字資料例が見受けられるのも特徴として挙げられる。このことは後述することとするので参照されたい。ちなみに、他地域での紀年銘を有する石仏及び石仏を刻んだ石造物は、現時点で管見にあるものとして、東洋町１例、日高村２例、土佐市１例、須崎市２例、中土佐町１例、四万十町５例、宿毛市４例を数えるのみで、きわめて貧弱である。

現時点においての香美郡タイプの石仏の分布が確認された地域を旧市町村単位で列挙すると、安芸市、芸西村、夜須町、香我美町、赤岡町、吉川村、野市町、物部村、香北町、南国市、高知市となる。また、分布域から遠く離れた場所での確認例として日高村で１例、徳島県域で２例の情報がある。徳島県の例について、内１例は海陽町吉田の曹洞宗寺院城満寺の蔵するもので、海陽町指定文化財として大切に保管されている。今１例は太龍寺へのへんろ道沿いに存在するとの情報があるが、未確認である。その分布の中心域が本稿にいう大忍庄域に大部分が重なっている。さらに、分布状況を詳細に見ると、東に隣接する安芸市域では数量的に劣勢であり、芸西村では優勢となる。東側の南国市での分布は総数からすると劣勢であるが、物部川右岸域岩村地区から南には点々と存在し、海岸部（前浜・浜改田・十市地区）に分布が伸びている。また、物部川本流域の土佐山田以北での分布がごく少数であることも着目に値する。しかしながら、最上流域の物部村（大忍庄域）では優勢となる。

３、先行作例（図像板石塔婆）と時代性

現在のところ、紀年銘を有する石仏の中で最古の作例として、香我美町大岩の延徳３年銘の石仏があるが、それに先行して造立されたと考えられる図像板石塔婆にふれておく必要がある。

「山川の地蔵板碑」として高知県指定文化財（考古資料）となっている資料がそれである。地石の砂岩製で板碑状に石材加工を施し、比較的精緻な地蔵菩薩図像を刻したもので、香南市香我美町中山川地区（山川阿弥陀堂）に伝存し、現在、南国市にある高知県立歴史民俗資料館

に常設展示がなされている。加えて、近年行われた先述の分布調査において、山川地区の隣接下流集落である福万地区の福万薬師堂裏の集積石造物群中より２つに折損した類似作例が新たに確認された。この２例は同一の工人の作例と考えられる。

① 山川阿弥陀堂地蔵板石塔婆

板石塔婆の最上部に種子「バン」を大きく薬研彫りで刻し、その下、塔婆中央に地蔵菩薩立像を配し、さらにその両脇に小さくデフォルメされた２尊像（司録・司命像）を従える。地蔵菩薩は正面に向き、長い錫杖を腹前下まで下げた右手に持ち、左手は持物（宝珠か）を持ち左肩脇に上げる。やや面長の像容を呈し、背後に日輪様の図像を光背（円光背か）に頂き、台座部には踏割蓮華坐が採用されている。彫技の確かさ、図像の美しさは秀逸である。本図様の重要な要素として、衣が向かって右になびく姿が描かれ、通形の地蔵菩薩立像とは趣を異にしている。これは地蔵菩薩が独尊で来迎する姿として、鎌倉期以降造像例が認められる形態である。参考までにあるが、赤岡町美宜子神社蔵の木造地蔵菩薩立像がこれにあたり、衣の流れは逆方向（正面に向かって左から右）ながら高知県内に残存する造像例としては異形の作である。同じ香美郡下に遺存する作例としての関連性は証明できないが、何らかの仏教上の思想性に共通点がある可能性が高い。

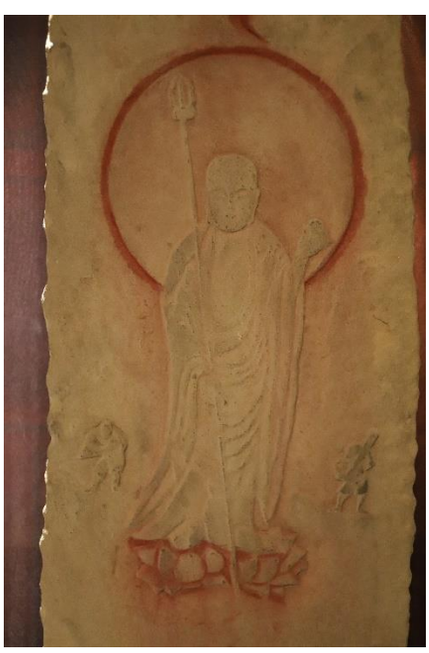

山川阿弥陀堂
地蔵板石塔婆

② 福万薬師堂地蔵板石塔婆

板石塔婆の最上部に種子「ウーン」を大きく薬研彫りで刻し、その下、塔婆中央に左足を踏み下げて坐す地蔵菩薩を配する。石造物のため、詳細不明ながら岩上に坐しているように見える。背後には日輪様の図像を頂き錫杖は持たない。足下に内側に向かって斜め左右に向き合った２尊像（いずれも錫杖を持った地蔵菩薩立像か）が踏割蓮華坐上に立つ。さらにその両脇斜め下に２尊像（司録・司命像）を従える。

以上、２例の特徴を併記したが、図像構成は異なるものの共通点が多く認められる。板石塔

福万薬師堂
地蔵板石塔婆

婆の下半部に空白部を多く設け、下部三分の一ほどを地中とすることを意識した図像配置であることや、種子の配置、全体の大きさ、光背部の日輪様の図様採用、司録・司命の配置などである。

全国的作例に目を向けると、地蔵菩薩に司録・司命を配する数少ない遺品として、埼玉県行田市の「観福寺地蔵図像板碑」がある。鎌倉時代中期、文永２年の緑泥片岩製の関東型の類型板碑に属する資料で、「南河原石塔婆」の名称で国の史跡に指定されているうちの一基である。比較的精緻な地蔵菩薩坐像の下部に稚拙な線刻で司録・司命らしき尊像を刻んだ作例である。地蔵菩薩は「閻魔王」の本地仏であることから、地獄で罪状を読み上げる「司命」、判決を記録する「司録」が脇侍に選ばれたものであり、地獄からの救済者である地蔵菩薩の信仰を表現したものと考えられている。

本県の２例は、全国的にも図像配置として希有な存在であり、貴重な作例であることは間違いないが、その種子と図像の関係や仏教上の図像表現意図（偽経である延命地蔵菩薩経の影響等）は未だ未解明と言わざるを得ない。

造像年代については、文字を刻さないため確定しがたいが、表現の精緻さや踏割坐の図像採用などから鎌倉時代後期から室町時代前期と考えて然るべき遺品である。

４、紀年銘資料の追加と編年の可能性

香美郡タイプにおける文字資料の存在は、早くから指摘されてきたところであるが、近年その資料数の増加が顕著である。在銘資料中、西山阿弥陀堂石仏（文禄５（1596）年銘）、大岩観音堂石仏（延徳３（1491）年銘）の２点が香南市指定文化財となっている。まず、現時点で確認されている仏尊を刻んだ紀年銘石造物として、

①大岩地蔵堂石仏（延徳３年銘）
②岸本宝幢院南墓地名号塔石仏（永正２年銘）
③福万薬師堂石仏（永正１１年銘・逆修供養塔）

④御墓所宝篋印塔石仏（天正２０年銘）
⑤西山観音堂石仏（文禄５年銘）
⑥小畠石仏（慶長６年銘）
⑦岸本宝幢院石仏（慶長８年銘・逆修供養塔）
⑧口西川地蔵石仏（慶長９年銘・逆修、追善供養塔）
⑨行宗石仏（慶長９年銘）
⑩大岩地蔵堂石仏（元和９年銘・逆修供養塔）
⑪有岡地蔵石仏（元和９年銘・逆修供養塔）
の 11 例である。このうち、③⑥⑦⑨⑪が近年の新確認資料であり、資料追加が顕著である。参考までに、表１（県下の紀年銘のある石仏の一覧表）を参照いただきたい。

表１　高知県の紀年銘石仏一覧

No.	市町村	場所	紀年銘	西暦
1	東洋町	野根川口薬師堂	文明11年	1479
2	香南市	香我美町大岩地蔵堂	延徳3年	1491
3	香南市	香我美町岸本宝幢院南墓地	永正2年	1507
4	香南市	香我美町福万薬師堂	永正11年	1516
5	香南市	野市町御墓所	天正20年	1592
6	香南市	夜須町西山観音堂	文禄5年	1596
7	香南市	香我美町小畠	慶長6年	1601
8	香南市	香我美町岸本宝幢院	慶長8年	1603
9	香南市	香我美町口西川	慶長9年	1604
10	香南市	香我美町行宗	慶長9年	1604
11	香南市	香我美町山北有岡（2個体有	元和9年	1623
12	香南市	大岩地蔵堂	元和9年	1623
13	日高村	奥ノ谷	寛永元年	1624
14	日高村	福良	元和7年	1621
15	土佐市	清滝寺	慶長16年	1611
16	須崎市	竹﨑観音堂	慶長7年	1602
17	須崎市	角谷	天文6年	1537
18	中土佐町	長沢	天文13年	1544
19	四万十町	影野延命地蔵堂	天文13年	1544
20	四万十町	床鍋永林寺跡	天文13，14年	1544
21	四万十町	市生原高加茂神社	永正6年	1511
22	四万十町	市生原高加茂神社	永正？年	ー
23	四万十町	轟	永正8年	1513
24	宿毛市	市山	明応2年	1493
25	宿毛市	藤林寺	延徳4年	1492
26	宿毛市	小筑紫町呼崎	永正15年	1520
27	宿毛市	寺尾	大永？年	ー

しかしながら、石仏の萌芽期である 1500 年前後の資料３例と 1600 年前後の資料８例に分けられるものの、その中間年代の紀年銘資料が残念ながら未だ確認されておらず、図像を基にした編年は現時点では困難と考えられる。但し、現時点の数点の資料による図像比較によるもので普遍性を確たるものとはできないが、類似点や関連性が見受けられる。

①大岩地蔵堂石仏（延徳３年銘）

表面

背面

背面拓影

表面拓影

②岸本宝幢院南墓地名号塔石仏（永正２年銘）

③福万薬師堂石仏（永正１１年銘・逆修供養塔）

④御墓所宝篋印塔石仏（天正２０年銘）

⑤西山観音堂石仏（文禄５年銘）

⑥小畠石仏（慶長６年銘）

⑦岸本宝幢院石仏（慶長８年銘・逆修供養塔）

表面

背面

⑧口西川地蔵石仏（慶長９年銘・逆修、追善供養塔）

拓影

⑨行宗石仏（慶長９年銘）

⑩大岩地蔵堂石仏（元和９年銘・逆修供養塔）

拓影

⑪有岡地蔵石仏（元和９年銘・逆修供養塔）

A

B

５、図様による比較と時代変遷考察

基本的図像として、地蔵タイプに２種類があり、台座形態を蓮華坐とするものと、半円重弧文様形がある、また後者の図様として頭上を宝髻様の図様とするもので明らかに地蔵ではない図様とするものがある。この３種の図様のものが数量的には圧倒的多くを占めている。また、図様ではないが、地中に根石部を意識して埋め込むタイプと地上に置くタイプの両方がある。

①蓮華坐型

時代的に先行すると考えられる山川阿弥陀堂地蔵板碑（県指定）は、明確に踏割座で不揃いな請花の下に僅かばかりの反花部があり、錫杖を右手に持ち基部はほぼ中央としている。また、光背に円（日輪様）を描き、腹前下の衲衣の衣文を斜めに表現し右の裾部が僅かに翻っている。最古の紀年銘（延徳３年）のある大岩地蔵堂石仏（香南市指定）の図様は簡素化が著しいことは否めないが、その全ての図様を踏襲した表現であり、関連性の強さが如実である。それに次ぐ時期の福万薬師堂石仏（永正 11 年銘）は、台座部の反花部が消失し、右裾の翻り表現が弱く左右対称に近くなってきている点が異なるが、他の特徴は引き継がれている。時代は大きく離れてしまうが、西山観音堂石仏（香南市指定・永禄５年銘）を見ると、衲衣裾はほぼ左右対称となり、腹前下の斜め表現は消失し、裳部分の衣文線が前者が下広がりであるのに対し、垂直に表現されるようになる。以後、慶長期の小畠石仏、口西川石仏、行宗石仏の３例もほぼ同様の意匠であり、最終末期まで図様は存続する。

②半円重弧文様型

紀年銘資料としては、大岩地蔵堂石仏（元和９年銘）のみである。年号的に見て最終末期資料であるが、他の無年号資料に比して台座部上面が左右に張る特徴が見られる。この台座部の意匠（上端の線は中央で途切れ斜め線が双方に入り、下部３本の線を連続させる）の変異形は見当たらない。その上部の裳裾の縦線の本数は７本であるが、この部分は５～８本となる等の差異が散見される。概して衣文表現はきわめて簡素である。本項冒頭に記したとおり、この型には頭を剃髪としないタイプが存在し、個体数も相当多い。石仏という性格上図像省略が著しいため、仏尊名は特定不能である。衣文表現を地蔵石仏と同様とすることを勘案すれば、宝髻を意匠したとも考えられ、観音菩薩ではないかとも考えられようが、仏像の表現規範に合致しない。制作年代（始期）については、特定不能ながら、像容の省略化が著しいため、16 世紀半ば以降の出現と考えてよさそうである。なお、後者タイプの紀年銘資料は現時点で見いだされていない。

地蔵タイプ

非地蔵タイプ（観音？）

①②ともに最終末期まで併存したと考えられる。芸西村憩が丘の集積石造物群中に見いだされた香美郡タイプの石幢に①②の図様の両方が採用されているからである。香美郡タイプの図様の刻された唯一の石幢でもある。

以上見てきたとおり、像種としては紀年銘

芸西村憩ヶ丘石幢

芸西村憩ヶ丘石幢（拓影）

資料の全てが地蔵菩薩をモチーフとしており、他の仏尊像は未見である。

③その他の図様型、銘記資料からの考察

①②の形式とらわれない図様も数種類存在する。比較的大型のもので、岸本宝幢院石仏（慶長８年銘）はこれにあたり、現時点で他に類例を見ないものである。この時期の在銘資料の多くが図像下部に銘文を刻むが、本資料は図像両側と背面に刻銘がある。また、少数であるが、衣紋を比較的像全面にあしらうタイプ（山北観音堂地蔵三尊石仏中尊像の他、野市町宝鏡寺跡、吉原地蔵堂などに見られる）が出現するが、終末期近くに至ってのバリエーションの多様化に伴う遺品と考えられる。

山北観音堂石仏群

紀年銘資料ではないが、山北観音堂裏に大型の石仏が３基並ぶが、その向かって右側の石仏に着目したい。図様に精緻さは欠くものの、山川阿弥陀堂地蔵板碑をモデルとして制作されたとも考えられる遺品である。しかも、刻銘があり「岩舩／逆修珎快敬白」とある。また、向かって左側の石仏は通常の蓮華坐型であるが「珎快逆修」と刻されている。さらに赤岡町與楽寺跡石仏にも「珎快／逆修」と刻された資料が存在し、図様特徴から福万薬師堂の永正 11 年銘石仏との類似点が多く見受けられ、室町時代中期の遺品と考えられる。

以上、時代編年とまではならないが、大忍庄を中心とする石仏群の造像年代にかかる判別観が些少ながら垣間見ることが可能となった。あくまで推論にすぎないかもしれないが、現段階での一応の概略として、室町時代期以前において、山川・福万の地蔵板石塔婆が制作され、それを踏襲（大岩地蔵堂）・模倣（山北観音堂石仏）し、デフォルメされた石仏図像の原型（山北観音堂・福万薬師堂・赤岡與楽寺石仏等）が制作された。さらに、時代が下るに従い図様が左右対称化する等若干変化し、終末期（概ね元和・寛永期前半）に至る流れが見えてきたと言える。以後、近世初期型墓標の時代へと劇的に石造物は変貌をとげる。

山北観音堂向かって左側の石仏

山北観音堂中央の石仏

山北観音堂向かって右側の石仏

赤岡興楽寺石仏

６、中世期の逆修・追善供養のあり方と墓制について

香美郡下の在銘資料のうちその銘文から「逆修」供養が盛んに行われていたことは明白であり、石仏以外の石造物（五輪塔地輪・一石五輪塔・自然石板石塔婆など）の銘文にも普遍的に刻されている。これは、現代社会において一般的に行われている「追善」供養とは明らかに異なる風習であり、そのターニングポイントが江戸時代寛永期ということになる。しかしながら、寛永期以前の中世期の造塔の全てが逆修供養塔か否かという命題については注意を要すると考えられる。口西川石仏は双体の図様であるが、各下部に戒名が刻されその銘文から、向かって左側は在地有力者の国吉小傳次の追善供養と右側には禅定尼（女性）名での逆修供養の意が記されている。つまり、追善供養（回忌供養等）にも造塔がなされていたと考えるのが自然であろう。

現状で、香美郡域の各地域の宗教的拠点とも言える寺院・堂宇近くに集積された形で五輪塔等の中世期石造物が多く見られる。しかしながら、南国市の香長平野域では単独で点在する形で残存している例も見受けられる。これは、地域ごとの風習に差異があった証左である可能性を示唆するものとも考えられる。一つの問題提起にもなろうが、逆修供養塔の造塔場所は必ずしも寺院周辺に限らず、在所の敷地近くという例も意外と多かったのかもしれない。また中世期の墓制面で考えるとさらに不可解かつ未解明な状況にあると考えられる。考古学的な発掘調査が歴史年代の遺構についても多くなってきたが、明確に中世墓と判別される事例が皆無に近いのはなぜであろうか。埋葬という行為が土層堆積に改変をもたらすことは言うまでもないが、本県での検出例は管見にない。石造物は容易に移動できるため、墓塔の下部埋葬施設が見つかりにくい事に起因しているとも考えられるが、埋葬時の姿を留めている可能性として、以下の一石を投じて置きたい。

あくまで一例であるが、香我美町山北四坊の旧安岡家住宅裏手に通称「しみずさま」と呼ばれる場所がある。こぶし大内外の自然石（チャート岩・石灰岩）の人為的集積があり、その中に２基の石仏（半円重弧文様型で１基は地蔵石仏タイプと観音石仏タイプ）が置かれている。個人墓標がほぼ存在しない中世期において、埋葬地の示石として簡易な自然石集積がなされ、その追善供養として石仏が置かれた例とは考えられないだろうか。

また、一方逆修供養塔としての造塔場所は埋葬行為と必ずしもイコールとはならないと考えられる。そうでなければ、逆修供養塔に埋葬行為が伴わなければならないことになり、先述した、珎快の逆修供養塔は香我美町山北と赤岡町の２箇所に建立されており、埋葬との関係性について説明がつかないのである。あくまで、逆修供養塔の造塔場所は生前に当人が選んだ場所ということになり、宗教施設近隣や墓域近く、在所敷地などが考えられるのではないだろうか。また、特異な例であるが古戦場としての伝承地（安芸市松原、南国市比江、三原村宮ノ川など）に五輪塔・石仏が見受けられる例があるが、これも追善供養の一現況形態と考えられる。

山北四坊　通称「シミズ様」

６、香美郡域周辺の搬入品石仏について

高知県では産出しない花崗岩石材（瀬戸内地方～神戸市付近産か）製の中世石仏が地域的まとまりをもって確認されはじめた。これまで、こうした石仏は単独で特異な搬入例として考えられてきたが、石材搬入後高知県内で加工されたものか、製品搬入かの判別も明確にはできなかったが、ほぼ製品搬入であったことが証明されたと言っても過言ではない。

近年の県下一円の石仏調査の成果の一つとして、香南市夜須町域において搬入花崗岩製の中世期石仏群が確認された。形状として、在地の香美郡タイプの石仏が地石の砂岩に線刻を施す技法と大きく異なり、石材の正面の上下中心線部（中央）を盛り上げ仏尊を配置する技法をとるものである。存在の確認された地点は以下のとおりである。

①香南市夜須町手結薬師堂境内
②香南市夜須町観音山
③香南市夜須町西山観音堂
④香南市夜須町出口公民館付近
⑤香南市夜須町十ノ木
⑥香南市夜須町上夜須常住寺
⑦香美市物部町中谷川観音堂

⑧芸西村和食魚藍観音堂

⑨香美市土佐山田町談義所井口薬師堂

①～⑦は小型タイプで、⑧⑨は大型タイプである。香美郡域外での確認例として四万十町志和薬師寺の２例、高知市一宮善楽寺の１例（以上大型）、四万十市古津賀観音堂の１例（小型）等も類例と考えられ、県下各地での確認資料数もさらに増加が見込まれる。詳細は今後の追加調査に委ねられることとなる。

和食魚藍観音堂石仏

上夜須常住寺石仏

十ノ木石仏

７、一応のまとめと新たな問題提起

本稿において、中世石造物のうち地域変異の如実な石仏についての新たな知見を含めて紹介させていただいた。大忍庄域は、いわゆる香美郡タイプの石仏が濃密に分布する地域であり、海岸部から山間部に至るまで分布している。その中心域は旧香我美町南部と目される。近世期以降も山南地区には石工がいて、近世期の石造物にその足跡を留めている。香美郡タイプの石仏等の石造物の産地特定は未だできていないが、大岩地蔵堂石仏の悉皆調査を行った際、未製品（石材の両側を人為的に打ちかいたもの）とも考えられるものが１点見つかっている。しかしながら、制作工房の所在場所は妖としてわからない。

香宗川の中流域には砂岩露頭や風化石材が見られ、石材調達は比較的容易ではなかったかと考えられ、生産地の有力な候補地域であろう。また、関連性を確たるものとはできないが、大岩地蔵堂の元和９年銘石仏（自然石板石塔婆）刻銘中に「大岩石室（いしむろ）」との表記が見られ着目すべきと考えられる。今後の課題である。

分布域については、当該制作にかかる時代の領主との関係も避けては通れない課題ではないかと考えられ、香宗我部氏及び友好勢力域との検討も有効な手段かもしれない。あるいは地域ごとの風習や、石工の存否も影響すると見られる。例えば、同じ香美郡下でも旧土佐山田町域では様相が異なることや、山間部の様相として香美郡域は比較的上流域にまで中世石仏は分布するが、このことが高知県下一様には当てはまることではなく、嶺北地域や仁淀川上流域、室戸市から東洋町にかけての地域には石仏がほとんど見当たらないか、極めて少量しか分布が見られない等、地域事情の違いがあると考えて然るべきであろう。

搬入品石仏についての詳細検討も課題であるが、他地域からの搬入品を規範とした造像ではなく、あくまでそれ以前にその萌芽期があり一つの高知県型の石仏文化が存在していたことは確実である。

当地域は仏教の浸透面から考えると、奈良時代に野市町の宝鏡寺の位置に古代寺院が建立され、その後も平安後期、鎌倉期の仏教隆盛期の彫刻資料も豊富である地域でもある。こうした流れの中で、地域に根ざした信仰としての仏教の素地は充分にあり、仏教の中の教義や解釈に基づいた解釈をできる知識人がいて、その図様を確定させることに繋がったと解釈すべきで、このことが石造物の造立ベースにあり、工人による技術導入も含めて環境が整備されなければ、石仏文化の開花はなかったであろう。

最後に、これまで時代性が極めて不透明であった石仏の特徴による分類、編年に一歩近づくことができたのは大きな成果と考える。当地域を中心とする香美郡下における石仏の研究は、山川・福万の地蔵板碑を嚆矢として、石仏のルーツたる歴史を追うことの可能性を秘めつつ、新たな段階の扉を開こうとしている。

大忍庄山南東分「十万」に拠在する城跡についての覚書

宮地 啓介

はじめに

近年の中世城館の研究は、発掘調査等の進展を軸に事例が累積するなど多角的な方法論が考究されている。小稿では地域に即した視点の深化を概括的に追窮したいとの微意に基づき、大忍庄山南に分布する中世城跡において、十万集落に拠在する小規模城館跡を主要な対象として焦点を当て、其の成立過程について作業仮説的概念を用いて検討し、限られた条件の中で新たな側面を見出すと共に、当該地を中心とする旧山南村及び周辺地域の歴史・地勢的考察についても可及的な視座を据え、小見を雑考したいと思量している。

小稿において引用文中の(　)は主に執筆者註であり、対象地周辺の小字や通称などの固有名詞等は適宜「　」で表記した。活用した文献等は刊行本(復刻版)を多用し、参考資料の多くは後世の編纂史料(二次史料)や自治体史及び傍証として近世～明治期の地誌類を援引している。また補足として註に附記した備考も併せて一覧して頂きたいと存じ入る。尚、本文中の「屋敷城」「土居」「城館」などの表記は型式分類[1]の概念等による表現では無く、便宜的に概観を示すという意味においての使用である事をお断りしておきたい。

１、対象地周辺の地理・歴史的環境

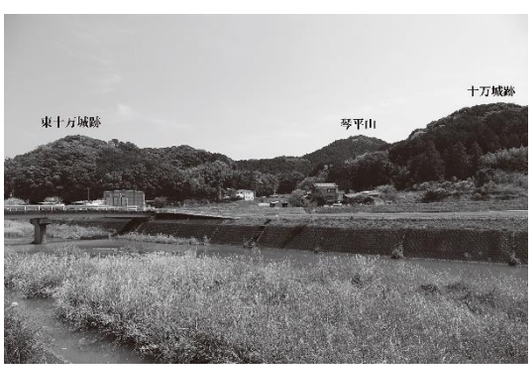

写真１　十万集落と城館

小稿の対象地である十万地区は香南市香我美町上分に所在している。香南市(面積 123.5 ㎢)は、旧香美郡南部に存立していた赤岡・香我美・野市・夜須町及び吉川村が対等合併して平成 18 年(2006)3 月に市制として発足した地方公共団体であり、位置的中心を占める旧香我美町域(面積 59.4 ㎢)は中世には大忍庄の主要部分を成していたと考えられている[2]。対象地は嘗て「山南」と汎称されていた地域に在り、地名は北部丘陵(有岡丘陵)の南側に位置していた事象に由来する。当地は旧町域の南西部に在って上分・下分から成り、対象地の所在する上分は東から南は香南市夜須町、南西は同市香我美町徳王子[3]、北は同町福万・山川、北西は香宗川(地蔵院川[4])を隔てて下分と接している。字地としては対象地の他に岡・拝原・的場・稗地・堀内が在り、また下分には大岩・河内・宇山・鳴子・久保田の字名を存している。18 世紀前半頃に編述された領国地誌『土佐州郡志』には、藩政中期の山南村を構成する小村として久須(保)田・鵜山・川内・大岩・堀内・十万・岡之村を記載する。明治 15 年(1882)頃とされる『高知縣香美郡町村誌　山南村』(以下『山南村誌』と略称)に当村の疆域として「北ハ本郡西川村ト本村小字唐戸口(カラトグチ)山ノ嶺上ヲ以相交リ　艮位(東北)ハ菖蒲谷(シャウブガタニ)ノ山椒ヲ以本郡東川村ト相腹背シ　東ハ本郡夜須村ト相堺スルニ本村堀内山ノ嶺頭ヲ以シ　東南ハ本郡徳王子村ト本村小字鳥越(トリゴエ)及菖蒲谷戸坂等ヲ以テ堺シ　南方ハ亦香宗川ヲ隔テ徳王子村ト相對シ西ハ本郡中村(ナカノムラ)ト本村小字落入ノ小逕ヲ以相劃シ　乾位(西北)ハ本郡山北村ト鶉戸(ウツラト)山ノ嶺上ヲ以

図１　対象地周辺の主な中世遺跡/ 琴平神社（近世）

相連レリ」とあり、十万については「元標[5] ノ未ノ方(南西微南)本村ノ南部ニシテ香宗川ノ南ナリ 大約東西四町拾間南北貳町五拾五間」と記されている。

自然地理学的にみた当該地周辺の環境は、北方の秋葉山(標高 489.5m)を主峰とする聞楽山(三宝山)山系に併走して山岳重畳たる長者が森(標高 723m)の分水嶺に連なる月見山山系から漸移する山裾丘陵が上分・下分附近に錯綜し、県内有数の温州蜜柑生産地として名高い「山北」と地名を劃している。当該地域では小起伏量(100m未満)の丘陵地が分布して谷状地形が微細化しており、古段丘地形に由来するなど稜線に定高性が認められる。的場附近は河成段丘の中位面に相当すると考えられ、標高約 30m前後を測る台地(段丘)上から出土した遺物等により、弥生中期後半頃の開地遺跡(的場遺跡)が遺存していた可能性を有している。低位の河成段丘(礫層)は香宗川に沿う河内・岡附近で丘陵最下段を形成し、集落地として利用されている。対象地周辺は地帯構造的には四万十帯北帯に属しており、安芸構造線によって南帯と分けられる。北帯北部は断層帯が狭間隔で併走する白亜紀前期の地層(付加体)から成り、当地域は新荘川層群に属する半山(葉山)層に該当して堂ヶ奈路層の南側に推定断層で接している。

当地は香長平野(香美・長岡郡の高知平野東半部)の東端に位置しており、地内には香我美町別役字土居(記念坂：標高 292m)に源を発する香宗川(大忍川：幹線流路延長 20.2 ㎞)が貫流して地域の社会・経済・文化の基盤を成している。また安尾谷を源流とする一次支川山南川[6] が南西流して浸蝕作用による狭長な地溝状地形を形成し、上流域では渓水を利用した水田と山腹斜面を耕営地としていた。河内で香宗川に会流して西方の山北川と併せて南西へ流向し、低位段丘に続く氾濫原性の谷底平野(香宗低地)を灌漑して下流域には沃野が拡がっている。『山南村誌』には地勢として「疆内多少ノ小山巒相起伏連豆ス 坤位(西南)ハ田野開ケタリ而メ香宗川ハ北方ヨリ来リ堀内川(山南川)ハ艮位ヨリ流レ共ニ小字福井ニ至リ相會シ坤位向テ注下シ本郡中村ニ入ル 然レ□(ドモヵ)水淺ク川大ナラサルヲ以舟揖竹筏ヲ浮フ舷(能)ハス是ヲ以水運利ナシ而メ流通スル□(所ヵ)ノ道路多ハ坦平ナルヲ以陸運ハ殊ニ便ナリ」と記されている。地内(下分)には東川村から中ノ村へ到る東川往還が縦貫していたとされ、現在の県道山川野市線に該当すると考えられる。河内の岐路には藩政後期の紀年銘を有する角柱状の道標石造物(標石)が存置されており、其の碑面には「奉寄進鵜山/河内惣中　天保九戌年(1838)三月□□　是左石船大明神(香我美町山川)へ四十五丁　是ヨリ右長谷寺(夜須町羽尾)へ一リ四十三丁」の刻文がある。また明治 12 年（1879）に成立した『南路志続篇稿草』[7] には、大要で幕末期の道路事情を窺知する史料として有用であるとされる調製年代不明の村図を所収しており、「村図 山南村」には河内から支川沿いを遡行して堀内へ到りカブリ石峠を越えて東川村山川と結ぶ往還路(東川道)が図示されているなど、当地が交通の要衝であったことが看取できる。

一方、域内を貫流する香宗川(二級河川)は川幅(掃流幅)が狭く、迂曲に起因する河床勾配の減少や多数の井堰による堰上げ及び自然災害を一因とする地盤沈下等の影響を受け、出水時には洪水流速の低下により水位が上昇して支川との合流点附近を中心に溢流による冠水の被害が多発するなど、流域は水害の常襲地帯であった[8]。水禍による窮状を改善する為、沿川地区の治水を企図して本川水系重要区内の河道掘削による河積の確保や護岸等の河川整備を施工し、

併せて水資源の合理的な利用の促進を図ることを目的とした香宗川中小河川改修事業が計画された。河道の一部直線化に伴い、当事業対象地内に遺存する周知の埋蔵文化財包蔵地である十万遺跡[9]の記録保存を目的とした緊急発掘調査を昭和62(1987)年度に実施した。調査の成果として縄文晩期(終末)の深鉢や弥生前期末～中期中葉及び後期後半(ヒビノキⅡ式)の竪穴住居状遺構等を検出したが、遺跡の盛行期は古代(8 世紀中葉～後葉)の官衙関連遺構(掘立柱建物群跡)と中世(15 世紀)の環濠(重壕)屋敷の成立に求められる。

古代の遺構は掘立柱建物跡 14 棟の他、区劃溝の可能性を有する溝状遺構や「律令的土器様式」とされる土師器・須恵器の供膳具などを多量に出土した土坑等を検出している。建物群の配置や雑石腰帯の装飾具と考えられる石銙(巡方)を出土するなど、官衙関連施設又は有力豪族層の「館」であった可能性が指摘されている。当該地の周辺地域は律令期に成立したとされる香美郡八郷の一つ「大忍郷」(『和名抄』)に属していたと考えられており、郷(ごう)(サト)内には延喜式内社の天忍穂別(アメオシホワケ)神社(石船神社：香南市指定史跡)が鎮座している。基幹となる香宗川は支川の山北川と平野部において曲流し、一帯は氾濫原として旧河道の乱流もみられるなど下流域周辺の地割は乱れているが、同一方位を有する方格状地割の名残と思量される痕跡も大規模圃場整備以前には不明瞭ながら断続的に認められており、古代～中世にかけての条里的地割が遺存していた可能性が考えられている[10]。当遺跡の西方約 1.5 ㎞には、河間地の自然堤防上に立地して企劃的建物群の検出や円面硯・緑釉陶器片等を出土するなど官衙関連遺跡の可能性を有する曽我遺跡(8 世紀後葉～9 世紀中葉)[11]が埋存している。小字「曽我」附近に比定される里界線(県道稗地中ノ村線)を東方へ直進的に延伸すれば十万遺跡が所在しており、河流及び幹道の結節点を臨む標高約 13m前後を測る扇状地性の微高地縁辺部に立地する当遺跡は、中世に至って屋敷城の出現をみる。

古代末から中世初頭にかけて各地で荘園の成立がみられ、香美郡内に立荘された大忍庄(荘)は土佐湾に面した荘頭の岸本(浦)から山間部の奥物部に跨る東土佐最大の荘域を有していた。斯かる荘境形成の時期・経緯等は不明ながら、律令制的郡郷制における「大忍郷」が荘園公領制へと再編(荘園化)したものと考えられている。鎌倉時代の後期には鎌倉の律宗寺院極楽寺が、次いで南北朝期には紀州の熊野新宮が荘領主となり、15 世紀には室町幕府管領で土佐守護でもあった細川氏(京兆家)の所領となるなど、権門による支配の趨勢が当該地域に影響を与えてきた。京都系土師器(手捏ね土器)や瓦質土器などの分布を其の意とする見解が指摘されており[12]、海岸部に位置するクノ丸遺跡[13]にも其の動静が看取できる。同遺跡は香我美町岸本に所在し、姫倉(岸本)城跡(香南市指定史跡)が占位する月見山西麓の標高約 5m前後を測る浜堤に立地している。調査成果の概括を求めると、当遺跡は弥生時代(後期)から近世に亙る約 39,500 点に及ぶ遺物を出土しているが、主体となるのは中世前半から中葉(12 世紀後半～14 世紀)にかけての供膳具及び煮炊具を中心とした土師器(土師質土器)であり、手捏ね技法の皿が纏まって出土していることも留意される。また広域流通品と考えられる楠葉型瓦器埦(12 世紀後半～13 世紀前半)などの出土がみられるなど、大忍庄(権門)との関連が指摘されているが、遺跡からは集落の存在を示す遺構は検出されておらず、多量の土錘の出土などから漁撈等海浜部の生業の一端を提示していると思われる[14]。出土した貿易陶磁器(龍泉窯系青磁碗、白磁碗Ⅳ・Ⅴ類等)には東

南アジアを所産とする可能性を有する搬入品が含まれており、広域経済圏を視野に入れた検討が望まれる遺跡である。

十万遺跡において当該期に帰属すると考えられる主な遺構は掘立柱建物跡 41 棟、土坑状遺構 15 基、溝状遺構 11 条等が確認されており、検出状況などから 15 世紀代を中世における盛期と捉えることができる。他方で土坑状遺構から在地系土器編年における土師器製作技法としては非主流と考えられている手捏ね(未轆轤)成形の土師質土器の皿十数点が、一括性を把握できる一次廃物(遺棄資料)として出土している。伴出した龍泉窯系青磁碗(鎬蓮弁文)の破片や溝状遺構から出土した土佐型鍋(瓦質土器)等により 14 世紀代においての興起が考量されている。出土遺物の組成から田村遺跡群 [15] (南国市)との類似性が指摘されるなど [16]、従前より京都系土師器の影響を受容していた可能性を内包しており、15 世紀代において自立分権化する守護代家等の大規模領主への被官化(再編)に傾斜を強めていく様態とも見て取れる。

中世の山南に関する動向の一端は地方史料の『安芸文書』[17] 等によって僅かながら窺うことができる。主な文書を略記すると、応永 30 年(1423)7 月 20 日付の「氏重名下地宛行状」に「土佐国大忍庄山南東分国末名之内、氏重名下地之事(抜粋)」と記されている。東分・西分は香宗川を境として分轄していたと推定されており、現行行政地名(大字界)の上分(東分)・下分(西分)に承継されたと考えられている。他に応永 31 年(1424)12 月 26 日付の「国末衛門田地譲状」に「大里庄山南東分国末名の内譲り状之事(抜粋)」とみえ、嘉吉 3 年(1443)8 月 1 日付の「某末清名安堵状」には「土佐国大里庄山南西分末清名(脇名)之事(抜粋)」とある。文明 6 年(1474)の「元綱年貢諸公事催促状」には「大忍山南西分東川専当名之事(略)」と記されており、元綱なる人物については細川氏の庶流 [18] であるとも、畑山氏に関連のある領主的存在 [19] とも解されているが判然としていない。また永享 10 年(1438)正月 20 日付の「宗淨某書状(仮称)」に「大里庄山南/夜須川□(京ヵ)慶夫役以下事萩原及違乱云云更以無謂之由候間地下以連判歎申上者早可被止彼□若又有子細者急可注進旨可有成敗由候也仍執達如件」(『土左國古文叢』[20])とあり、在地秩序の潰乱や周辺の国人領主層による濫妨(押領)などを動因とする情勢不安等により、当該地域が緊張状況下にあった可能性が窺える [21]。

当遺跡においても 15 世紀には 2 重に囲繞された環濠状を呈する溝囲いの屋敷跡が出現するなど、在地社会の多面性を前提に内部構造のみならず集落の景観も変容させていく。環濠の外溝は最大幅約 2.4m、深さ 0.72m、内溝は最大幅約 3.8m、深さ 0.8mを遺存するなど、「堀」としての機能を発揮し得る規模を有していたと考えられており、両遺構の溝底からは土留めに用いられた可能性を含む多量の河原石を検出している。内溝の南辺には鉤状に屈折する溝跡を附帯し、建物状遺構と共に一種の枡形的空間を形成していた可能性を示唆している [22]。また屋敷内には重複する 30 数棟の掘立柱建物跡が確認されており、同軸方位にある建物群を同一空間の構成要素と看做した場合、主屋・副屋・倉庫等を構営し得る有産階層の居住域であったと推考され、此の様な排他的側面を具有しているとみて大過ないと思われる屋敷跡の空間処理は、大忍庄内において在家から発展した名主層などの在地勢力が構造的変質(階層的発展)を遂げる時期の遺構として注目されているが、斯かる遺構群は発掘の知見や埋没状況などから 15 世紀後半頃には廃絶していたとの所見が提示されている。該期が時代性識別を成す一基準とされ、16

世紀には 1 棟の建物跡も確認されないなど屋敷地としての継続性が断絶し、調査対象区内においては居住域としての営為を終焉していたとする。

一般的に「城館」とは相違する性格の特徴を具有しているとされており、「城」が軍事的機能を主体として比較的短期的な性格を伴うのに対し、「館」は平時の居住地及び支配の中心として長期的性格を有しているとされている [23]。当集落における領主居館と村落内部の社会構造(村政機構)などの直接的な照応関係は不明瞭ながら、十万遺跡と指呼の間に在る東方丘陵には東十万城跡が遺存し、南方には十万城跡が集落を瞰下する要地に占位しているなど其の存在が重要視されている [24]。両城跡とも未調査であり当遺跡との関連については明確にはされていないが、山城と其の山下に展開する集落に築造される平地居館とは一景の中に点綴を成す通底概念の徴表として複合的な観点で把握すべきとの論考も有り、次項では対象地に所在する中世城郭について概要の略述を行いたい。

２、対象地に所在する城跡の概要について

『山南村誌』に「本村八城墟アリ(中略)其城主ハ皆天正年間ノ人ナレハ長宗我部氏ノ属士ナルヘシ果メ然ラハ天正ノ頃ハ元親其属士等ヲメ本村ヲ分領セシメシ者ナラン」とあり、古跡として「山南東城墟」「十萬城墟」「東十萬城墟」「堀内城墟」「岡城墟」「岡西城墟」「宇山城墟」「久保田城墟」を記している。対象地には土居跡を含め三つの中世城館関連遺跡が遺存しており、十万城跡・東十万城跡は周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている。また十万城跡は昭和 54 年(1979)に旧香我美町(現香南市)の指定史跡(「十万与助城跡」)となっている [25]。

はじめに南部丘陵(徳王子丘陵)の北麓に構えられていたとされる十万土居跡の比定地について概観し、前提に従い山城と併せて其の存在意義と築城意図の祖述を試みたい。

十万土居跡

土居跡は丘陵の山麓堆積地形の高燥な微地形に立地している。十万城跡との所伝を附随しており、往時は西・東及び北面に土塁と水壕(乾壕)を巡らせて城塁化していたとされている [26]。既刊の略測図には嘗て「西土居」と俗称されていた部分に土塁状遺構が遺存して僅かに旧址を留めていたとするが、現景観は旧態を存しておらず当土居跡の特徴の抽出には困難を伴うなど検討に耐え得る良好な事例として提示し難い状況にある。『山南村誌』には古跡 十萬城墟として「元標ノ未方小字神母西ニ在　現今耕田トナレリ　其旧境ノ廣狭ヲ詳ニセス　纔ニ一神社アリ土人之ヲ十万神社 [27] ト称ス」と記されているものの、当該事蹟を示す記述であるかについては再考を要し、寧ろ十万遺跡で検出した環濠屋敷跡を想起させる内容と思量するが、其の解釈の在り方について今は問題としない。

島田豊寿氏は十万土居跡を豪族屋敷城の分類として「単郭式屋敷城」(小規模土居)に類別されるとし、「単濠複郭式屋敷城」(中規模土居)・「重濠複郭式屋敷城」(大規模土居)の三様式は形式編年論的には豪族屋敷の先後関係(編年系列)を伴う発達段階と解し得るとしている。進化論的型式学を理論的支柱に置いて変遷を把握することにより、其の要因を認識して地域社会構造の変化を読み取れるとするが、一定の時代断面においては国人層の社会的権力段階に対応し

たものであるとも述べている。即ち単郭式の多くは階層分化におけるより下層の土豪居館であり、拠点となる複郭式城館を枢軸とする有機的に相互連繋した配置を適地に形成しているとし、単郭式城館の分布を理解しようとする場合は山城と共存していたとする考察に主眼を置く必要性を指摘している。当土居跡を含む小規模な土居(根小屋)の多くは後背丘陵の要害に山城(詰城)を具有する「山下土居」である事例に着目し、兵事の軍事的拠点としては脆弱な一隍一塁の単郭式城館でも相互の機能的共存関係により対応が可能であったとする見解を示している[28]。土居を有する集落形成の構成要素としての位置を成す小規模な山(丘)城の存在形態は、在地土豪層などによって構築されて村落に恒常的に存置し、人為的景観要素を含めて小地域内に包摂(可視化)されているとの指摘もあり[29]、当地において該当するとされる十万城跡は山麓から仰視し得る背面丘陵上に立地している。

十万城跡（図２・３）

十万城跡として頭記にある類書は幾つか存在するが、土居跡と混同している内容が散見できる。文化 10 年(1813)に完成した『南路志』には山南十萬城として「古城記云　田中喜助居之、或作十万美濃守。土左遺語曰　山南十万古城、田中喜介居之。(中略)山南村城持十万ノ城　十万美濃守」と記されており、多くの文献が此れに依拠して大同小異の概説をしていると思われるが、当城跡についての記述と判断し得る根拠に欠き、また内容的にも期する処は無い。

城跡は小字「土居」に所在している。中世村落における所謂「後山」と位置付けられる徳王子丘陵の通称「十万山」[30]に占位して徳王子/徳善(とくぜ)・王子村との境目を扼する標高 65m余を測る双耳峰状を呈した丘稜尾根先端(傾斜変換点)の西頂部に立地しており、東十万城跡とは約330mの距離に在って伐開すれば双方を視認できる位置関係にある。また当城跡の西方約 500mの丘陵西端附近には、長宗我部家中の有力部将であった上村(国吉)氏の持城と俗伝される国吉(川谷)城跡[31](香南市指定史跡)を遺址しているなど、対象地周辺には伝承も含めて複数の城跡が群在している[32]。

城跡の概要については、山麓(十万土居跡附近)からの比高(高低差)約 50m前後を測る主郭(詰)に略収斂された単郭の山城である。主郭は歪な多角形状を呈しており、東側の鞍部(谷状地形)を穿つ大堀切に面して櫓台状の小規模な土塁が遺存している。縁辺部を塁状の基址が囲繞しているが、南向きの支尾根に対して虎口状に開放され、粗放な竪土塁を伴う小径が下方へ繋がっている。詰に城八幡等の鎮守社(小祠)[33]の存否は把握していないが、部分的に後世の改変による経年変化を感受できる。尚、当城跡との関連については不明であるが、西側へ降る尾根中腹の墓地に倒壊した小祠が存置されている。主郭は下段に帯曲輪状の平坦地を造成して梯形状の切岸(人為的急斜面)を成形し、明瞭な稜を有する塔状の城台として顕示しているが、其の形容を譬えるなら近代の野戦構築物としての堡塁(台場・塁壁)に通じる印象を受ける。曲輪の東端には堀切と併行して 1 条の竪堀が北斜面の谷状地形に垂下しており、側方からの随意移動を制限している。堀切の東崖は人工的に開鑿された切岸と成っているが、西側は主郭下段を囲繞する帯曲輪状の平坦地が緩傾斜して堀底へ続く自然地形状を呈している。堀切の上端幅は櫓台状の土塁を西端として約 17m前後を測る規模を有しているが、東尾根との比高は小差である。

N
香宗川
（旧河道）
城府橋
十万神社
十万遺跡
（中世期）
20m
30m
40m
50m
東十万城跡
60m
（十万土居跡）
20m
30m
40m
50m
60m
十万城跡
高知県香南市香我美町上分 東十万城跡 概要図
踏査・作図 宮地啓介 2010. 11. 25 ～ 2011. 3. 24
※ 一部復元的に作図
高知県香南市香我美町上分 十万城跡 概要図
踏査・作図 宮地啓介 2010. 3. 29 ～ 4. 14
※ 一部復元的に作図
0
50
100m

図２　十万の中世城館跡

堀切の北側は谷状地形へ指向するが、竪堀状の延伸は確認できなかった。南側は後世に造成されたと考えられる平坦地が展開して故態を存せず、遺構の有無は不明である。南麓へ降る支尾根に障碍等の設置は無く、此の方向に土塁が開口されている事などから山下との連絡路(遁路)として利用していた可能性も考えられ[34]、北麓に所在する十万土居に依拠して存立していたかの適否について一考を要すると思量されるが、山下集落とは反対方向に虎口が設けられている城跡の存在も指摘されている[35]など、其の評価が課題となる。

十万城跡は地形に即した簡素な縄張りを基調とする形態と考えられ、東側の大堀切と其れに対応した櫓台状の土塁を主たる防禦手段としており、接近経路と成り得る東尾根筋からの侵入を強固に阻絶して防支(瞰射)による排撃を想定した指向性が看取できる構造とも捉えられる。また竪堀は単体ながら遮断性の向上を意図した要所に配置されている。主郭の切岸に拠る孤塁化と環囲する土塁を以って全周防禦も可能とするが、土豪層の詰城としての抗湛性や庄民(被官層)の収容(保護)等において課題を残す城跡であり、また当城跡の始期・終期の年代観についても要領を得ていないなど、与件としてきた通説とは見解を異にする可能性を有している。

東十万城跡（図２・３）

『山南村誌』に東十万城墟として「元標ノ未方ニ在 現今山林□万ト成リ 小字ヲ小柳ト云 山上平坦ノ處東西六間南北五間許トス」と記されている。東十万城跡は徳王子丘陵に位する「茶臼ヶ森」[36](琴平山)から派生する丘陵北端の標高 63m余を測る先端頂部に占位している。視界の確保は限定的ながら香宗川と山南川との結節点(「落合」[37])を眼下に臨む要害に所在し、大忍庄が渓谷帯の丘陵性山分(東川)から里分(山南)に漸移する地勢に在って往還の十字路を扼するなど、城跡は複数の属性が交錯する地政学的要衝(緊要地形)に立地している。当城跡近傍に嘗て西島歩渡という徒渉点が存在していたとされ、『山南村誌』に「東川道ニ属ス 元標ノ巳方(南東微南)大凡三町 香宗川ノ上流小字西島ニ在 川幅拾弐間深サ壱尺」と記されている。

東十万城跡の築城主体や成立年代についての詳細は不明であり、所伝及び遺構等から推察するより他に無い。『土佐州郡志』には舊墟として「在十万村 長谷川彈上ト云者居之」と記され、『南路志』にも「山南東十萬城 古城記云 長谷川大上居之。土左遺語曰 山南十万東古城 長谷川大上居之。(中略)山南城持岡山ノ城 長谷川弾正。」とあり、何れも城主は長谷川弾上(正)としている。また城名に「東」を冠するのは十万に所在する城跡に対置する相対的な呼称を後世に附会した為と思われ、位置的視点が異なれば別称が古伝されていた可能性を有している[38]。

城跡は小字「的場」の半島状に突出している通称「大峯山(城府山)」[39]に所在しているが、明治期に著述された『土佐國古城略史』[40]には「山南茶臼ヶ森にあり」と記されているなど、山容から後景に退く琴平神社[41]の鎮座する山稜を「大峯山」とし、当城跡の占位する半独立丘陵状の丘阜を「茶臼ヶ森」と呼び習わした方が首肯し易いと愚考している。余談ながら此の「茶臼ヶ森」(標高約 140m)には徳善(貞池/徳善城跡[42])を本拠とする公文(工文)氏の遠見所が伝存していたとされており[43]、自身平成 25 年(2013)11 月に当該山稜を渉猟した際、堀切や塁状地形を伴う段状(切岸)を呈した平坦面の他、連続竪堀(6 条)などの城跡と思しき遺構を偶然発見

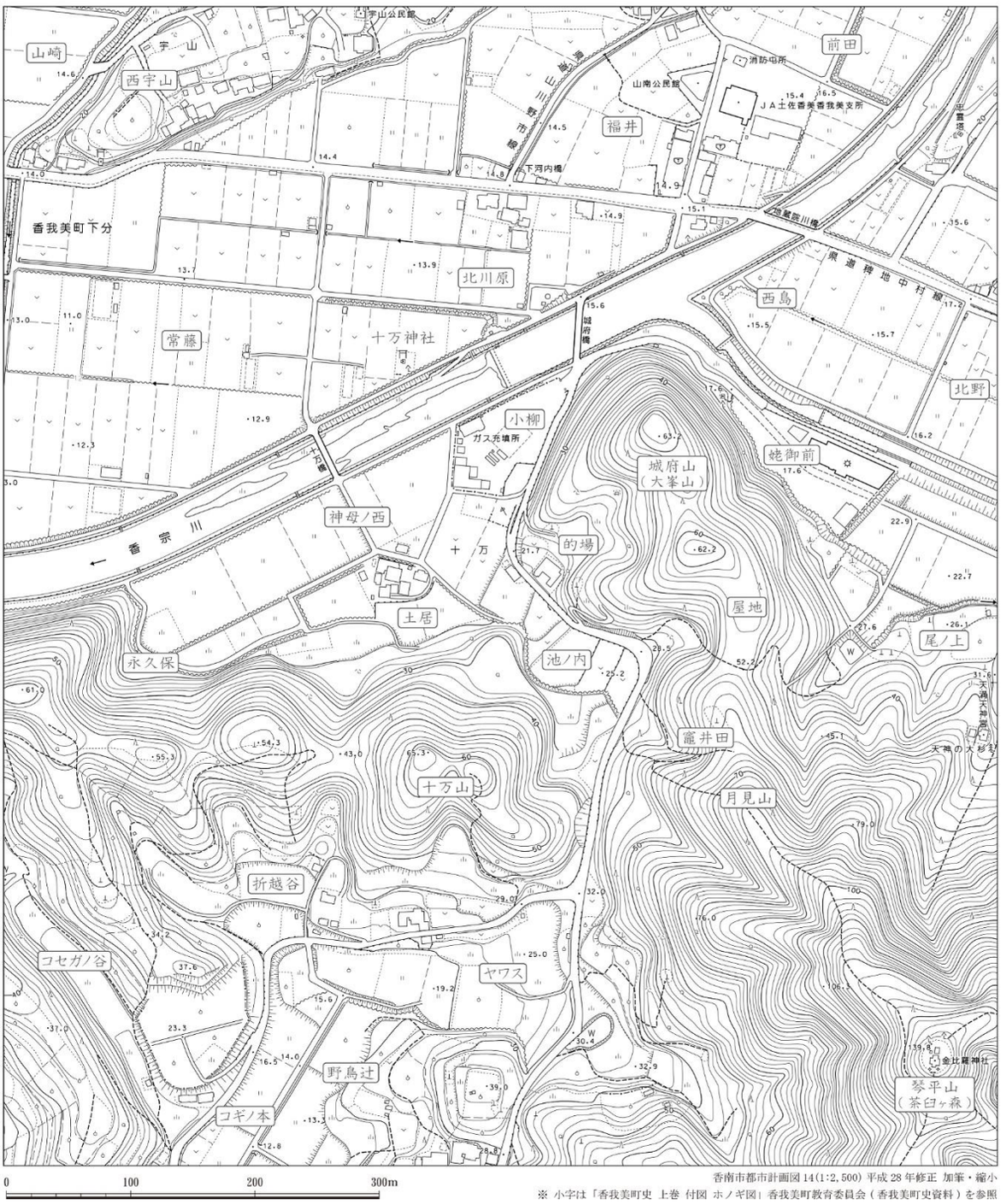

図３　対象地周辺の小字及び通称地名

している。香長平野(野市台地)を視程に収める山頂の神域 [44] (アジール) に遺存する当該遺構群の大要は省略するが、其の城容から帰属を同氏とするには過ぎたる伝承と考えている。

東十万城跡の概要は、山麓からの比高約 50m前後を測る主郭に嘗て「大峯権現」[45] を祭祀していたとされる基壇跡が存置されており、舟形を呈した手水鉢が昔日を追懐している。主郭は不整形な矩形状を呈し、本支川の合流点に面して小規模な残土状の塁跡を認めるが、浄域に因由する改変の痕跡とも考えられる。主郭の南端に土塁状の微高な盛土を附帯した凹地が枡形状

に屈曲を経て下降しており、曲輪虎口としての機能を有しているとも考えられるが、参道として利用された経歴も看取でき積極的評価は控えたい。下段の尾根に土橋状遺構を伴う堀切が穿たれており、両端は竪堀と成って斜面を垂下して遮断の効果を補完している。また東側の竪堀は並列し、頂部が歪なU字形を呈して連結されているが、此の様な形状の連続竪堀の用法は長宗我部氏を主体とする土州勢に因る意匠の可能性が指摘されており[46]、斜面の横方向への移動を拒止するのと併用して河川及び軍旅(征途)の道程ともなる往還路等に対し、実効性は不明ながら防禦力を誇示する視覚的効果も含めて構築された可能性も窺える。一連の遺構の先には同じく土橋を有する堀切で仕切られた平坦地が展開している。一部を除いて整地された明瞭な曲輪面を有しておらず、なだらかな自然地形を活用した造作と成っているが、構内は軍兵等の駐屯地として利用されていた可能性を想定している。城域内に階層的な空間分化を観察でき、有事の際は主郭域を中核とする防戦を主眼に置いた二重構造[47]を呈していた可能性が考えられる。城将等が在番したとされる主郭(詰ノ段：仮称)の南斜面には 3 条の比較的大規模な掘り込み状の竪堀が配されており、求心性を有する主郭に従属的な位置付けで所在している西曲輪(二ノ段：仮称)の東端は、土塁状を呈して竪堀に対し横矢掛けを意識した配置を取っている。更に其の下方の緩傾斜面には多条化した竪堀群を布設し、登攀を阻塞して衝力を減殺するなどの対処をしている一方で、主郭の東斜面は急峻な崖端状の山容を呈して自然の要害と成っている。西側最下段の平坦地には山麓に降る支尾根に面して枡形状の城虎口状遺構を看取できるが、同所も上段に位置する西曲輪の制圧下に置かれている。主郭北側に帯曲輪状の副次的な平坦地を造成し、後面に当る城台切岸の効果を高めていると同時に此の方面の防備の主体を成している。更に下方へ人工的な平坦地が続いており、丘陵先端の尾根を半月形に造成した切岸状の障碍も存在している。また不明瞭ながら最下方において大規模な高低差を有する堀切状の空間が存在しているが、地形の崩落や改変等により残存部は僅かである為、図中では判別し難い描写と成ったことは御寛恕下されたい。尚、判然としないものの「屋地」附近において土橋を伴い谷状地形に垂下する小規模な堀切状の痕跡を視ることができるが、図化するには至っていない。

当城跡は一部の遺構に戦国期とは看做し難い後世の改変や危険な崩落箇所(破線部分)等が見受けられるが、遺存状態は概ね良好だと思われる。縄張りの空間構成については機能分化が看取でき、また土橋を伴った堀切で仕切られた未整地の平坦地や地形克服としての竪堀群の偏在的な配置などから、吾川郡いの(伊野)町音竹に所在する音竹城跡[48]（東城）に相似している可能性を考察しており、類比の観点に即せば当城跡は音竹城跡を集約化した構造との印象を個人の感想として有している。また『南路志』等に記されている長谷川氏について、此の人物を当城跡の主とする根拠は旧記による所伝以外は管見の限り皆無であるが、同氏の存在は『長宗我部地検帳』により確認できる。該当する給人は山南の在荘村落に 9 筆、1 町 1 反余の給地を有する長谷川忠尉(丞)[49]と考えられる。

『長宗(曽)我部地検帳』(国指定重要文化財)は、天正末期(織豊期)の土佐の諸相を窺い知れる有益な史料として重用されているなど地方史学研究における史料的価値は白眉であるが、内容的には当地(土佐)の過渡期的後進性(中世的遺制)を反映して戦国期の様相を今日に伝えているとされている[50]。次項では同帳を援用して対象地の城館跡比定地の概評を試み、若干の検討

を提示してみたいと思量する。

３、『長宗我部地検帳』による城跡比定地（史料１）

『長宗我部地検帳』（以下『地検帳』と略称）において「大忍庄地検帳」は五帳に分冊されており、小稿の対象地が記載されている弐番帳は天正 16 年（1588）に調製され、原本が遺存している貴重な史料である。帳簿の表紙には検地を実施した村名が記されているが、対象地である十万村は表紙に記帳されているものの検地記録には表記されておらず、当該村域の近郷に在ったとされる前掲の「借屋村」（刈谷）と混淆し、南/西接する隣村の河谷村共々訛伝されている可能性を推量している。此の点に着眼してみると、表紙には「借屋村・河谷村・十万村・内島村…」と記載されており、中世末期における土居の機能的特徴を当代郷村社会の中枢的存在として捉えれば[51]、『地検帳』に記されている「川谷本土ゐ」は河谷村に帰属する土居であったと考えられる。中世村落の地形的一円性[52]を視野に検討した場合、丘陵北斜面に存する現称小字「永久保」は『地検帳』に筆録される「永クホ」に比定でき、並び続く十万村に該当する公算が高いと判断され得る。以下の「十万土ゐヤシキ」が当村の中核と考えられ、所謂「十万土居跡」の所在地であったと勘案する。「永クホ」から「十万土ゐヤシキ」にかけて高燥な山麓堆積地形（高位平坦地）に屋敷群を展開し、土居跡近傍には上乃至中ヤシキが集中している様子が看取できるなど、十万氏を主体とする豪族屋敷的集落が形成されている状態にも見受けられる。豪族屋敷村（集落）とは土豪層の居住する濠（堀）や土塁などの防禦的機能を持つ屋敷/館等を中心に隷属関係にある被官層などの家屋が分布する集落形態であるとされている[53]。十万氏の出自についての詳細は全く不明であるが、「十万土ゐヤシキ」は十万与介なる人物の居屋敷であり、同氏は大忍庄内の周辺各村に 16 筆、1 町 9 反余（3 町 3 反余）の給地を有する小土豪と考えられている[54]。『地検帳』が作成された 16 世紀末は兵乱の世も秩序を取り戻しつつある次代（専制的家臣団統制）への移行期（プレ近世期）であり、土居における視覚対象を含めた軍事的役割の急速な否定と喪失による壊廃過程が同帳からも読み取れる。次筆に「同所（十万土ゐヤシキ）門クチホリタヲシ」と記されているが、外囲の水濠や土塁を崩して狭長な可耕地（湿田化）として開田するのが通例とされおり、此れを「堀倒し（ホリタヲシ）」と称したという。また「門クチ」は虎口部分を想起させ、軍事施設としての終焉を感じさせる記載であるが、此れが同帳における天正期土居屋敷の本質であるとされている[55]。松本（島田）豊寿氏は、在地土豪たる歴史的権威と上級給人たる社会的地位が維持継続されるが故の「土居」様式呼称であり、「土居」なる用法は環塁（土囲）より来る景観的呼称よりは寧ろ歴史的（階級的）呼称と理解すべきであって天正期における豪族の「主土居屋敷」は理念的な豪族屋敷の形骸化した伝統の残影に過ぎず、「土居」なる地名呼称を遺称地として遺蹟景観化したと述べている[56]。

土豪的領有から給人的所有への転化（「豪族屋敷的村」の解体）は[57]、里分（山麓）に存する土居跡を検地の対象と看做して『地検帳』に記帳され得た[58]と考察できるが、山城について記されている事例は全体的に小数であり、同帳の検証及び現地との対比等で判断し事蹟の追窮を試みたいと思案する。尚、『地検帳』の記述内容を現在地に局限する場合、採録した「ホノギ」（在地的慣習呼称）が時代と共に分割・吸収されている可能性や誤記・誤写・誤植等を考慮するなど

（表　紙）

弐番メ　　五帳之内

土佐国香我美郡大忍庄地検帳

天正拾六年戊子
二月九日

借屋村　堀内村
河谷村　安尾谷
十万村　拝原
内島村　ふけ
岡之村　奥谷
川内村　窪田
半場村

（原寸　縦　三一・八糎、横二四糎）

（中略）

川谷木土ゐ
一ゝ四十代　上ヤシキ
同しノ東
一ゝ卅代　出十代　上ヤシキ
同しノ東門ノ上
一ゝ卅三代　上ヤシキ
永クホ
一ゝ弐反卅代　出卅二代　上内ヤシキ十代
同しノ南山ノネ
一ゝ壱反三代　下ヤシキ
同しノ上
一ゝ拾代　下ヤシキ
同しノ上
一ゝ拾代　内五代荒　下山畠

（河谷）（上村玄蕃）
同村　同し給土ゐ
同　し（川谷分）
同村　八木二良兵衛給ゐ
遠崎分
同村　□□越中給
同　し
藤太良ゐ
（十万）
同村　長宗右衛門尉給
弥勒分
同村　夜須衆　前田三介給
同　し
同村　弥勒善兵衛給ゐ
同　し
同村　夜須衆　前田三介給
同　し

同しノ東三たん懸テ
一ゝ廿代　出廿三代　中ヤシキ
□□ノ下田内懸テ
一ゝ拾七代　下ヤシキ
同しノ東
一ゝ拾代　出十代　下畠
同しノ東芝
一ゝ廿三代四分　下ヤシキ
同所ノ東シハ二ケ所懸テ
一ゝ卅代　出十一代二分　上ヤシキ
同しノ下
一ゝ廿五代　出十二代　上ヤシキ
同しノ西
一ゝ拾五代　出十一代　上ヤシキ
同しノ西
一ゝ廿代　上ヤシキ
同しノ西
一ゝ拾五代　出十四代　中ヤシキ
同所ノ西弥勒ゐヤシキ
一ゝ拾五代　出廿五代　上ヤシキ
同し
一ゝ拾五代　出十五代　上ヤシキ
同所ノ西二ケ所懸テ
一ゝ四十代　上ヤシキ
十万土ゐヤシキ
一ゝ卅六代　上ヤシキ
同所門クチホリタヲシ
一ゝ参代　下

同村　今ハ上村又兵衛給ゐ
門田右京分
同村　十万与介給
十万分　坊主ゐ
同村　同し給
同　与介分
同村　玉井左衛門給
竹谷分
同村　田中木介給
同　し　彦尉ゐ
同村　久家掃部給
同　し
同村　玉井九衛門給ゐ
十万分
同村　主給
同　与介分　二良衛門ゐ
同村　主給
同　三良右衛門分
同村　同善兵衛給
弥勒分
同村
十万与介給
同村　竹内大兵衛給
弥勒分　ゐヤシキ
同村
十万与介給
同村　同し給

同しノ東
一ゝ卅代　出四代　中ヤシキ
同しノ北
一ゝ廿代　出十九代　中ヤシキ
同しノ東
一ゝ壱反　出廿六代　上
同しノ東
一ゝ拾代　出十三代　中ヤシキ
同しノ東
一ゝ拾五代　出卅代　中ヤシキ
ヲコウタ
一ゝ壱反　出卅代　上
同し道ソへ
一ゝ卅代　出一代四分　中
同し東ノ上
一ゝ卅代　出十二代四分　中
同しノ上道ノ下
一ゝ拾代　出一代二分　下
同し南ノ下
一ゝ壱反十代　出四十代　中
□内
一ゝ壱反卅代　出壱反　中
同し山ソへホリ明
一ゝ壱代　下
同しノ上
一ゝ壱代　下
同しノ南
一ゝ弐代　下畠荒

同村　松木藤三良給
同　し
同村　野村忠兵衛給
同　し
同村
十万与介給
同村　松木藤三良給
十万分　源介ゐ
同村　岡本宗介給ゐ
同　し
同村　夜須衆　藤田孫大夫給
弥勒分
同村　岡本宗介給
ふけ分
同村
村上源左衛門給
同村　岡本宗介給
近光分
同村
中　甚衛門給
同村　田中木助給
十万分
同村　十万与介給
同　し
同村　野島大良左衛門給
同　し

『長宗我部地検帳　香美郡　上』より抜粋（加除・修正）

（□内）同し
一ゝ四代　下畠荒
同しノ東谷
一ゝ五代　下山畠
同しノ南
一ゝ卅代　内十代久荒
下山畠
同しノ北谷
一ゝ拾代　久荒
常楽寺ノ下
一ゝ拾代　出十七代
下ヤシキ
同しノ上
一ゝ五代　出廿五代
下ヤシキ
山ノ下
一ゝ五代　出五代
中畠
同しノ下
一ゝ卅代　出十代
中ヤシキ
同しノ西近光本ヤシキ本一反
一ゝ卅五代　上ヤシキ
田中木助ヤシキ
一ゝ拾五代　出十壱代四分
上ヤシキ
ヤスマサ
一ゝ壱段　出廿代
中
同しノ北中ニツカ有本一反
一ゝ四十代　上
同しノ北
一ゝ壱反　出三分
上
同しノ北藤ノ木
一ゝ壱反　上

（十万）同村　和食番衆高屋藤助給
同　し（十万分）
同村　岡山与七給
十万分
同村　田中木介給
同村　散田分
入交平左衛門分
同村　公文善衛門給
近光分
二良三良ゐ
同村　今ハ常光三良衛門給
同　し
二良四良ゐ
同村夜須衆中島七良兵衛給
同　し
同村　岡山与七給ゐ
同　し
同村　中島七良兵衛給
同　し
松木藤三良ゐ
同村　田中喜介給ゐ
弥勒分
同村　長谷川忠尉給
同　し
同村　久礼源七良替
賀茂助左衛門給
同　し
天正十二年ノとし取
同村　長谷川忠尉給
同　し
同村　長宗新右衛門尉給
同　し
御符藤□□□

同しノ西
一ゝ壱反　上
同しノ南
一ゝ四十代　出十二代
上
ヤスマサ
一ゝ壱反　出九代
上
同しノ北川原ヤシキ
一ゝ六代四分　下ヤシキ
同しノ北二ケ所懸テ
一ゝ四十二代　下畠
同所ノ北三ケ所懸テ
一ゝ四十代　出卅代
下畠
同しノ北
一ゝ廿代　出卅代
下畠
同しノ東
一ゝ廿代　出卅代
中畠
フケ井ノ東ヤシキ本一反卅
一ゝ壱反廿七代　中ヤシキ
マトハ中ニツカ有
一ゝ四段　出卅代四分
上
近光ヤシキ
一ゝ壱反廿代　出壱反
上ヤシキ
同しノ東
一ゝ拾代　出十三代
上ヤシキ
フルウチ三ケ所懸テ
一ゝ四十代　出卅八代四分
中ヤシキ
近光川詰テ
一ゝ卅代　出廿代
上ヤシキ

同村　十万与介給
同村　近藤市右衛門給
久礼源七良分
同村　賀茂助左衛門給
弥勒分
天正十二年ノ年取
同村　同し給
同　し
同し年取
同村　長谷川忠尉給
十万分
同村　同し給ゐ
同　し
同村　久甫内庄右衛門給
同　し
同村　御常住宮崎七□□□
同　し
同村　楠目藤兵衛給
同　しゐヤシキ
同村　弥勒善兵衛給
同　野島太良衛門上地
同村　近藤分
今ハ市原又一良給
同村　市左衛門給
同　し主ゐ
同村　賀島三良兵衛給
近光分
同村　入交藤蔵人給

同しノ東外懸テ
一ゝ卅代　出十四代
上ヤシキ
同しノ東
一ゝ卅代　出廿五代
上ヤシキ
同しノ東
一ゝ卅代　出廿五代
上ヤシキ
フルヲチミノタ
一ゝ五代　下
二月六日
祖母□セ山ノハナ二セ三十
一ゝ卅代　中
西シマ
一ゝ参段　出廿五代
上
同所河フチ北ノ下ニ少懸リ有
一ゝ卅代　出十五代
上
（中略）
祖母コセカ下
一ゝ廿代　出十六代
中　内畠分五代
同し
一ゝ廿代　出五代
中
同所シヤウフ　出十代
一ゝ弐段　中
ヲトシロタ
一ゝ壱反　出廿代
中
同しキシフチ
一ゝ五代　下
西ノ岡
一ゝ卅代　出卅五代
下ヤシキ
同しノ西
一ゝ拾代　下畠久荒

同村　山本九良兵衛給ゐ
弥勒分
同村　安永久助給ゐ
近光分
同村和食番衆　高尾藤介給
同　し
三良二良ゐ
同村　夜須衆
中島七良兵衛給
同　し
同村　寺領
地蔵院分
同村　馬場市介給
入交平左衛門分
同村　玉井藤衛門給
入交平左衛門分
同村　藤蔵人給
同村　永崎左兵□□
同　平左衛門給
同村　岡山与一□□
同　し
同村　同し給
同　し
西ノ岡村　長宗大良衛門給
近光分
内島村　八木二良衛門給
二郎丸名
同村　近藤六良衛門給
同　し

『長宗我部地検帳　香美郡　上』より抜粋（加除・修正）

資料的限界に着意する必要を有しており 59)、比定地は巨視的な文字表現で提示し包括的視点で捉え置くに留めている。当村の境域と仮定される「永クホ」から「十万土ゐヤシキ」へと丘陵(「十万山」)北麓の検地を実施していると想定でき、次のホノギ「ヲコウタ」の比定地は不明ながら東方に位置する小字「池ノ内」が同帳に記される「□内」の可能性を勘案すれば、大凡西から東へ山裾を巡検していると考察できる。「ヲコウタ」「□(池ヵ)内」は耕作地と成っており屋敷は所在していないが、「ヲコウタ」には道の存在が示されている。次の「常楽寺」であるが、当寺については『南路志』山南村の項に「常楽寺十万　退轉本尊観音堂にあり」と記され、『山南村誌』には常楽寺廃趾として「元標ノ未方ニアッテ小字地ヨリ一宇ノ観音堂ヲ存ス」とある。此の観音堂 60) について同誌は「元標ノ東方小字常楽寺/一ニ的場ト称ス/ニ在」と記述しており、此れにより「常楽寺」の所在地は小字「的場」に比定されると考えられる。此の近傍に「山ノ下」のホノギが所在しており、位置的にも東十万城跡の膝下に在って「田中木助ヤシキ」などの上・中ヤシキが並んでいる。次の「ヤスマサ」は比定地が不明瞭であるが、「同し(ヤスマサ)の北川原ヤシキ」とあり、やや北上した位置を想定している。当該地は旧記に当城跡の主として記載されている長谷川氏の給地が見受けられ、「同所(ヤスマサ)北三ケ所懸テ」と筆記されている箇所には「同し(長谷川忠尉)給ゐ」と記入されており、「ヤシキ」の記載は刊行本には無いが「中ヤシキ」が記されていたとする注記もある。「フケ井」は小字「福井」に適合すると推定され、「マトハ(的場)中ニツカ有」 61) の記述も前筆の寺院に関連する可能性が考慮される。以下「近光ヤシキ」を中心に屋敷地として上・中ヤシキが続くが、「近光川詰テ」等のホノギも有り本支川の合流点附近に該当すると思われる。2 月 6 日の「祖母□セ山ノハナ二セ三十」より西ノ岡村と記されており、以上が属地的な十万村の大凡の劃定内域 62) であると思量しているが、西ノ岡村は表紙には記載の無い村名である。

範域外ではあるが当該地に所在している東十万城跡に関連すると思われるホノギについて更に考察を加えてみたい。前記の「祖母□セ山ノハナ」であるが、当所は小字「姥御膳」近辺に比定されると考えられる。『地名用語語源辞典』 63) に拠れば、「ハナ」地名の語彙には端や先端など「突き出た地形」を示す場合も有るとしており、また高知県の地形方言では「山の畝(山の斜面の高まった処)の谷間に突き出た端の部分」とあり、「サキ・ヘナ」等と同意であるとしている 64)。小字の所在地を鑑みても当城跡の占位している丘陵先端頂部(「城府山」)を表記したものではないかと推量する。「祖母□(コヵ)セ」(「姥御膳」)について『南路志』山南村の項に「姥御膳十万一名祖母ゴゼ大明神」 65) と記されている。『高知県神社明細帳』には姥御膳神社は明治 42 年(1909)12 月 3 日に尾ノ上天満宮 66) に合祭されたとあり 67)、重層的な習俗・儀礼等の観念から嘗ては十万村の境界に創祀していた可能性も考えられる 68)。

徒渉点の在ったとされる「西シマ」より内(西ヵ)島村となるが、「祖母コセカ下」より再び西ノ岡村の境域となる。其の同所に「同所(祖母コセ)シヤウフ」と『地検帳』にはあり、此れを「城府山」東麓附近に比定したいと考えている。「城府」を「シヤウフ」とする記載は「大忍庄地検帳」(三番帳)に記される「前田城」のホノギ近傍の「シヤウフノ浦」や「シヤウフヤシキホリノウラ共ニ」との筆記にあり、山北の前田に現存する小字「城府」に同定され得ると推量すれば、「城府山」の俗称は同帳のホノギ「シヤウフ」に求められると勘案できる。傍証として

次の「ヲトシロタ」のホノギについて、旧山南村に慶応3年(1867)頃の俗伝として「音代田の由来」が語継がれている[69]。民話の内容は小稿とは全く無関係なので重要な部分のみを略載すれば「山南の上分、岡部落の向こうの山の麓に端山の部落があった/岸本から徳王子の中野[70]を経て十万を東へ上ると池の奥へ越える峠があり、白犬が出るとの言伝えがあった[71]/その峠附近は岡山と云い、越途の四つ辻に差し掛かった頃、城府の峰の方から…/おっとろしや(音代田)」とあり、城府と音代田(洟池)は近い位置関係にあると考えられ、『地検帳』に記される「ヲトシロタ」近傍の「シヤウフ」は「城府」であったと把捉したい。因みに同帳徳善村の「中ノ」附近に「イヌカミテン」のホノギがあるのは逸興である[72]。また「ヲコウタ」に記された道は徳善村との往還路であった可能性も思量される。前掲の『南路志続篇稿草』所収の「村図 徳善・王子村」には岸本(浦)から徳善を北進して山南村十万へ越える支道[73]が図示されており、径路に埋存するクノ丸遺跡・徳王子前島遺跡[74]・十万遺跡等において占有率は寡少ながら手捏ね成形の土師質土器を出土している。地域の基幹を成す香宗川は低水位の緩流河川であり、同川を通じての水運流通を積極的に評価し得る状況に無かった事が村誌に示されているなど[75]、当地を経由する古来よりの要路(捷路)が存在していた可能性を視野に今後必要に応じて論証を重ねていきたい仮説と一考する。

終尾となるが次筆の「西ノ岡」は西ノ岡村の村名の由来(地貌)となったホノギと考えられる。前掲の『南路志』には東十万城跡として「山南城持岡山ノ城」とあり、此れは民話「音代田の由来」に登場する「岡山」を示している可能性が考えられ、また其の「西ノ岡」が岡山与一(七)なる人物の給地であることは興味深い。岡山氏は十万村「山ノ下」に中ヤシキの居屋敷を有しており、当城跡との関係についても考慮される給人である。尚、当城跡比定地の「西ノ岡」の本地は入交氏であり、検討を要する課題として記しておく。

4、中世村落としての十万と城跡

当該村の中世期における景観復原を、対象地に遺る小字「神母ノ西」等を通して考察してみたい。「神母(いげ)」について桂井和雄氏の『土佐のお神母考』[76]より摘記すれば、「従來おイゲ様の呼稱に依り土佐の農山村特に香長の平野村に多く、水邊田圃中の無格の叢祠として散在する神母神社(伊氣、伊毛、稻氣、稻毛、畝丘樹下、御母等とも書く)に就いて(中略)その地理的分布は物部川を主流にして、此れと協力して流れる幾つかの小流を含む香長平野とその通谷地帯に(中略)傾向を觀るのである[77]。(中略)現在のイゲの鎭座地に多少の變化はあつたとしてもその大部分の古い鎭座地から水に關係する地勢を意味する部落名なり小字名なりを拾つて觀るに、共通類似のものを多數に擧げる事が出來る。(中略)卽ちイゲは飮用水池乃至は農業用水池を呼ぶイケ(池)や井戸に因んだ前掲地名のイケノモト、イケジリ、イケハヤシ、イケノハナ、イケサキ、イノモト、イノ北、井ノ尻等の意味してゐる池の語の轉化である。(中略)斯くて一部の神母の地勢の物語つてゐるが如く「神母」は「池」であり、(中略)何れも鎭座地の持つた地勢の表現であつたと考察する」と記されており、小稿の対象地にも「池ノ内」などの小字を存している。また同氏は土居とイゲに関する残存信仰が相関連している可能性を追窮し、イゲの鎮座地として「土居」や「屋敷」などに関連があったとする考察を述べており、村落の空間構成

要素における祭礼的施設としての蓋然性が窺えるとしている。更に「土居」地名のある一帯は邸跡を意味すると同時に其の勢力範囲の進止と同義するに至ったとも論述している。

『山南村誌』には神母神社[78]として「元標ノ坤方字拾萬ニ鎮座」とあり、『高知県神社明細帳』には伊氣神社として小字「小柳」に在ったとしている。「神母ノ西」の語構成における接尾辞が位置関係要素を表す方位(西)であり[79]、空間的分布より勘案すれば十万遺跡として調査された中世環濠屋敷跡近傍と考えられ、既往の論考より推察すると対象地を開拓した名主又は豪族の館との関連を予察できる可能性を含んでいる。桂井氏は「イゲ」の持った地勢的意義と相俟って前述の飲用水としての泉や池、川、井戸等の水を掌る神への信仰を主としたと思われる山麓乃至は沿川村落のイゲ信仰より若干の変化を来し、井戸の掘鑿技術(穿井力)の進歩に伴う農業用水信仰に推移したと述べている。十万村が在ったとされる扇状地性の高燥な低台地上を可耕地として開発するには、河川(河辺)又は後背地系低湿地の用水技術を共有化して低地から微高地に通水が可能となったことにより新開地の対象が広範化していったと考えられ[80]、勧農上の灌漑・排水事業を有していた可能性を想定している。『山南村誌』には地味として「西部字久保田南部字十万等ハ水利ヲ得(抜粋)」とあり、久保田(中城跡[81]:香南市指定史跡)に蟠踞した中氏[82]や十万氏などの土豪層の淵源は用水体系による灌水(集水)域を母体とし得る地貌を存立基盤としていたと考えられる[83]。また環濠は分界を意図する排他的空間(防禦術工物)としてだけでなく地域性により社会構造の時間的変化に応じて再適応した可能性が示されており[84]、室町期以降は利水(溝渠)の管理機能も担っていたことが指摘されている[85]。

大忍庄内の中世村落の形成過程において、分節化の様相を呈する重層構造に依拠して存立していたと考えられる地主化した在地の小豪族[86]又は名主層らの内的要因による所産とされる「館(屋敷)」を基盤とした集落が成立していった可能性が推量され、内部構造の実相を示す事蹟として地表景観に投影されたのが対象地に埋存する十万遺跡であると考える。発掘調査が実施された当遺跡から中世の環濠屋敷跡が検出され、屋と倉から成る居住区内に占める建物群の疎集空間(継続期間)並びに大型家屋(主屋)の存在、また経済的優位性を示す奢侈品(貿易陶磁器)などの出土遺物や溝(堀)状遺構等による周辺空間との分化等が看取できるなど、在地支配の在来的権威とされる「館」成立の背景の一端として東方に拠在する東十万城跡との併存関係についての指摘が為されている。其れは大忍庄を後背地とする新興階級として抬頭してきた土豪層(村落上層部)を主体とする帰属意識を有した村落共同体が、地域権力等の介入(外的契機)に対する抵抗拠点(一揆的結合)としての機能を小規模在地領主(国人/地頭系・土豪・名主・下級庄官等の中間層)主導型の詰城に冀求するなどの内在的要因に起因すると考量できるが、当城跡の現存遺構の質的内容との相対的な比較によって導出された縄張りの形態は 16 世紀中葉頃の範疇で捉えられ、屋敷跡が成立していた年代とは約 3 四半世紀近い時期差が発生すると勘案している。屋敷跡の盛衰期については既刊の報告書等で 15 世紀代との年代観が附与されているが、16 世紀以降は新たな地域(在地)秩序が形成され、土居を中核とする屋敷群の再編が行われた可能性[87]が『地検帳』から読み取れる。一方、東十万城跡は調査が不十分で表採遺物も確認できず、また紀年銘を有する一次史料も管見の限り皆無であり時期比定の即断は困難を伴うが、地表面観察等の判断を検討して時間軸を捉え直すなど当該地域における具体的な事象による緊

N
50m
60m
70m
80m
※耕作地
（未踏査）
高知県吾川郡伊野町音竹 音竹城跡 概要図
踏査・作図 宮地啓介 2008.11.30 ～ 2010.3.14
0
50
100m

図４　音竹城跡概要図

張状況等を参考に考察を試みたいと思考する。

戦国期における最大級の地域開発は城郭の普請であるとも云われている 88)。東十万城跡は山南において岩神城跡 89)（香南市指定史跡）に次位する城容を呈しており、他の豪族の拠城（土居）とは異なる意図で構築された可能性を有している。其れは当城跡の二重構造と同系 90) の軍事的

合理性を具有して、同一築城主体たる地域権力の介在による一定の規範を伴った徴表と考えられる音竹城跡（東城）の縄張り分析における類推からも可能である（図４）。即ち当城跡は十万村という地縁的結合を有する共同体（村落構成員）が土豪層を中心に干渉を排除し采禄を自衛する「村の城」では無く、地域権力の支配境域の枢要を扼守する為の「境目の城」（番城）であったと考量できる。当該地域を支配領域としたと考えられる勢力は安芸（畑山）氏及び香宗我部氏を擁した長宗我部氏と推考するが、当城跡の遺構の特徴から長宗我部氏が築造主体であったと推断している。其の事由として連続竪堀群の部分的な顕在化を指標として挙げることができる 91) が、安芸氏においては竪堀群の使用例は皆無であるとされている 92)。また類似した縄張りを有する音竹城跡は仁淀川を望見する吾川郡いの町に所在しており、両城の分布域を保持し得た勢力圏を有していた地域権力は長宗我部氏のみであるなど、同氏の関与の下での修築であったとの示唆を与えている。

長岡郡岡豊城（国指定史跡）周辺を本拠（策源地）とする長宗我部氏が 16 世紀のどの段階で大忍庄里分（山南）まで進出したのかについては諸説あるが、断片的ながら通説に従えば天文 15 年（1545）頃の叙述として「香宗我部右衛門尉親秀 長宗我部國親ノ三男弥七郎親泰ヲ養子トシテ家ヲ嗣シメンコトヲ請テ國親ニ帰順ス」（『土佐國編年紀事略』巻之四 93)）とあり、此の頃には香宗川下流域周辺を含む香宗我部領が長宗我部氏に扶植されつつあったとされている。天文 16 年（1546）5 月 21 日付の「村田八郎左衛門宛國親書状」には「於今度大忍ニ無比類高名共候神妙之至候然間先々中澤貳反太（大）津郷扶持候弥忠節専一候望次第諸事可申付者也」（『土佐國蠹簡集』94)）とあり、香宗我部家中 95) の村田氏に対する大忍（庄）においての働きを処遇する感状が遺されている。また年不詳の小春十四日付の「池内左近介殿宛元親書状」には「連々對當家悪心之族候ツ就其今度光明院方生害候殊ニ大谷儀彼組之衆無紛候始末旁御存知之事候条昨日与成敗候悴家固キ所以御心遣如此候弥御憑敷存計候今更不及申就中昨日之對姫倉内々入魂候委豊前守可申將又岩右（岩神氏ヵ）冨右（冨家氏ヵ）公特（将ヵ/公文氏ヵ）對此方別而悪（懇ヵ）望申越候併貴邊御才覚之徴（ヵ）是又大慶候于餘無音候条先々以書状申候委ハ御意得賴申候猶自是可申条閣筆候恐々謹言」（『土左國古文叢』）とある。頭書の文面から時期的に土佐七雄の一人ともされる山田氏を相互抗争間の対立において淘汰したとする天文 18～20 年（1549～1551）頃のものとされているが、年代に若干の齟齬が生じているとの指摘もあり、史料批判を必要とする内容ながら概ね此の頃迄に岩神氏などの大忍庄里分の諸将が、時勢の随いに習い長宗我部氏に帰順（従属化）したと考えられている 96)。王子村に鎮座する周辺八ヵ村の総鎮守である若一王子宮（香南市指定史跡）の永禄 4 年（1561）の棟札に「若一王子大檀那長宗我部宮内少輔秦元親同孫七郎同神兵衛尉永禄四年辛酉九月七日代官豊前守秦孝之中三郎左衛門對馬守秦親宣岩神筑前守藤原孝員神左衛門秦親綱入交彈上忠盛」（『土佐國蠹簡集』）とあり、永禄年間には対象地を含む山南全域

を略掌握していたことが窺える。更に永禄 11 年(1568)の「一宮(土佐神社 : 国指定重要文化財)再興人夫割帳」(『土左國古文叢』)は、長宗我部氏の勢力圏内にあって軍事的統率関係を有する属人的結合(「衆」[97])として定番衆・郷村衆・地下衆などに編成された家臣に対し出夫を割当てたものであり、当時の大忍庄内における小豪族、名主層等の状況を窺える史料として有用であるとされている[98]。其の第一帳「一宮山いりかけ人夫 諸口かき(書)立」には大忍衆として 52 名の構成員が列記されており、此の中に十万掃部丞なる人物が含まれている。また中氏や入交氏ら有力豪族の名が記されているものの長谷川氏の名は記載されていない。田中喜介は大忍衆として『地検帳』(「香美郡上田村地検帳」)に記されており、「田中藤兵へ」なる人物が「人夫割帳」にみえるが喜介との関係は不明である。同帳が記された永禄 11 年と『地検帳』が作成された天正 16 年とは約 20 年の時代差があり、対象地(十万村)に給地を有し同一人物の可能性が推察されるのは、公文善衛門と山本九郎衛門(山本九良衛)のみである。

永禄末期の大忍庄は安芸・長宗我部氏による相剋という外在的要因による戦渦の直中にあって東川衆では山川氏(山川城跡[99] : 香南市指定史跡)や福万氏(福万城跡[100] : 同史跡)らの名が記載されておらず、此の段階では安芸(畑山)氏方に与同していた可能性が考えられている。衝路を扼する境目領域の主要な城跡の運用形態の特徴として、兵站を含めた駐屯地を附属した二重構造を呈している事例が指摘されており[101]、東十万城跡や岩神城跡などはそうした軍事的緊張状況が生起する背景において理解すべき存在であると推考している。安芸氏勢力との係争地(軍事的境界)に所在する東十万城跡は、当該地における長宗我部氏の重要拠点として相応の将を配置していた可能性を推量し、或いは臆見ながら城監は入交氏であったのではないかと愚察している。入交氏の出自に関して確かなことを述べるのは難しいが、同氏は田村庄(南国市)を本拠とする有力土豪(名主)であり、また大忍庄にも関りを持つ[102]など守護代細川氏の被官(吏僚的家臣)として重用されていたとされ[103]、長宗我部期には大忍庄(旧香我美町域)において一族で約 21 町 6 反余の給地を有して東十万城跡近傍の岡城跡(岡土居 : 複郭式城館)[104]を当地における拠点とするなど軍役に服する立場にあったと考えられている。尚、傍証ながら前掲の若一王子宮棟札において入交氏は「弾正」を称している。十万氏については其の旧地が「同(王子ノ村)　入交藤蔵人給　同し(アナタ)ノ西かち　一所三反三拾代中　十万分　是ハ大忍打入[105]ノ時新加扶持ニ持」等と『地検帳』(「香我美郡大忍庄地検帳」)に記されており、同氏は降将の眷属として家道が衰微しつつあった可能性が示されている。そして長谷川氏や田中氏、岡山氏などは城番給人[106]として当城に関与して在居していた可能性を推考しているが、此れらを検証するに足る一次史料(軍忠状・宛行状等)や徴証は見出せず、明証を欠く愚見に甘んじる。当村が「豪族屋敷的村」から在村給人が抱地を給分(知行)として扶持される被官編成[107]へと変貌していった可能性は、長宗我部政権下にあっては該村形態を主要な領国構造の基軸と成すよう意を用いたとしているが、形骸化した在地構造としての「名(豪族)的村」を副次的残存形として相補的関係において共存させざるを得なかった背景が、当地(土佐)における後進性(前代的領有関係)に至ったとする指摘も為されている[108]。

何れにしても同時代史料に全くみえず、確固たる位置付けが定まっていないなど実年代比定に不確定要素を内包する東十万城跡の平面構造(縄張り)に内在した特質は、城館研究の発展系

列(発達史観)及び当該地域の政治・軍事的情勢と対比して概ね天文中期頃を上限とする経年幅において永禄年間(16 世紀第 3 四半期)を盛期として営為(改修)されたと考察でき、15 世紀後半には廃絶したとされている十万遺跡から検出された環濠屋敷跡とは年代的に乖離がみられるなど直接的な関連は稀薄(虚構)であったと考えられる。然しながら水田適地である当地はまた洪水等の常襲域という地形環境に在り[109]、「城府山」は香宗川を強く意識した立地に在って河川監視を兼帯した災禍に対する避難所として、往時から実質的な在地勢力らの主体的動向によって城郭の祖形とも言うべき人為的先行地形を発現させていた可能性は十分予察される[110]。主要往還路を擁して荘域内外の流通の集散地としての条件を内包する要地に所在しているなど[111]、環濠屋敷の成立が「構(かまえ)」の機能を併有する当該丘陵(高地)に依拠して存立していた蓋然性は、仁淀川下流域に埋存する周知の埋蔵文化財包蔵地である上ノ村遺跡(土佐市)と新居城跡(同市)との関係からも推察され[112]、城跡の究明には更なる多面的な考察を必要とする。また十万土居跡と十万城跡の関係についても、当城跡は大規模な堀切と制圧高位にある主郭土塁を基軸とした簡潔且つ精緻な城跡(防塁)であり、其の城容から地域権力の領域や国吉城跡などの拠城を守成する為の支城(前哨陣地)であった可能性も推察され、対象地における山下土居を伴う土豪層の詰城として相互補完的な既存の枠組みについて否定的見解も交えて再評価する意義を考慮している。十万氏の関与については、城跡が本拠の外縁部に立地している事などから他律的に城番等の間接的な関りを有して管掌していた蓋然性に立脚した、故地に由来する城主伝承として通俗的に流布されてきた可能性を含み置き、其れが固定概念として既成事実化し「十万与助城跡」なる俗称に無批判的に伏在していると想到するが、認識や強調点の相違による齟齬を含めて再考には慎重な観照が求められ、斯かる予断的、仮定的な資料の主観的な推察には精微を期すべきと鑑み、件の可能性を容易に放棄し難いながら此れ以上の概断は避けたいと惟る。

山南をはじめとする当該地周辺は戦国期の地域構造を反映して階層的な城館の分布がみられるに至ったと推量するが、小稿では一部を瞥見したに過ぎず爾後に追考の余地を残しているなど総括として甚だ雑駁な小論となったことをお詫びする次第である。中世城跡についての検討は縄張り論のみならず多元的な視座において歴史地理学的手法や文献及び他の中世史料の考証と共に考古学や民俗学をはじめとする諸成果を同一俎上で協業・整序(相互検証)し、総合的且つ整合的に深化の模索を躬践していくことが今後の課題であると勘考するにあたり、先学諸氏の御寛容と御鞭撻を得れば幸甚であると存している。

【註】

1) 小都隆 2004「中世城館跡の型式分類」『考古論集 —河瀬正利先生退官記念論集—』

2) 『香我美町史』上巻 中世編

3) 香南市香我美町徳王子は香長平野の南東に位置し、北と東は広義の香我美丘陵が展開して南西には低平な海岸平野の沃野が拡がっている。地名は旧徳善・王子村から成る。南は同町岸本、東は月見山山系を隔てて香南市夜須町、西は同市赤岡・野市町、北は香我美町上分・下分に接している。字地は本村・簾・中野・徳善・前島・北島・天皇・広本・西山・川谷・宗滝・刈谷・仁屋・大熊がある。

4) 香宗川の山南における別称(香我美町立山南小学校 1966『山南風土記』)。川内山徳泉寺地蔵院(廃跡)(『山

南村誌』)に由来すると思われ、『山南風土記』に拠れば大寺であったとしている。『地検帳』には「地蔵院寺中　本壱反　一所弐反卅弐代二分　内堂床廿代中 残ヤシキタ　同(川内村)　恩蔵主持　地蔵院分」他とある。

[5] 明治8年(1875)以降に設置されたとする元標は『山南村誌』に「本村小字福井東川道ノ岐處ニ在」と記されている。

[6] 『山南村誌』には堀内川として「源ヲ本村堀内山中小字坂本山谷ヨリ□シ本村小字福井二至リ香宗川ニ會注ス 其長貳拾九町八間」とある。

[7] 『香我美町史』上巻所収史料

[8] 対象地近傍の小字「西島」や「北川原」などの古称地名(ホノギ)は、河川が乱流する扇状地性の微高地を表記している可能性を有し、一部には堤が存在していたとされている。『山南村誌』に堤塘として「香宗川堤九所(中略)一ハ元標ノ南方香宗川ノ東崖ニ在 本村小字的場ヨリ西方小字長久保ニ至ル長五町拾五間高壱間幅廣処弐間狭處壱間堤敷三間乃至三間半」とある。また小字「小柳」は築堤により河道が固定する前後の水防林の名残とも臆見される。

[9] 高橋啓明・出原恵三・吉原達生 1988『十万遺跡発掘調査報告書』香我美町教育委員会

[10] 宮地啓介・松村信博 2011『曽我遺跡』香南市教育委員会

[11] 高橋啓明・吉原達生 1989『曽我遺跡発掘調査報告書』野市町教育委員会

[12] 吉成承三 2010『天神溝田遺跡Ⅰ』(公財)高知県文化財団埋蔵文化財センター

[13] 松本安紀彦・舛田龍也 他 2010『クノ丸遺跡』(公財)高知県文化財団埋蔵文化財センター

[14] 乗松真也氏は真鍋篤行氏の「瀬戸内地方出土土錘の変遷」(『瀬戸内地方出土土錘報告書(Ⅱ)』瀬戸内海歴史民俗資料館 1993 年)を参考に「網の錘に装着する綱の径の二乗値と綱の抗張力は比例することが知られている。綱の径は網の錘である土錘の孔径と溝幅、綱の抗張力は操業規模(操業人数)に置き換えることが可能であるため、土錘の孔径・溝幅の二乗値は操業規模に比例する」として出土した土錘から漁猟の規模が推察されるとしている。また漁撈集団は港町の構成員でもあり、操船技術を活かして港を介した交易活動にも関与していた可能性を指摘している (乗松真也 2009「中世港町の漁撈集団」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像:上』岩田書院)。

[15] 高知県教育委員会 1986『田村遺跡群 第6～10 分冊』

[16] 『天神溝田遺跡Ⅰ』(前掲)

[17] 末久儀運編 1992『安芸文書』夜須町文化財友の会

[18] 末延儀運氏に拠れば元綱とは杉原七郎元綱であり、細川満綱の子であるとしている(『安芸文書』(前掲))。

[19] 吉田萬作 1982「安芸氏論考―古い世代の解明を重点として―」『高知の研究2 古代・中世篇』清文堂

[20] 『高知県史』古代 中世史料編

[21] 山本大・秋沢繁 1956「長宗我部権力の前提基盤 ―土佐国大忍庄東川を中心として―」『高知大学学術研究報告』第5巻14号に「萩原氏については、具体的なことは不明であるが、(中略)大忍庄南部に於いて、庄園領主へ反抗を企て、地下に支配権を確立せんとしつつ、新しい領主制形成への動きをしめす在地に於ける有力な庄官級であつたと思われる。こうした動きは庄内の旧秩序を動揺させたであろうし、又周辺をとりまく安芸・山田・香宗我部等の国人領主層の動きも活潑化して、庄内の有力名主層へ積極的な仂きかけがなされたであろうと思われる」とある。

[22] 『十万遺跡発掘調査報告書』(前掲)

[23] 小林健太郎 1963「中世城館の歴史地理学的考察 ―戦国大名領国の地域構造研究への試み―」『人文地理』15 巻 4 号

[24] 吉成承三 2005「「高知県の平地城館」 ～高知平野を中心に～」『景観から見た中四国地方の平地居館の様相』第 10 回中四国地区城館調査検討会資料

[25] 『香我美町史』下巻 文化財・民俗

[26] 山本大・宅間一之・前田和男編 1979『日本城郭体系 15 香川・徳島・高知』新人物往来社

[27] 十万神社には五輪塔の残欠が存置されており、花崗岩製の火輪も混在しているが集積の可能性を含んでいる。松田朝由氏に拠れば 14 世紀代には香美郡と安芸郡境附近において関西地域石造物に類似する花崗岩製がみられるとし、15 世紀になると土佐の広域で展開するようになると述べている(松田朝由 2019「四国の採石場遺跡と技術」『中世石工の考古学』高志書院)。

[28] 島田豊寿 1956『初期城下町の歴史地理学的研究』

[29] 横山勝栄 1988「新潟北部の小型城郭について ―中世城郭研究基礎資料」『研究紀要』新潟県東蒲原郡三川村立三川中学校(市村高男 1991「戦国期城郭の形態と役割をめぐって」『争点日本の歴史 第 4 巻 中世編』新人物往来社)

[30] 『山南村誌』には山南山として「連山全村中ニ起伏シ山脈分離セス其根置本村所属四里半許トス 古來只峰巒所在地ノ字ヲ以相呼称シ來ル即(中略)十万ニ在者ハ十万山ト字ス 而メ之ヲ總称シテ山南山ト云フ」とある。

[31] 『高知縣香美郡町村誌 徳王子村』(以下『徳王子村誌』と略称)には川谷城墟として「元標(本村小字奥間ノ辻ニアリ)ノ東小北北森山中ノ小字川谷山ニ在 大約方四拾間山林タリ 南路志該城墟條下ニ古城記ヲ引テ國吉五左衛門居之ト云リ 類聚土佐故事及香美郡誌等記スル所大約異ナルナシ 而メ國吉氏未ダ其何ノ頃ノ人ナルヤ詳ナラス暫他日ヲ竢ツ」とある。

[32] 周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている城跡の他に、『南路志』には「山南岡西ノ城」「同(山南)卯山城」などの古城が記されている。

[33] 小都隆氏は中世城館跡と村との関わりについて「また砦(極小規模または小規模・単郭で集落の裏山の低丘陵・丘陵に立地する)が村の共同墓地に機能を変えており、いずれにせよ村との深いつながりを見ることができる。こうした村との関わりでは、砦の地に現在でも祠が残されている場合が多く、地域の共有施設としての認識は現在まで続いているものと思われる」との見解を示している(小都隆 2010「西国の中世城館跡」『西国の権力と戦乱 日本中世の西国社会①』清文堂)。

[34] 南麓の小字「折越谷」附近は『地検帳』に拠れば「打越谷 同(徳善村) 十万大良左衛門持 一所弐反 出弐拾代 十万与介給」と十万氏の所領(給地)であったとされており、現在も「十万山」の鞍部に隘路(間道)を存している。

[35] 村田修三 2002「中世城郭の諸様相」『天下統一と城』塙書房

[36] 『徳王子村誌』には茶臼森山として「元標ノ東方ニアリテ山脈西東ニ分ル 其西ニ□(奔ヵ)ル者ハ大□(谷)下著(オリツキ)北森福森トナリ 更ニ南メ土橋簾山トナリテ尽ク 其東ニ赴クモノハ戸坂奥□(谷)鏡石ノ諸山トナリ 更ニ南シテ徳善山トナリ□(愈ヵ)南メ本郡岸本村ニ至リ 姫倉観月山(ツキミヤマ)ニ連ル該諸山北面ハ山南村ニ属シ 東面ハ夜須村ニ属ス 皆嶺上ヨリ分劃セリ 其他ハ本村之ヲ有ス(中略)登路十數條」とある。

[37] 『山南風土記』(前掲)

[38] 例:「西ノ岡」等。

[39] 『山南風土記』(前掲)

[40] 宮地森城 1976『土佐國古城略史 全』(復刻版)土佐史談会

[41] 安政 4 年(1857)10 月 20 日の『安岡文助日記』に「今は茶臼山江 金毘羅大権現勧請仕、御家建立、(棟)梁上遷宮ニて最賑ハし、茶臼山を瑟々山と改云々」とある(『香我美町史』上巻所収史料)。

[42] 『徳王子村誌』には貞池城墟として「元標ノ東南小字貞池ニ在 東西大約十三間南北拾間渾テ畠タリ(中略)南路志該城條下ニ古城記ヲ引テ云石谷刑部弟工文将監居之」とある。『地検帳』には「土ゐヤシキ 一所四拾代 ヤシキ 徳善村 同し(香宗様)御抱 同し(徳善分) 公文久大郎給 土ゐ弐ゐ」と記されている。

[43] 『徳王子村誌』には茶臼森として「元標ノ艮方ニ在 頂上東西八間南北七間許 琴平神社の鎮□(座)アリ徳永千規ノ香美郡誌ニ云茶臼森公文将監ヵ遠見所ナリトゾ」とある。

[44] 安政 4 年巳ノ 8 月の「瑟々山金毘羅大権現歓化序」(『河村家文書』)に「(上略)王子・山南両村の堺茶臼山(中略)と申、南ハ萬里の波濤に望ミ、西ハ□尾迄一ト目に相見へ候無双の霊地ニ而御座候ニ付、(下略)」とある(『香我美町史』上巻所収史料)。また近世以前には「山アテ」と称する山見航法が一般的であったとされ、航海安全祈願を含めた舟運と金毘羅大権現(龍神信仰)との関連が指摘されている(北川央 2018『近世金毘羅信仰の展開』岩田書店)。

[45] 『山南風土記』(前掲)

[46] 中野良一 2010「伊予の戦乱と城館跡」『西国の権力と戦乱 日本中世の西国社会①』清文堂

[47] 多田暢久 1989「陣城プランの特徴について―賤ヶ岳陣城群を中心に―」『近江の城 32』近江の城友の会

[48] 宮地啓介 2019「音竹城跡」『土佐の山城』ハーベスト出版

[49] 『香我美町史』上巻 中世編。また市川豊八氏に拠れば同人物は大忍衆に帰属し、検地役人でもあったとしている(市川豊八編 2002『長宗我部家臣録』)。尚、長谷川忠丞なる人物については、臨済宗妙心寺派 高福山雪蹊寺(高知市長浜)の大位牌に記される「天正 14 丙戌年(1584)12 月 12 日 於豊州信親公忠死御供之衆」(『土佐國蠹簡集』) に列記があり、『地検帳』に記載のある年次との矛盾が指摘されるなど疑義が生じる可能性を含んでいる。

[50] 小林健太郎 1985『戦国城下町の研究』大明堂

[51] 島田豊寿 1978「長宗我部時代の土居と村落」『歴史手帖』53 号

[52] 中世(山村)においても河川及び谷・峰・稜線(尾根)などが山地利用や領域化の境界として成立していたことが予想されるとの指摘がある(米家泰作 2002『中・近世山村の景観と構造』校倉書房)。

[53] 桑原公徳編 1992『歴史景観の復原―地籍図利用の歴史地理』古今書院

[54] 『香我美町史』上巻 中世編(下巻 文化財・民俗)。尚、十万与介なる人物については、既出の雪蹊寺大位牌に記される「天正 14 丙戌年 12 月 12 日 於豊州信親公忠死御供之衆」(『土佐國蠹簡集』)に連記されており、『地検帳』に登載した年次との矛盾が指摘されている。

[55] 『初期城下町の歴史地理学的研究』(前掲)

[56] 松本豐壽 1953「中世豪族屋敷、その成立と變質、並に崩壊について」『地理學評論』26 巻 3 號

[57] 松本豐壽 1958「近世初頭の村落、その構造と村境について」『社會經濟史學』第 24 巻第 3 號

[58] 対象地近辺の主な土居跡として『地検帳』から摘記すると「ハイハラヤシキ外ノ田懸テ 一所卅代 出四分

中ヤシキ　ハイ原村　上村玄蕃給　拝原分　宗兵衛ゐ」「同し(ハイハラヤシキ)城ヤシキ　一所拾五代 出八代 中ヤシキ　同(ハイ原)村　同し(拝原分)　同し(上村玄蕃)給」他/「土ゐヤシキ　一所壱反 出五代 中ヤシキ　同(半場)村　御公領分　同し(拝原分)　永崎左馬介扣」他/「秋末土ゐ　一所四十代 中ヤシキ　同(川内)村　同し(臥尾縫介)給　同し(秋末分)　ゐヤシキ」他/「フケ土ゐ　一所四十壱代六分 上ヤシキ　同(ふけの)村　上村玄蕃給　同し(ふけ分)」「同し(フケ土ゐ)ホリタヲシヤシキ付三方　一所壱段壱代 下　同(ふけの)村　同し(上村玄蕃)給　同し(ふけ分)」「同し(フケ土ゐ)ノ北二ヶ所懸テ　一所壱反六代二分 中ヤシキ同(ふけの)村　入交五兵衛尉給　同し(ふけ分)　ゐヤシキ」他/「石田土ゐヤシキ北浦少懸テ　一所廿五代 中ヤシキ　同(石田)村　長宗新右衛門尉給　同し(石田分)」などがあり、「フケ土ゐ」には「ホリタヲシ」の記載がある。

59) 島田豊寿 1978「長宗我部時代を中心とする市町の研究」『土佐史の諸問題』名著出版

60) 『山南村誌』に拠れば観音堂に安置されていたのは馬頭観音であったと伝えている。

61) 中世村落の結合において石塔類の造立が顕在化してくるとの指摘もある(水野章二 2004「中世村落の構造と景観」『日本史講座 4 中世社会の構造』東京大学出版)。また当該地の丘腹に慶長年間を主体とする可能性を含む石造物群(石仏や五輪塔の残欠等)が存置されているとの助言を濱田眞尚氏(香南市文化財保護審議会委員)より得た。

62) 『地検帳』には(十万村として)64 筆、推定を含む屋敷数 34 軒(上ヤシキ 16・中ヤシキ 10・下ヤシキ 7・等級不明 1)、名請人を含む居屋敷は十万与介・田中喜介など上ヤシキ 10、岡山与七・長谷川忠尉など中ヤシキ 6、弥勒善衛門など下ヤシキ 3 である。また前田三介・中島七良兵衛などの夜須衆の給地もみられ、和食番衆の高尾藤介と高屋藤助は同一人物の可能性を有している。

63) 楠原佑介・溝手現太郎編 1983『地名用語語源辞典』東京堂出版

64) 桂井和雄 1955『土佐山民俗誌』高知市立市民図書館

65) 廣江清氏は「ウバ神というのはいろいろの伝承によってまつられた神で、きまった祭神はないのであろう」と述べている。また「ウバガフトコロ　諸国に数多い地名ではあるが、今に正解を得ない。通説としては、自然に風を防ぎ、日当たりが良く、暖く、恰も乳母の懐の如き地形を云ふとあるが物足りぬ」(『日本民俗学辞典』)とも記している(廣江清 1972『長宗我部地検帳の神々』土佐民俗学会)。また焼畑文化圏には独自の信仰を有し、地名として姥(祖母)神等が伝わるとする説もある(野本寛一 1984『焼畑民俗文化論』雄山閣) 。他に女性登録としての「祖母」については、吉村佐織 2003「織豊期土佐における女性の知行 ―『長宗我部地検帳』を中心に―」『海南史學』41 号に詳述がある。

66) 天満宮の境内には国指定天然記念物「天神の大杉」(推定樹齢約 900 年)が聳立している。

67) 『香我美町史』上巻所収史料

68) 水野章二 1990「村落と境界」『日本村落史講座 第 2 巻 景観Ⅰ』雄山閣

69) 『山南風土記』(前掲)

70) 黒田日出男氏は境界地名として「中山」を例に挙げ、「中」について「地名レヴェルでは、ある土地(地域)と土地の間、中間を意味する」とし、「中世の人々は、地域間に道をつくり相互に交通・交易を展開していったが、そのような両地域間の交通(路)上の境界をなす山＝峠を「中山」と称した」と述べており、同氏の見解に従えば「茶臼ヶ森」の西麓に在って十万村と徳善村の境域に位置する「中野」も同義の可能性を考慮している(黒田日出男 1986『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版)。尚『地名用語語源辞典』に拠れば「中

野」は「中間の野。中央部の野」「山などの間の野」などとある。

[71] 峠は山犬等の通り道でもあったとされている(楠瀬慶太 2013「高知県旧物部村の地名に見る山の生活誌」『四国中世史研究』第 12 号)。

[72] 山犬信仰の成立基盤は焼畑文化圏であるとする説もある(『焼畑民俗文化論』(前掲))。

[73] 道中には自然石を用いた造立年不詳の金毘羅燈籠が数基建立されている。

[74] 香我美町徳王子に所在し、丘陵西麓の小規模扇状地と大留川(徳善川)の谷底低地に立地している。2 条の自然流路跡を中心に遺物が出土し、古代(8 世紀後半～9 世紀代/10 世紀後半)の流路跡からは、祭祀遺物(木製品)や墨書土器など律令期の遺物が出土している。12 世紀代の遺物を終見とし、13 世紀初頭には流路としての機能を失ったとみられている。中世(13～14 世紀後半)の流路跡からは楠葉型瓦器椀や貿易陶磁器などの広域流通品の出土がみられる。また瓦当(八葉単弁蓮華文)を含む瓦片を出土しており、本遺跡周辺に瓦葺建物を営む寺院関連集落が存在した可能性を示唆している(島内洋二 2011『徳王子前島遺跡』高知県教育委員会(公財)高知県文化財団埋蔵文化財センター)。

[75] 『徳王子村誌』には地勢として「東及北ハ連山起伏シ西及南ハ田野度ク開ケ遥ニ本郡赤岡岸本ノ市街ヲ望ムヘシ 而メ北疆ヨリ西南疆ニ巡リ香宗川ノ流アリ然レ□(ドモヵ)水浅クメ舟楫桴筏ヲ浮フニ足ラス是ヲ以水運其利ナシ 道路ハ多ク平坦ナリ或ハ坂ヲ交ルモ甚タ嶮ナラス是ヲ以陸運便也」とある。同様の内容は前掲『山南村誌』にも記されている。

[76] 桂井和雄 1941『土佐のお神母考』土佐民俗學研究會叢書第七輯(1941 年 5 月 18 日脱稿/出版年不明)

[77] 此の他の分布域として高知平野と其の通谷平野を含む仁淀川下流域、新荘川と四万十川に抱握されている河段丘と下流の灌漑地域に其の傾向が観られるとしているが、香長平野において一層顕著であると述べている。

[78] 『山南風土記』に拠れば当地に「おいげさま」という祠が鎮座し、十万美濃守なる人物との関りが伝承されるとしている。

[79] 関戸明子 2000『村落社会の空間構成と地域変容』大明堂

[80] 石井進編 1991『中世の村落と現代』吉川弘文館

[81] 『山南村誌』には久保田城墟として「東西貳拾間南北拾貳間全ク畠トナレリ 遺壕ナリ之ヲ繞ル然レ□(ドモヵ)壕ハ悉ク埋リテ竹木之ニ生ス 壕ノ東側八幡宮ヲ奉祀ス」とある。『地検帳』には「中殿ヤシキツメ 一所 卅代 下ヤシキ 窪田村 中 三良左衛門給」「同し(中殿ヤシキ)ノ北ホリ 一所拾代 アレ 下ヤシキ 同(窪田)村 同し(中 三良左衛門)給」「同し(中殿ヤシキ)二ノ塀 一所拾五代 出廿代 中ヤシキ 同(窪田)村 中 甚兵衛給」「同し(中殿ヤシキ)ノ下 一所廿五代 中ヤシキ 同(窪田)村 主ゐヤシキ 同(中) 三良左衛門給」他と記されている。

[82] 中氏は大忍庄(旧香我美町域)において一族で約 43 町 7 反余の給地を有していたとされている(『香我美町史』上巻 中世編)。

[83] 十万地区の現成地形は、河川改修工事や圃場整備事業などの開発により旧観を喪失している。

[84] 池田雅美 1977「豪族屋敷と環濠集落の地域差」『地理学評論』第 50 巻 3 号

[85] 『十万遺跡発掘調査報告書』に拠れば、環濠屋敷を構成する溝状遺構において流水・湛水状況は確認されておらず、空堀であったとする見解が示されている。

[86] 宮島敬一 1992「村落領主論(中世)」『日本村落史講座 第 1 巻 総論』雄山閣

[87] 石尾和仁氏は「15 世紀以降村落上層の被官化と相俟って広域権力化していく領主層の居館を中心に館廻り

集落(城下集落)が形成されることによって周辺集落の再編が進む一方、村落上層が主導する地域的結合が広域水利の管理体制を生むなどの地域秩序の形成を促し、これに農業技術の進展が地域経済の自立を可能にしたことが集落再編の契機に成り得たものと思われる。居館を核とする集落の形成は領主側の指向のみならず、領主に結びつこうとする在地側からの要求たり得たのである」と述べている(石尾和仁 2009「中世集落の展開と居館」『四国中世史研究』第 10 号)。

[88] 阿部浩一 2013「戦国・織豊期の地域開発と社会意識の変化」『環境の日本史 3 中世の環境と開発・生業』吉川弘文堂

[89] 宮地啓介 2010「中世城郭概要―岩神城跡について―」高知考古学研究会発表資料

[90] 個人の感想として「装甲列車型」と仮称している。

[91] 吉成承三 2017「畝状竪堀群からみた四国の城館―土佐国の事例を中心に」『中世城郭研究』第 31 号

[92] 大久保健司 2005「連続竪堀群から見た戦国土佐の城」『陣城・臨時築城をめぐって』中世城郭研究会

[93] 前田和男編 2004『土佐國編年史料控 第三巻―私家版―』

[94] 『高知県史』古代 中世史料編

[95] 平井上総 2003「戦国～豊臣期における長宗我部の一族―香宗我部氏を中心に―」『海南史學』41 号

[96] 『香我美町史』上巻 中世編

[97] 松本豐壽氏は「「衆」は「黨(党)」と同じく同族團的結合をあらわす用語であつた、属人的結合の退化のあとをうけていつのまにか地縁的結合をしめす用語に轉化する様になつたと考えられる。」と述べている(松本豐壽 1958「近世初頭の村落、その構造と村境について」『社會經濟史學』第 24 巻第 3 號) 。

[98] 市村高男 1998「永禄末期における長宗我部氏の権力構造―『一宮再興人夫割帳』の分析を中心に―」『海南史學』36 号

[99] 宮地啓介 2019「山川土居城跡」『土佐の山城』ハーベスト出版

[100] 宮地啓介 2016『香南市香我美町福万 福万城跡 試掘確認調査概要報告書』香南市教育委員会では、「歴史的に当該地周辺は香美郡東南一帯を荘域とした大忍庄に属しており、嘉元 3 年(1305)の田地売券(「行宗文書」)に「福万名主国延」とみえ、また康正 3 年(1457)の大忍荘西河・東河名主等連署契約状(「安芸文書」)に福万名主の署名があるなど、当地が福万氏の名田に依拠した集落であったことが窺える。天正 16 年(1588)の『長宗我部地検帳』(「大忍庄地検帳」)に「福万ノ村」と記載され、多くは福万孫右衛門の給地であり、「福万土ゐヤシキ」「城」等のホノギは当該城跡包蔵地に比定されると考えられる。社寺は若王子宮・長福寺が記され、同寺は恵日寺(真言宗)の末寺で藩政期に退転したと伝えられる。現在城跡の所在する丘陵中腹に薬師堂と五輪塔群が存置しており、堂宇には永正 12 年(1515)の銘を刻む鰐口が継承され、また若王子宮には「願主 福万孫右衛門」と記す文禄 5 年(1596)の棟札が蔵されていた」としている。

[101] 松岡進 1999「戦国期・織豊期における築城技術―ひとつの研究史整理の試み―」『中世城郭研究』第 13 号

[102] 応永 21 年(1414)5 月 12 日付の「沙弥某家屋敷宛行状」に入交殿宛として「家と屋敷一反中の内をば清遠に預おかるべく候なり」とある (『安芸文書』(前掲))。

[103] 南国市史編纂委員会 1979『南国市史』上巻

[104] 『山南村誌』には岡城墟として「元標ノ巳方小字高砂/一ニ土居ト称ス/ニ在 東西拾弐間南北貳拾間 樹竹之ニ生シ八幡宮を奉祀ス 其所在ハ人家ノ間ニメ通常之宅地ヨリ髙キ丁五尺許ナリ 南路志ニ土佐遺語ヲ引テ云山南岡古城入交蔵人居之」とある。『地検帳』には「岡土居三段懸テ外畠共ニ 一所壱反廿弐代四分 内五

代アレ　中ヤシキ　岡村　入交藤蔵人給」「同し(岡土居)上城ヤシキ　一所拾六代四分　中ヤシキ　同(岡)村同し(入交平左衛門)　同し□(給ヵ)」他と記されている。

[105] 長宗我部氏が大忍庄里分に侵出した天文期における争乱を指していると思われる。

[106] 松本豊寿 1971『城下町の歴史地理学的研究』(増訂版)吉川弘文堂

[107] 湯浅治久 2015「惣村と土豪」『岩波講座 日本歴史 第 9 巻 中世 4』岩波書店

[108] 松本豐壽 1958「近世初頭の村落、その構造と村境について」『社會經濟史學』第 24 巻第 3 號

[109] 傍証ながら「徳治 3 年(1308)百姓逃亡跡注文」(『行宗文書』)には東川別役(香宗川最上流域)における水損の惨禍と逃散による窮状が記されている(『香我美町史』上巻 中世編)。

[110] 『山南風土記』には十万美濃守が長宗我部氏による大忍庄発向に抗して「城府山」に楯籠ったが、衆寡敵せず軍門に降ったとの一説を紹介している。

[111] 秋澤繁氏は当該地(山南)周辺を含む里分が、中世大忍庄における政治的中心であったとの見解を示している(秋澤繁 2005「土佐国 大忍庄」『講座日本荘園 10 四国･九州地方の荘園』吉川弘文館)。

[112] (公財)高知県文化財団埋蔵文化財センター 2013「企画展 2 発掘調査で明らかになった遺跡展 1 土佐市 上ノ村遺跡」資料

【参考文献・資料】

高知県立図書館 1962『長宗我部地検帳』(香美郡 上)

高知県立図書館 1991『南路志』(第 2 巻)

香我美町史編纂委員会 1985『香我美町史』上巻

香我美町史編纂委員会 1993『香我美町史』下巻

土佐史談会 1983『土佐州郡志』(上)

『角川地名大辞典 39 高知県』角川書店 1986 年

『高知県の地名』平凡社 1983 年

『高知県史』古代 中世史料編 高知県 1977 年

『髙知縣香美郡町村誌 山南村』(複写資料)

『髙知縣香美郡町村誌 徳王子村』(複写資料)

「行宗文書」原本調査報告―近世・近代の痕跡―

荒田　雄市

はじめに

土佐国大忍庄に属した行宗名名主家の系譜を引く行宗家には約 50 通の中世文書群「行宗文書」が伝来している。現在高知県立図書館に所蔵されている同文書群は、大忍庄研究に止まらず引用されているが、しかしながら「行宗文書」を正面から取り上げた論考は意外に少ない。専論としては管見の限り横川末吉氏による「行宗文書の研究」[1)]や、それを受けた甲藤進一氏の「室町戦国初期、土佐大忍荘の在地構造」[2)]がある。その他にも「行宗文書」を利用した研究は少なくないものの部分的な引用に止まる[3)]。

「行宗文書」は『土佐国蠹簡集拾遺』を始めとして近世の編纂物に何度か取り上げられているが、活字刊本では『土佐国地方史料』[4)]（以下『地方』と略記）が今のところ最も利用しやすい。ここには東京大学史料編纂所の影写本をもとに「行宗文書」50 通の翻刻が収録されており、また宝月圭吾氏による「「中世史料」解説」も付されている。「行宗文書」中で最も古いものは嘉元三年（1305）の年号を有し、最も新しいもので寛永 16 年（1639）、行宗名の内実を示す史料や戦国期の活動が垣間見える書状等も含まれる。また正平 11 年（1356、南朝年号）の文書も二通含まれ、中世社会の多様な議論に利用でき得る重要な史料群と言えよう[5)]。

この「行宗文書」について、2019 年 3 月にオーテピア高知図書館において中世地下文書研究会が原本調査を行った[6)]。その結果、現在までに刊行されているいずれの史料集にも記載の無い情報が見て取れ、また寛政元年（1789）の記載のある文書も発見された。いずれも中世の時点、即ち文書が作成され文書群として蓄積されている段階ではなく、その後の編纂等で利用された際の痕跡と判断できるものである。

そこで本稿では、中世文書群である「行宗文書」が近世以降近代に至るまでいかなる取り扱いを受けたかという点について、原本調査成果を踏まえて述べてみようと思う。「1、大忍庄行宗名と原本調査成果の概略」では大忍庄行宗名及び現在までの編纂状況と原本の状態を概観し、「2、原本調査成果」ではもう少し踏み込んで、原本調査成果を詳しく見つつ「行宗文書」が辿った状況の復元を試みる。また「3、史料紹介」においては、専ら部分的に触れられるのみであった「行宗文書」より、現在まで触れられることが少ないながら中世後期の家文書の特質を考える上で重要と思われる史料を中心に紹介しよう。

なお、本稿においては基本的に刊本『地方』を参照し、引用等に当たってはこの番号に従い、各編纂物への収載状況との異同も『地方』を基準とする。

１、大忍庄行宗名と原本調査成果の概略

（１）行宗名及び行宗文書の概要

行宗名の所在は土佐国大忍庄、現在の香南市香我美町中西川に比定される。嘉元 3 年（1305）行宗名収公、その後名主職は福万国延へ、応長元年（1311）に福万より政所へ返還、藤大夫を経て行宗西念、行宗右馬允へ伝わる。貞治 2 年（1363）おち右近へ、康暦 3 年（1381）に福万

と行宗両氏に宛行われていたものが行宗行弘へ、以後行宗氏が世襲する（「行宗文書」5・10・12・22・23・24 号、以下号数のみを示す）。南北朝期には南朝年号である正平の文書二通を伝える（19・20 号）。室町戦国期には国人の山田氏や香宗我部氏と関係しつつ、また「泉州屋形さま」（細川氏）にお供するなど（32 号）多様な活動を行っている。

続いて『地方』所収の「行宗文書」に拠りつつ全体の概要について述べよう。年号記載のある文書について大まかに時代を分けつつ見ていくと次のようになる。なお本稿末尾の【表 1 】も合わせて参照されたい。14 世紀鎌倉期（～1333）では 1～12 号がある。名田の売券・譲状、領主からの名宛行状、年貢品目の書上（6 号「行宗名年貢色々手日記」）、坪付（7 号）、百姓逃亡跡注文（9 号）などが含まれ、名の内実を示す史料として注目されてきた。なおこの時期、行宗名名主職は収公され福万国延に移っていた（嘉元 3 年（1305）5 号など）。14 世紀南北朝期（1334～）には 13～24 号がある。南朝年号である正平の年号を持つ文書が 2 点（19・20 号）、売券・譲状複数、名主職安堵・宛行状（21・23 号）などが含まれる。この時期に「福万宗行」より「行宗之行弘」へ名田六反三十代が譲られている（24 号）。15 世紀の年号を持つものは 25～28 号がある。それぞれ、年貢賦課地の注進状（25 号）、五位職補任状（26 号）、支証譲状（27 号）、名田譲状（28 号）である。「行宗」27 号「行宗道参支証譲状」に「証文廿八通」を譲るとあるが、「行宗文書」では点数が合わない（『地方』「安芸文書」46 号と香宗我部古文書の一つを加えた点数と一致はするが（横川論文）、この点は後述）。16 世紀以降のものでは 29～41 号、44 号がある。香宗我部氏や細川勝基との関係を示すものを始め、行宗氏が土佐国に勢力を有した領主に連なるものとして活動していることが伺える。44 号は寛永 16 年（1639）のもので、行宗与介の被官新左衛門が行宗杢梯に宛てた由緒に関する文書である。その他、年号無記載分としては 42～50 号（除 44 号）がある。いずれも年号の推定はできていないが、戦国期の書状である。

大忍庄やそこに含まれる名については不明な点が少なくないが、「行宗文書」からは山間部の荘園の実態を知ることができ、中世荘園研究において重要な史料であると言える。それだけでなく、今までに広く注目されている史料以外の、現在まであまり触れられていない史料に関しても興味深いものもあるが、それらについては「3、史料紹介」において紹介することにしよう。

（2）伝来の概要、過去の編纂

続いて、行宗文書の伝来、及び現在までの編纂について述べておこう[7]。確認されている中で最も古い編纂物は谷垣守編『土佐国蠹簡集拾遺』（以下『拾遺』と略記）である。正確な成立年は不明であるが、『高知県史』解題は『拾遺』第三巻にある「附私考備好古之益、云爾〈延享四、九月七日〉」（〈　〉は割書、以下同じ）の記述によって延享 4 年（1747）以降と見る[8]。なお、横川氏は「行宗文書の研究」[9]においては「寛政－文化初年の間？」（1789～1804）とし、『大忍庄の研究』[10]第Ⅰ部においては遡って「享保－元文頃」（1716～1736）とされている。横川氏は七巻よりなる高知県立図書館蔵森家本『蠹簡集拾遺』の第七巻末尾にある「右全部七冊谷家以蔵本写畢、于時寛政六年寅九月写之了」の記述から寛政 6 年（1794）以前に成立したのは確かであり、またこれが「先考」（『土佐国蠹簡集』（以下『蠹簡集』）のこと、享保 10 年（1725）頃成立[11]）の事業の発展の上に立つのであればその中間には成立したかと推定されている。私

自身は『蠹簡集』各写本に当たって検討したわけではないが、『高知県史』及び横川氏の所説を踏まえると、『拾遺』は『蠹簡集』成立の数年後から編纂が始められ、成立は延享 4 年から寛政 6 年の間、18 世紀後半頃であろう。なお「行宗文書」が書写されたのは享保 14 年（1729）であるという[12)]。

この『拾遺』には「行宗彦八所蔵」の「行宗文書」が都合 50 通採録されている。ここには【表 1】にまとめた通り、『地方』と比較して若干の異同が見られる。即ち、「行宗文書」17・44 号が無く、代わりに元徳 4 年（1332）西念譲状（懸門字観音女宛）と年月不詳文書（子三月十日云々と始まる）が含まれている。このあたりの事情については後述する。

続いて「行宗文書」は文化 7 年（1810）成立の武藤平道編『土佐国古文叢』に採録され、ここには「高知行宗彦八蔵スル凡テ四十三通」とある。この 43 通は『拾遺』に収録される文書の内から年号記載の無いものを除外した数と一致しており、基本的に『拾遺』が踏襲されている。その後に中山厳水著「土佐国編年記事略」（弘化元年（1844））に 15 通が記載されている。近世においては『拾遺』が最もよく「行宗文書」を収集しており、それ以降の編纂物は『拾遺』の成果を踏まえたものと言って良いだろう。

明治 21 年（1888）、修士局重野安繹氏の採訪により影写本が作成される。『地方』所収の 50 通は東京大学史料編纂所が蔵するこの影写本によるものである。この影写本の奥書には「土佐郡石井村行宗貞義蔵、明治廿一年三月、修史局編修長重野安繹採訪、廿六年六月影写了」とある。これに関しては松野尾章行編『皆山集』巻六七所収の「修史材料古文目録」（重野博士採訪史料の目録）が存在する。これに続き明治 22 年より行宗文書やその他安芸文書等を修史局に借出し、影写が行われた。その後は一時原本の所在が不明となったが、昭和 29 年（1954）の近世村落研究会の高知県調査の際に県立図書館の書庫から発見された。

この時には二帖に仕立てられ寺石正路氏の蔵書印が捺されており、この時点で現在と同じ状態になっていたらしい。寺石正路氏（慶応 4 年（1868）10 月 17 日～昭和 24 年（1949）12 月 23 日）は高知県の郷土史家である[13)]。明治 26 年に影写が完了しているようであるから、これ以降に行宗氏より寺石氏が「行宗文書」を入手し二帖に装丁したものと判断される。

以上、近世以降の「行宗文書」編纂について簡単に見てきた。編纂物により史料の点数は異なるが『拾遺』も『地方』も若干の異同はあれど 50 通を収録しており、中世を通じて近世初頭までに形成された文書群としてよく残っているものと評価できよう。

（3）原本の状態

続いて、「行宗文書」の編纂及び原本の残存状況について見ておこう。【表 1】は『地方』の文書番号を基準として、それぞれの編纂物における収載状況と原本の残存とをまとめたものである。原本は二帖に装丁されており、片方を白丸「○」で、もう片方を黒丸「●」で示している。

横川氏は論文「行宗文書の研究」において残存状況について言及しておられるが、地下文書研究会の原本調査ではそれとは異なる結果が得られた。横川氏は東京大学史料編纂所影写本を元にした 15・36・46・50 号が、寺石正路氏の整理までに亡失しているとされた[14)]。しかし原本は 36 号のみ見当たらなかったが、それ以外の 3 点は確認できた。よって、現在のところ「行宗文書」は 49 点が残存していると訂正しておく必要がある。

横川氏の所論に拠りつつ【表１】に沿ってもう少しだけ述べておこう。『拾遺』では文書を引用した後に「右行宗彦八蔵都五十通」とある。『地方』所収のものと比べてみると、『地方』17・44 号に当たる文書が無く、代わりに『拾遺』35・304 号（『高知県史』古代・中世史料編の付した番号による、以下同じ）が含まれている。この 2 点については原本も無く、近世の編纂から明治期までに失われてしまったものと考える他あるまい。偶然にも点数は一致しているが、何故このような出入りがあるのかは不明である。

ところで、横川氏は『地方』所収「安芸文書」46 号「沙弥西念譲状」（二郎かもん宛）と「参考土佐軍記巻七香宗我部古文書」所収の暦応元年（1338）「行宗名安堵状」（中山五郎平蔵）[15]も「行宗文書」の一部であるとする。なお「安芸文書」は既に原本は失われている。「行宗文書」には沙弥西念の譲状が 3 点（15・16・17 号）含まれており、明らかに関連文書ではある。これについても後述する。

最後に参考として「香宗我部古文書」に含まれる「行宗名安堵状」を掲げておこう。表記は全て前田和男『香宗我部史料』による。差出及び宛所は無い。

大忍庄西河内行宗名事、如元所令安堵也、於御年貢御公事、考任先例、無懈怠可令勤仕之状如件、

暦応元年十一月廿二日

２、原本調査成果

本章では原本調査成果について、できるだけ詳しく紹介する。原本調査の結果得られた情報について述べ、最後に「行宗文書」が現在の形になるまでの過程の復元を試みる。なお、以下何号とだけあるのは全て『地方』所収「行宗文書」である。

（１）付紙

冊子の表紙を一枚捲ったところに、朱筆で「寺石正路蔵」とあり、その下に朱の印が二点、それぞれ「土佐志料」「杜山蔵書」とある【画像 1-1】。この印はどちらも寺石正路氏の蔵書に見られるもので、この二帖が寺石氏の収集にかかることは明らかである[16]。表紙裏の下部には冊子を閉じても外に飛び出す形で付箋が貼られており、そこには朱筆で「貴重古文書」とある【画像 1-2】。

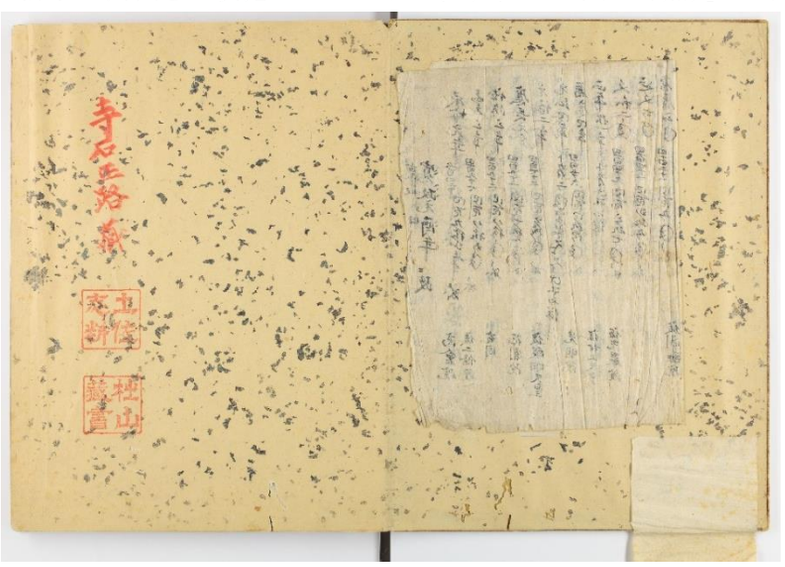

【画像 1-1】冊子表紙裏

二帖のうち付箋の貼られている方（【表１】で〇で示した

方）は、表紙裏に文書が貼付してある（便宜的に「付紙」と呼称する）。この付紙は今までに紹介されておらず、おそらく全く知られていないと思われるので、ここに【画像 1-3】と共に翻刻を示しておこう。なお、翻刻の＝記号の位置には合点が付されている。

【画像 1-2】付箋

冒頭にある寛政元年（1789）は己酉であるが、享和元年（1801）は辛酉、享和 4 年に文化に改元されるので享和年間に申年は無く、何らかの誤りがあると思われる。ここに書き上げられてある年号はほぼ「行宗文書」中の文書と対応しており、承安元年（1171）のものは無いが、その他は寛永 16 年（1639）まで確認できる。さて、ここには数値が書き込まれており、例えば嘉元 3 年（1305）では「四百八十五年ニ成」とあって、これは嘉元 3 年の 485 年後は西暦で 1789 年、即ち寛政元年である。年号に当たる西暦の数値に「～年ニ成」の数値を足し、また「～年ニ成」とあるから、そこから 1 を引く操作をしている。その他の年で計算してみても同様の結果が得られ、寛政元年の時点で各年から数えて何年になるかが記されていることは明らかである。さて続いて年号のすぐ下に異なる筆致で書き込まれた数についても見ておこう。同じく嘉元 3 年を例にすると、西暦 1305 年の 497 年後は 1801 年、即ち享和元年である。「寛政元年」

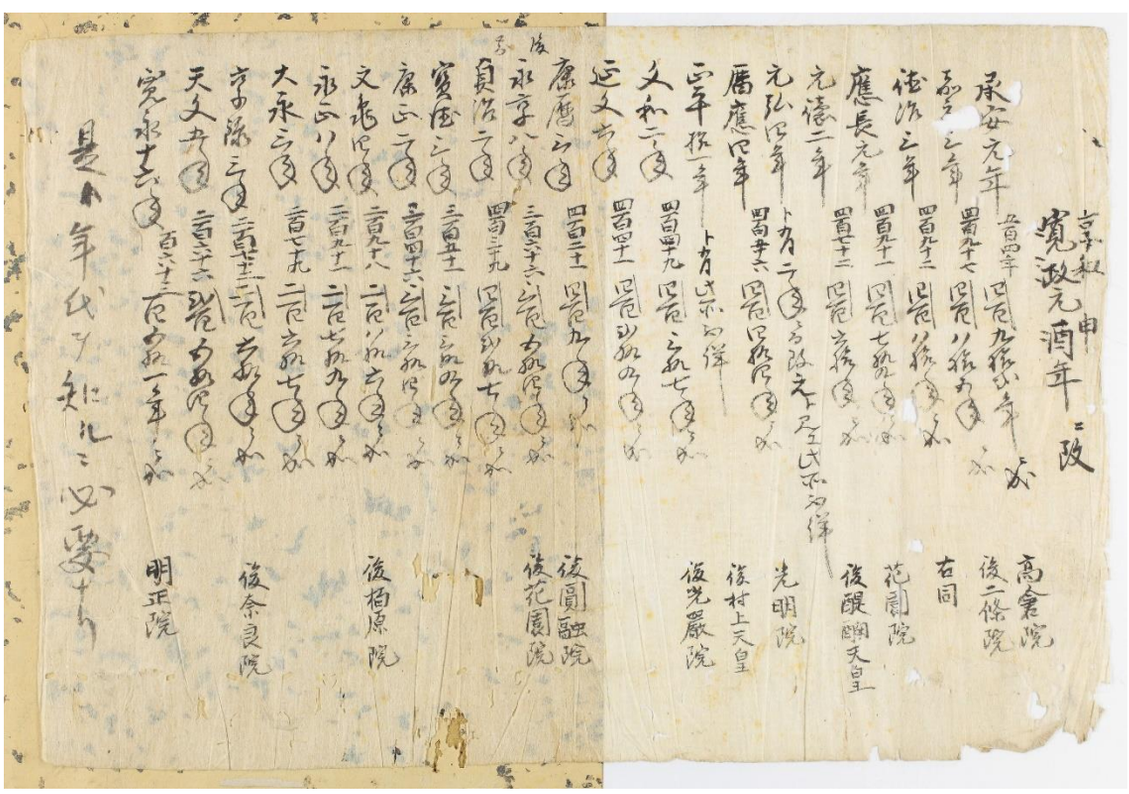

【画像 1-3】付紙

の「寛政」のみを見セ消チにして「享和」にしているので、書こうとしていたのは享和元年、「申」とあるのは誤りであろうか。数値の整合性を優先し、ひとまずここではそのように理解しておく。

なお、右の方法で計算すると、承安元年、徳治 3 年（1308）、暦応 4 年（1341）は数値が合わない。承安元年には「四百九拾弐年ニ成」とあって、これはそのまま計算すると西暦 1662 年になる。逆に寛政元年から「四百九拾弐年ニ成」る年は 1298 年、永仁 6 年である。永仁 6 年の翌年には正安に改元されるから、もしかするとシ（ジ）ョウアンの音から若干の混乱が生じているのかもしれない。徳治 3 年の「四百八拾年ニ成」は良いが「四百九十二」は計算が合わず、正しくは「四百九十四」でなければならない。暦応 4 年のところもそれぞれ「四百四拾九年ニ成」、「四百六十一」とするのが正しい。

もう少し見ておこう[17]。それぞれの年号の下には当時の院乃至天皇が記されている。また元弘と正平は「此所不詳」とあって、どうやら調べが付かなかったらしい。元弘年号は元徳 3 年（1331）に後醍醐天皇による倒幕計画の中で改元されたもので、鎌倉幕府側には使用されていない。元弘 2 年は後醍醐の隠岐配流及び光厳天皇が元徳から正慶へと改元した年である。しかし後醍醐天皇は配流後も続けて元弘年号の使用を続け、元弘 3 年 5 月 17 日に光厳天皇を廃し正慶年号を止めて元の元弘年号に改めている。その後後醍醐天皇は元弘 4 年正月 29 日に建武に改元する。元弘「二年ニ改元ト見ユ」とあるのは、この史料を書いた者が光厳天皇を推戴する鎌倉幕府側を正統とする情報を参照していたためであろう。なお、13 号は改元からおよそ 2 ヶ月後の元弘 4 年 3 月 20 日のものである。

また正平 11 年（1356）は後村上時代の南朝側で使用された年号であるが、これも「不詳」となっていることから、寛政・享和の頃に、少なくともこの史料を書いた人物は南朝についての知識を持ち合わせていなかったと思われる。なお『拾遺』では元弘 4 年の文書が元徳 4 年（1332）の直後に、文和 3 年（1354）の直後に正平 11 年の史料が配置されている。

「永享八年」の肩に「後」、「貞治二年」の肩に「前」とあり、これはそれぞれの年号の入れ替えを指示するもので、作成より後に参照された際に記載の確認が行われ、そこで修正が入れられたのであろう。

この付紙は冒頭と奥の記載から、寛政元年（1789）と享和元年（1801）に「年代ヲ知ル」必要があり作成されたものと判断できる。寛政元年は『拾遺』が成立したとみられる時期である。享和元年については不明だが、この付紙が「行宗文書」と一緒になっているところから、『拾遺』などの近世の編纂事業に当たり参考のために行宗氏側が作成した、或いは作成を依頼したものではあるまいか。確証は無いが、近世の編纂事業との関連があるのではなかろうか。

ただし、次の一点は指摘しておかねばならない。前田和男『香宗我部史料』[18] 所収の「新宮村西山伝兵衛所蔵古文書之写」には 25 点の文書が収録されている。その末尾には

右合二拾五通、新宮村郷士西山伝兵衛所蔵古文書謄写之
于時寛保元辛酉冬十月十八日
中山益庵良為
同　辨太敬道
本家香宗我部書

とあって、これが寛保元年（1741）に写されたものであることがわかる。そして注目すべきはこの写の冒頭、1 号の前に「〇康安二壬寅〇寛保元マテ三百八十年ニ成貞治元年也」「後圓融〇永和五己未　同マテ三百六十三年康暦元年也」など、14 の年号と寛保元年までの年数が記されている点である。写の 25 点のうち年号記載のあるものは 19 点であり、この年号が 1 点の例外を除き冒頭に書き上げられた 14 の年号に一致する。例外は永徳 4 年のものだが、冒頭の年号に永徳 3 年があることから、年数の計算の上で困る事は無い。「寛保元マテ三百八十年ニ成」などの記載も合わせて謄写時に同時に作成された年号と年数計算のための控えであると判断できる。これはここで見た付紙とほぼ同じ書き方であり、近世において謄写や編纂の際になされた作業として併せて分析する必要があろう。

（2）虫損・裁断

続いて文書全体の様子について、原本調査で確認できた点を述べていこう。第一章との重複もあるが、ここで改めて全体像を示しておく。「行宗文書」現存 49 点は二帖の冊子に装丁されている。各文書は全て裏打ちがなされており、その上で冊子に貼り付けてある。虫損の状態を見ると、文書本体のみ・文書本体と裏打ちまで・文書本体と裏打ちから冊子まで貫通するものの三種類が確認出来た。文書の作成から裏打ち、そして二帖に装丁されるまでの各段階である

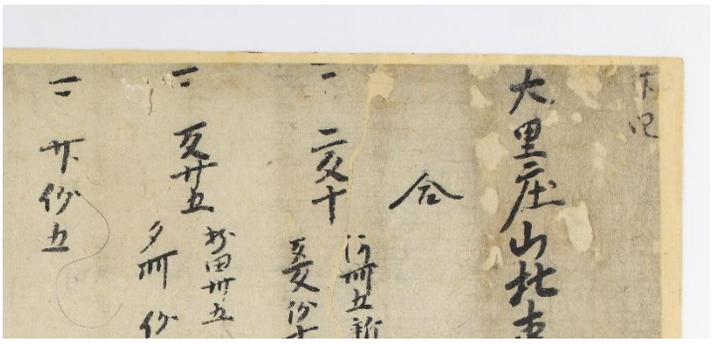

【画像３】25 号上部

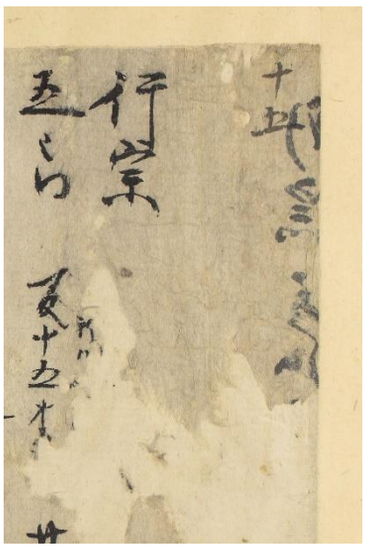

【画像２】14 号右上部

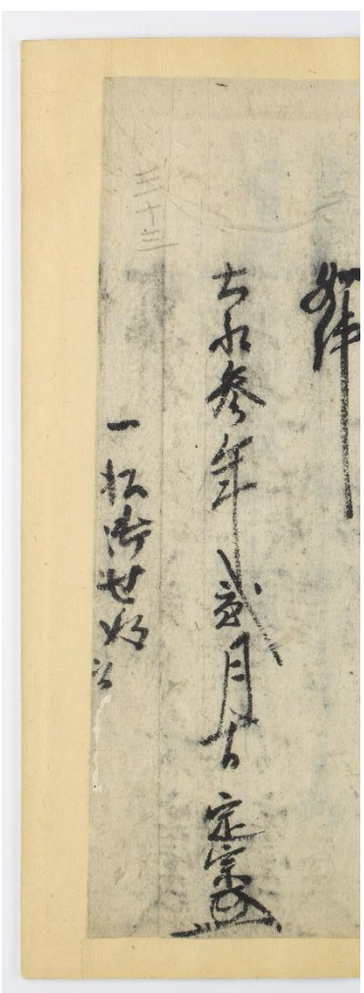

【画像４】
33 号左端

程度の時間が経過していたものと考えられる。いつの時点で裏打ちがなされたかはわからない。

装丁された文書の多くが四隅を裁断されていることも確認できた。例えば 14 号は端裏書が裏打ちごと切断されているし【画像 2】、25 号は上端が【画像 3】、33 号も左端部が切断されている【画像 4】。48 号は下端と右端が切断されており【画像 5】、22 号の右上部の蔵印のすぐ上部を見ると裏打ちの上から切断されていることが見て取れる【画像 6】。その他文字が切れておらずとも切断を受けていない文書の方が少ないのではないかと思われる。また 42 号は折紙の下半分が切断されているし【画像 7】、47 号も同様である【画像 8】。

また、単に切断されているだけでなく、切断の後に別の場所に貼り付けられているものも見られた。例えば 12 号は端が切断された痕跡がある【画像 9】。27 号も端裏書部分が切断されて表から見えるように貼り直されている【画像 10】。32 号は奥に同様の処置がなされている【画像 11】。なお 32 号の当該部分は刊本では封紙ウハ書とされ、文書奥ではなく端に記載されている。さらに刊本にある「(異筆端裏)「三十一」」が原本に見当たらない。39・40 号に至ってはそれぞれ折紙の下半部を切断し、その上で上下に並べて装丁されている【画像 12】。

右に簡単な紹介をした通り、「行宗文書」は文書作成の段階からかなりの加工を受けていることが明かとなった。また 9 号は裏面に回って記されているが【画像 13】、これも裏打ちと装丁により文字の判読がかなり困難になっている。また端が切断されている可能性が文書群全体に想定されてしまうことから、端書や端裏書が失われていることも考える必要が出てこよう。戦災で失われた「安芸文書」[19] に比べると原本が残るのは実に幸いな事ではあるが、それでも作成時とはかなり

状態が変わってしまっていることが原本調査により確認できた。

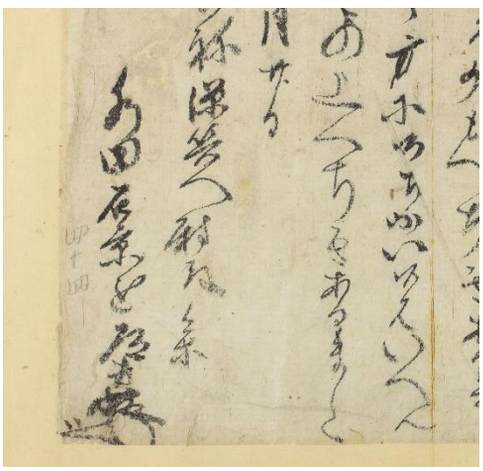

【画像５】48 号左下部

【画像６】22 号右上部

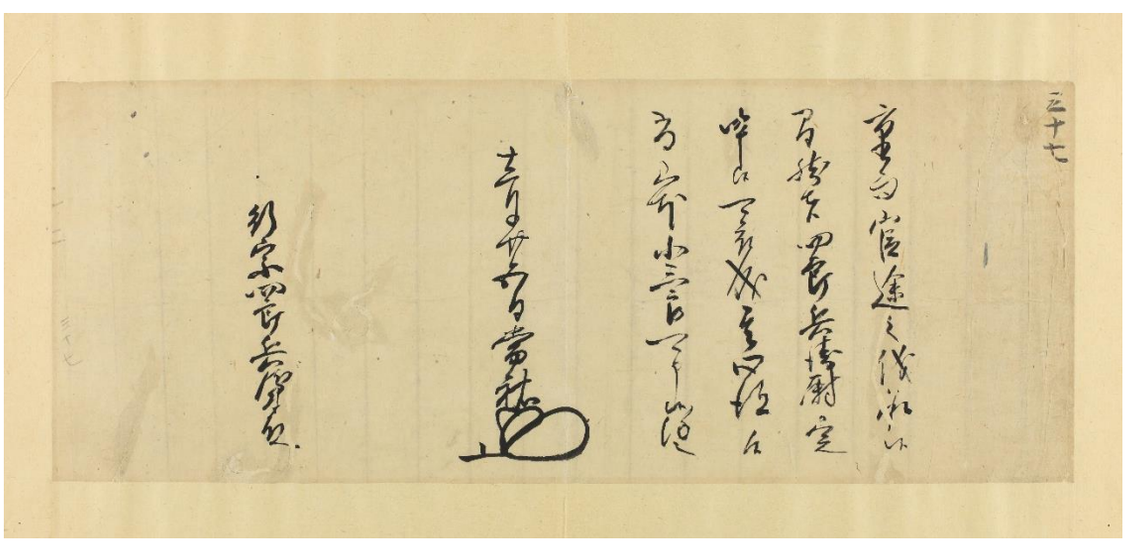

【画像７】42 号　折紙の下半分切断

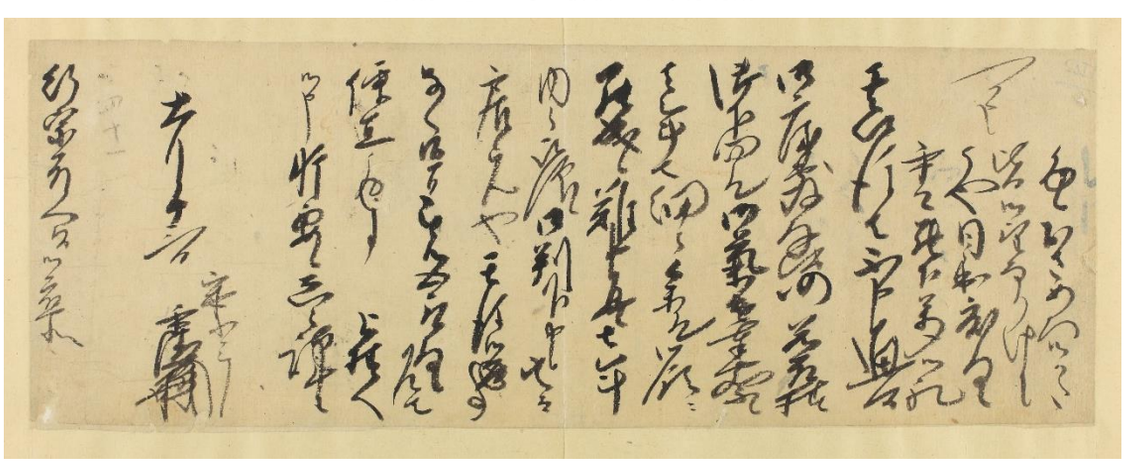

【画像８】47 号　折紙の下半分切断

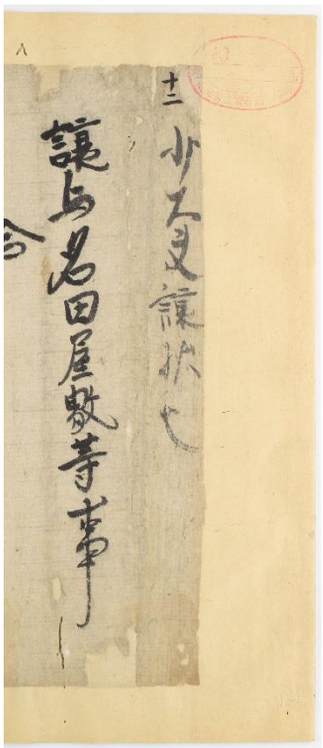

【画像９】

12 号右端部

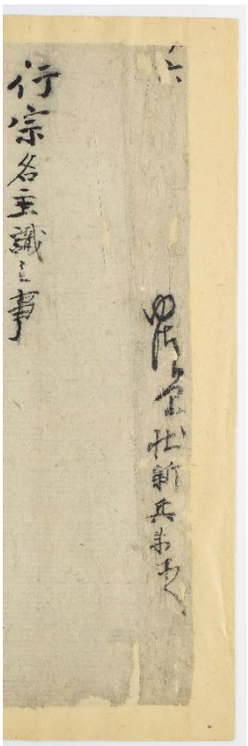

【画像 10】

27 号右端部

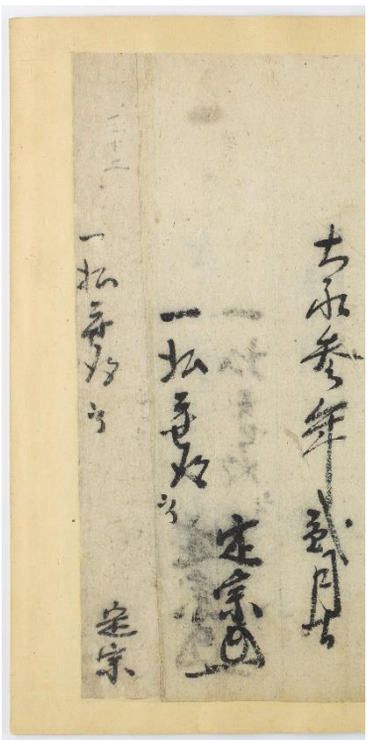

【画像 11】

32 号左端

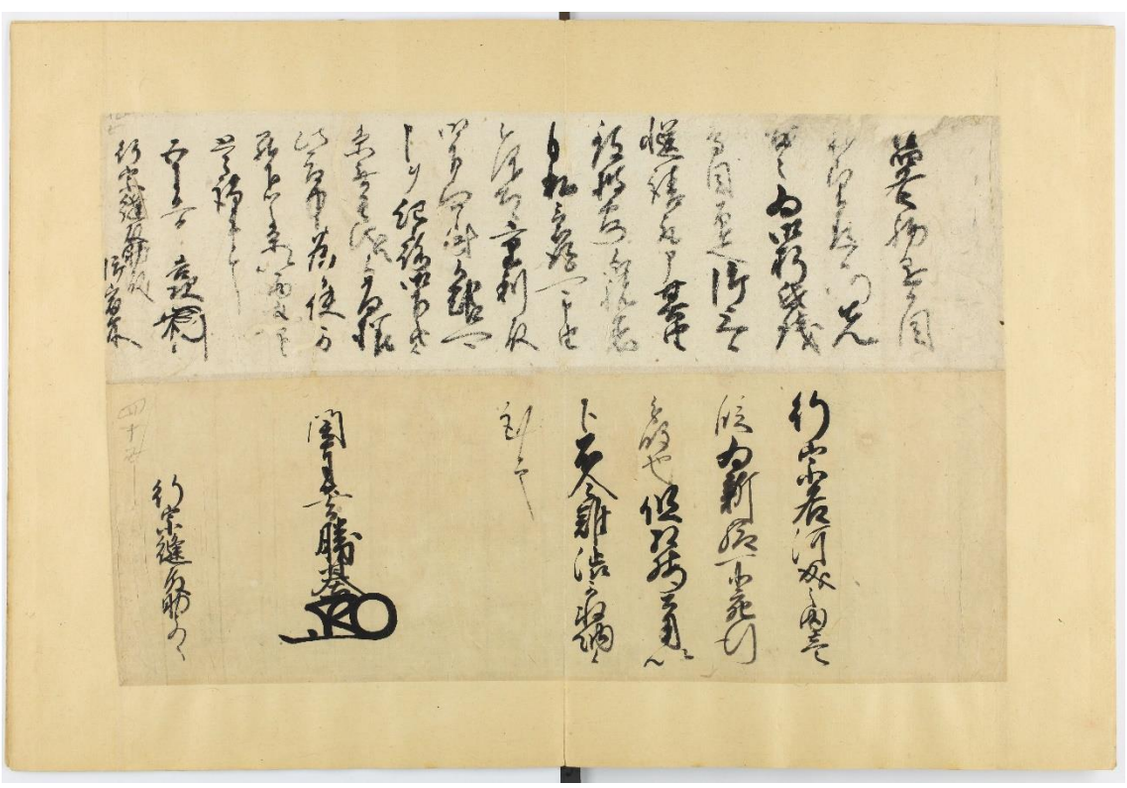

【画像 12】39 号（下段）・40 号（上段）

（3）番号

原本の全体に見られるのは裁断だけではない。【画像 14】のように、墨や鉛筆で数字が書き込まれている。【画像 14】の右上に「三十」、左下に薄く「三十一」とある。切断の結果数字が切り取られた可能性のある文書もあり、記載の無い文書や切断により書き込みが失われていると思われるものもあり全貌は不明だが、原本調査の結果、墨・薄墨・鉛筆によるものが確認できた。この内の薄墨と鉛筆とは判別が難しく、中世地下文書研究会による原本調査においても確定しきれなかったが、筆跡も加味して私の判断でそれぞれを区別してみた。注目したのは「四」の書き方で、【画像 15】の２種類の筆跡が見られることから、それぞれを基準にひとまず２種に区別した次第である。

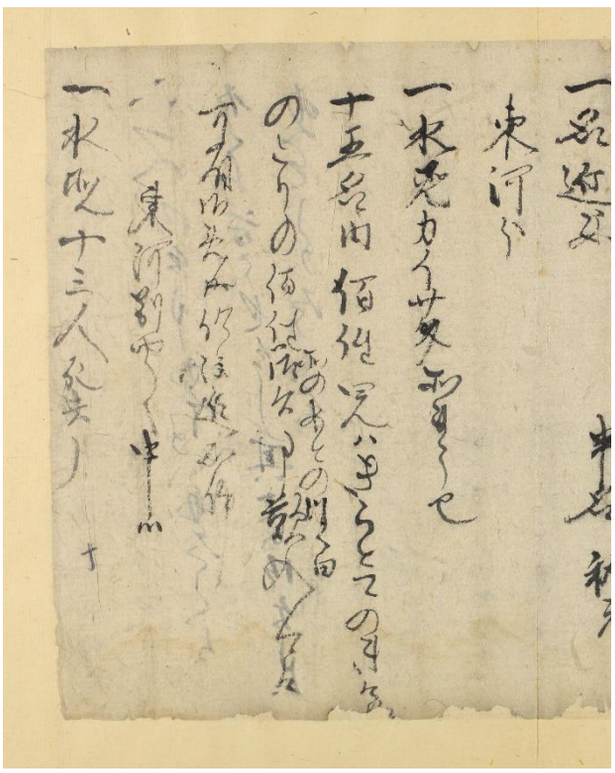

【画像 13】9 号　左半部

書き込みは表面が最も多いもので３箇所、それから端からやや中央よりの裏に数

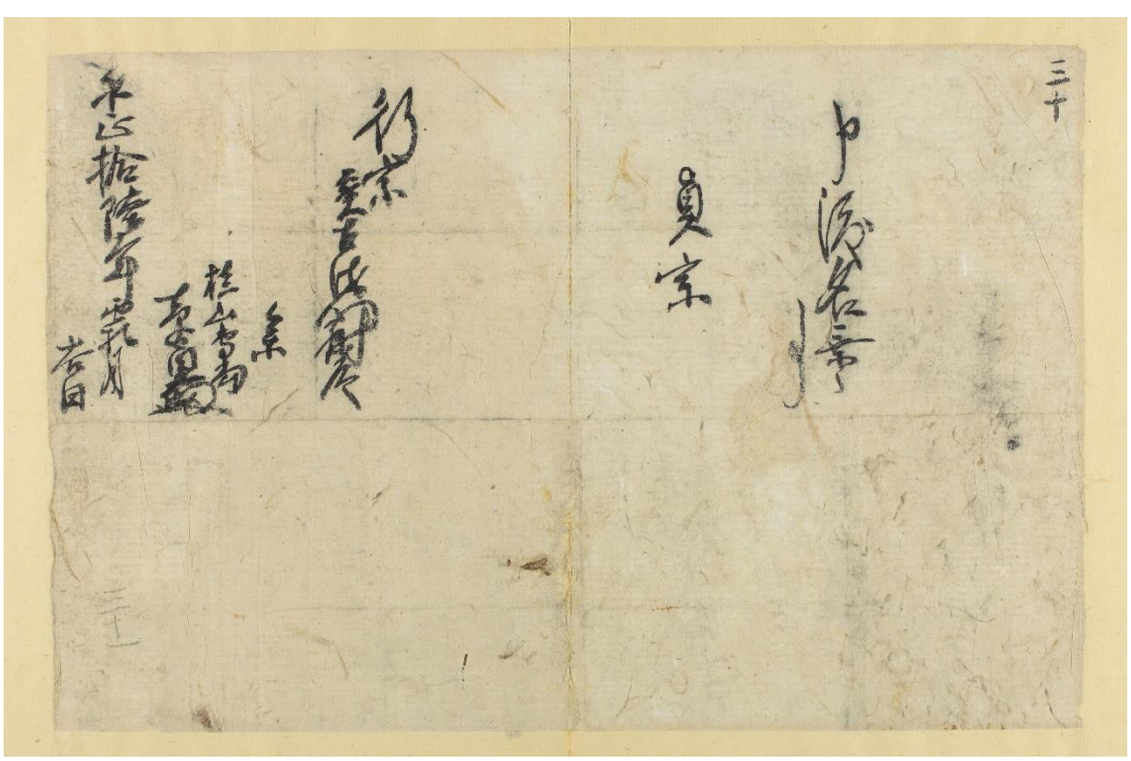

【画像 14】31 号　右上と左下に数字が書き込まれている。

字が確認できるものがある。最も多くの書き込みが確認できるのは 46 号で【画像 16】、文書右端の上部、裏打ちの上に墨で「四十九」、奥に上から薄墨で「四十六」鉛筆で「四六」、そして墨の書き込みの左下あたりの裏側におそらく墨で「四六」とある。この四つの書き込みは全て

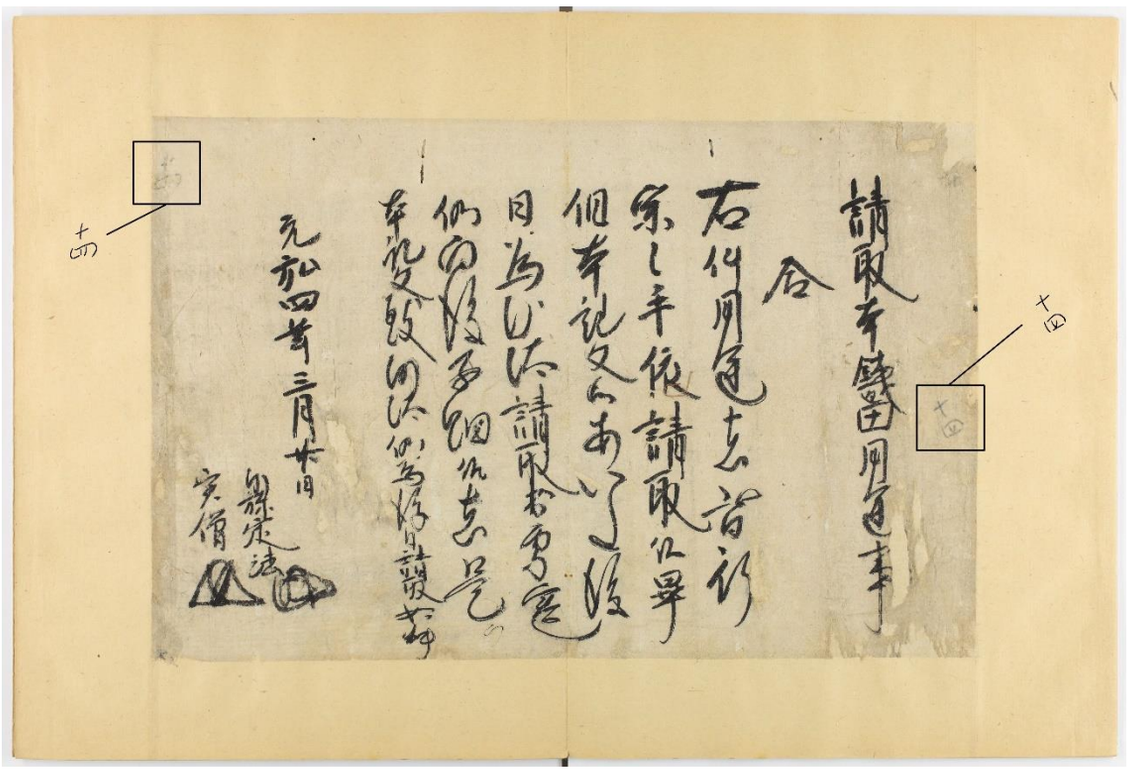

【画像 15】13 号　筆跡のトレース

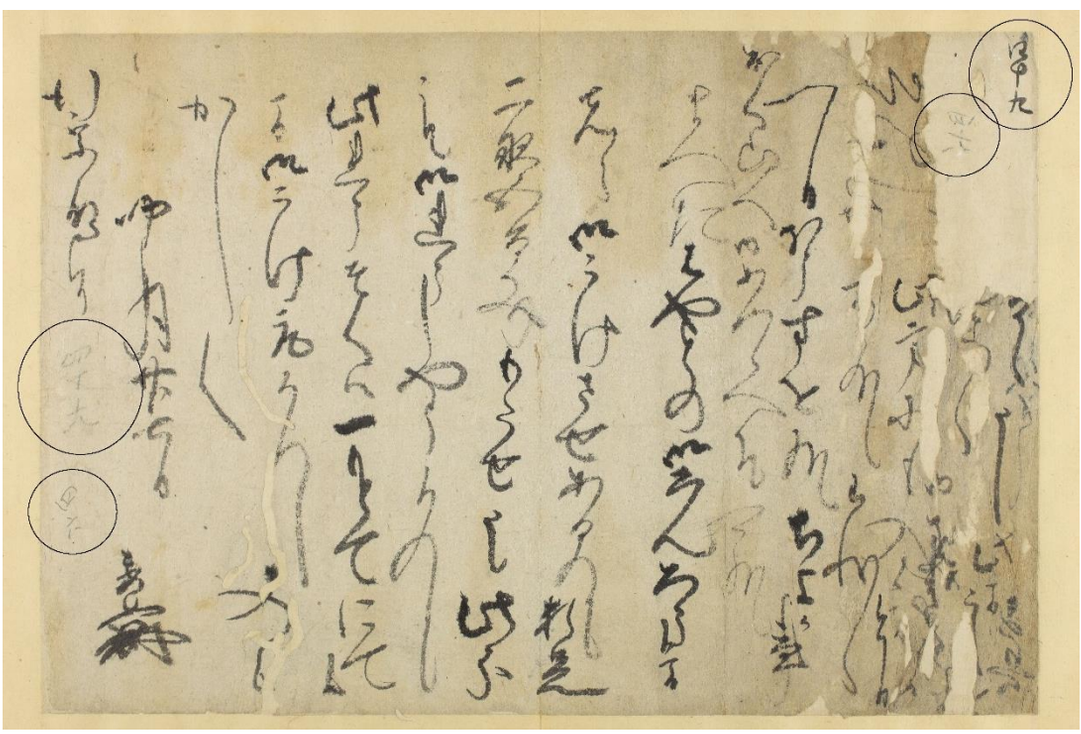

【画像 16】46 号　各所に数字が書き込まれている。

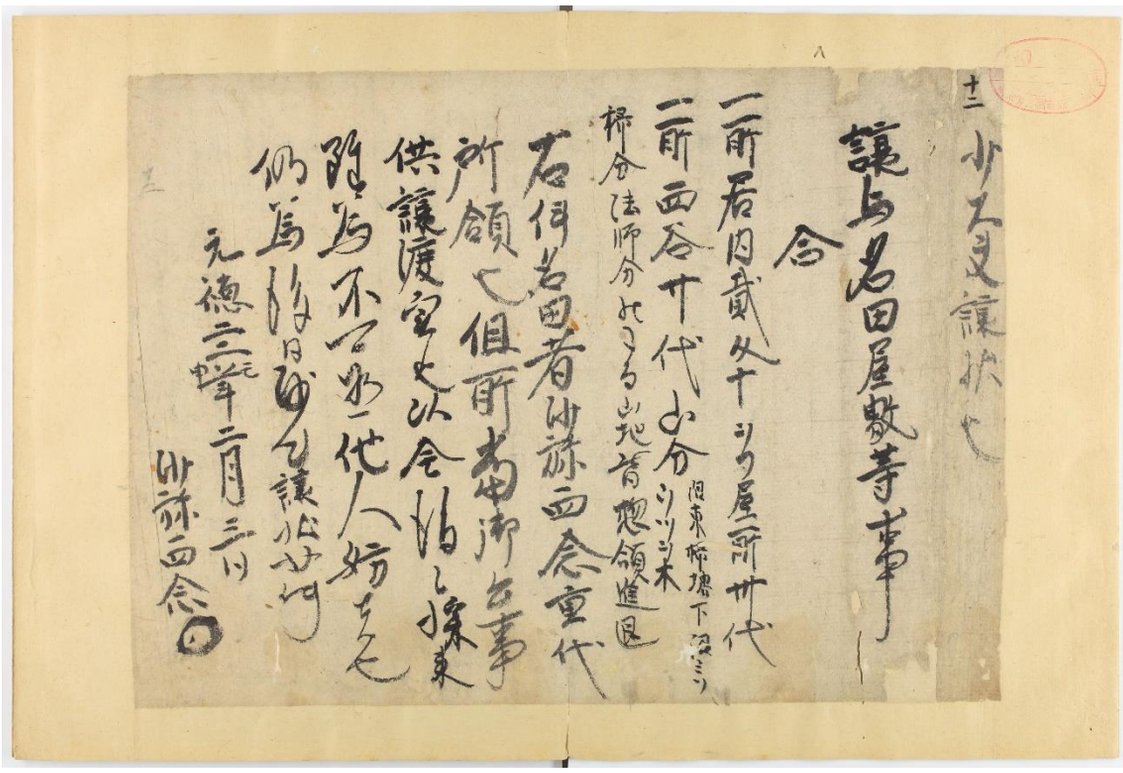

【画像 17】12 号　右上端に「十二」、左上にも「十二」

筆跡が異なる。

裏側の書き込みは装丁されているためにほとんどの文書で確認できず、書き込みが透けて見えたものは 35・41・46・47 号のみである。22 号の端の裏打ちの裏に墨付が確認できるが、これは切断を受けており何とも判断できない。

よって、書き込みは最大で表に三、裏に一の計四つであると見ておく。そして裏の書き込みは一部文書でしか確認できないため、本稿では表の三つの書き込みに限って扱うことにする。まず、便宜のために３種の書き込みをそれぞれＡ・Ｂ・Ｃと称する。この区分はあくまで現段階で判断した暫定的なものであり、今後の検討で変動する可能性があることは断っておかねばならない。Ａは最も濃い墨色の書き込みで、多くが文書の右端上部にある。Ｂは薄墨の書き込みで、文書左端にあることが多い。Ｃは鉛筆による書き込みで、位置はまちまちである。Ａは無い場合も多く、これは切断によるものと推測しているが、ひとまずある段階では全体に書き込みがなされていたと想定している。Ａは 28 点の文書で確認できた。

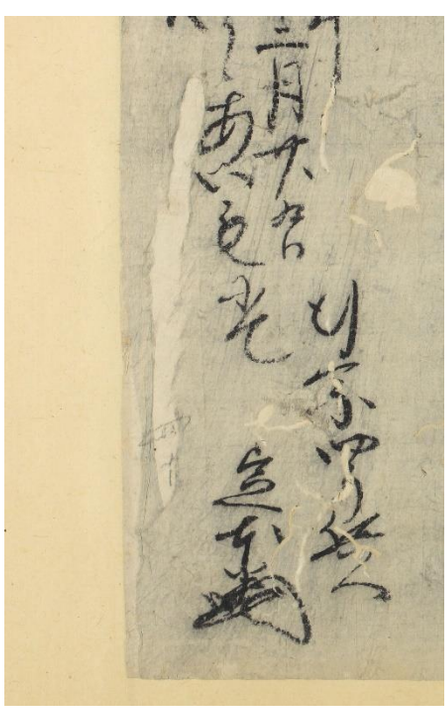

【画像 18】41 号左端下部文書の破損部分から裏打が見える。

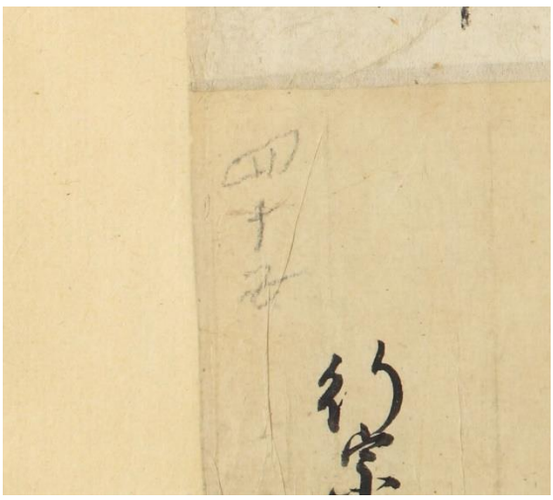

【画像 19-1】39 号　左上端部

【画像 19-2】40 号　左上端部

Ｂは 46 点、Ｃは 12 点の文書に見え、そしてＡＢＣのいずれにも判断できなかったものが２箇所あった。これをまとめたものが【表２】である。以下にいくつか代表的と思われるものの例を挙げておこう。

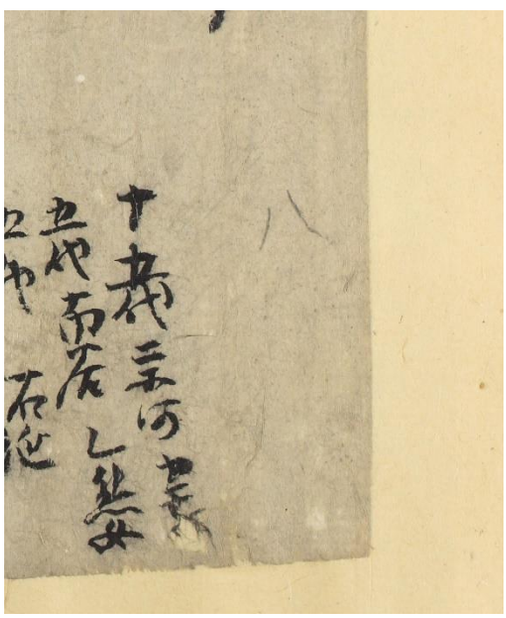

【画像 20】7 号　右下部

Ａは最も濃い色であるため判読が容易である。12 号【画像 17】では右上に「十二」とはっきり読み取れる。また 27 号【画像 10】（先掲）では「六」の上の文字が半分以上切断によって無くなっており、Ａが同 46 号で見たように裏打ちの後に書かれたものであることを踏まえれば、裏打ち、Ａ書き込み、切断の順に加工がなされたものと推定できる。そしておそらく切断の後に装丁されたのであろう。ただし、墨色の濃淡が文書によってばらつきがあること、また「廿」と書くか「二十」とするかの不統一から、墨色と線の太さの共通性と書かれる位置からＡとした中でもまだ分類が可能かもしれない。なお検討を要する。

Ｂはほとんどの文書で確認できた。先に掲げた 12 号【画像 17】の左端に細く「二十七」とあるのがこれである。原本調査では鉛筆か薄墨かで調査者により見解が分かれたが、字画の間に残る連綿の線や色の掠れ方から薄墨によるものだと判断している。また 41 号【画像 18】では裏打ちと文書との両方にかかって「四十」と書かれている。

また、これはＢについて最も重要な点であろうが、同じ頁に上下に装丁されている 39・40 号にはともに「四十五」とある【画像 19-1】【画像 19-2】（全体は【画像 12】）。Ｂは【表２】を見れば判る通り、装丁の順番と完全に一致している。よって、39・40 号を同一の頁に貼る意図を

持って書き込まれた可能性が高い。39 号の上端に数ミリ上に重なるように 40 号が貼られており、裏打ちは２点を貼り合わせた下にあるように見える。裏打ちから装丁までにある程度の時間が経過していたと思われることは先に触れたが、二点は装丁の直前ではなく裏打ちの段階で上下に並べられたのではあるまいか。これらの点から、裏打ち、Ｂ書き込み、切断・装丁の順に加工がなされ、尚且つＢ書き込みは装丁作業の一環であったと見られる。もう少し見ておこう。上段の 40 号文書の上端は切断されているが、下段の 39 号に「四十五」とある内の「五」とは同じ筆跡である。また、39 号は縦に三文字が並んでいるのに対し、40 号は

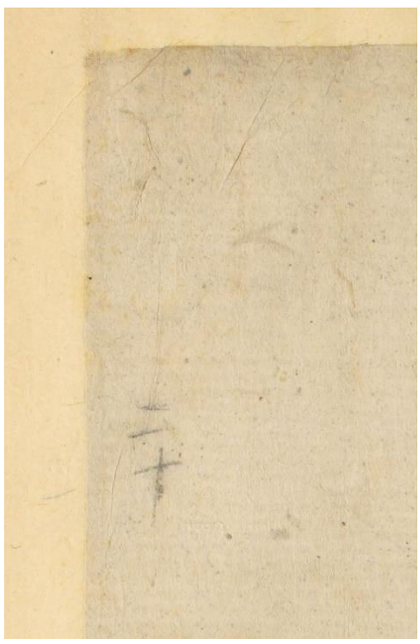

【画像 21】19 号　左上部
見えにくいが二重に書いてある。

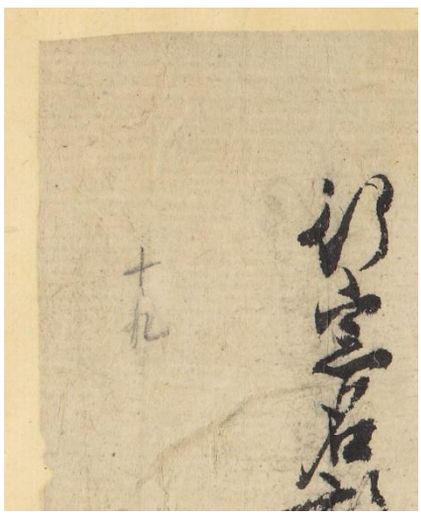

【画像 22】20 号　左上部
二重に書いてある。

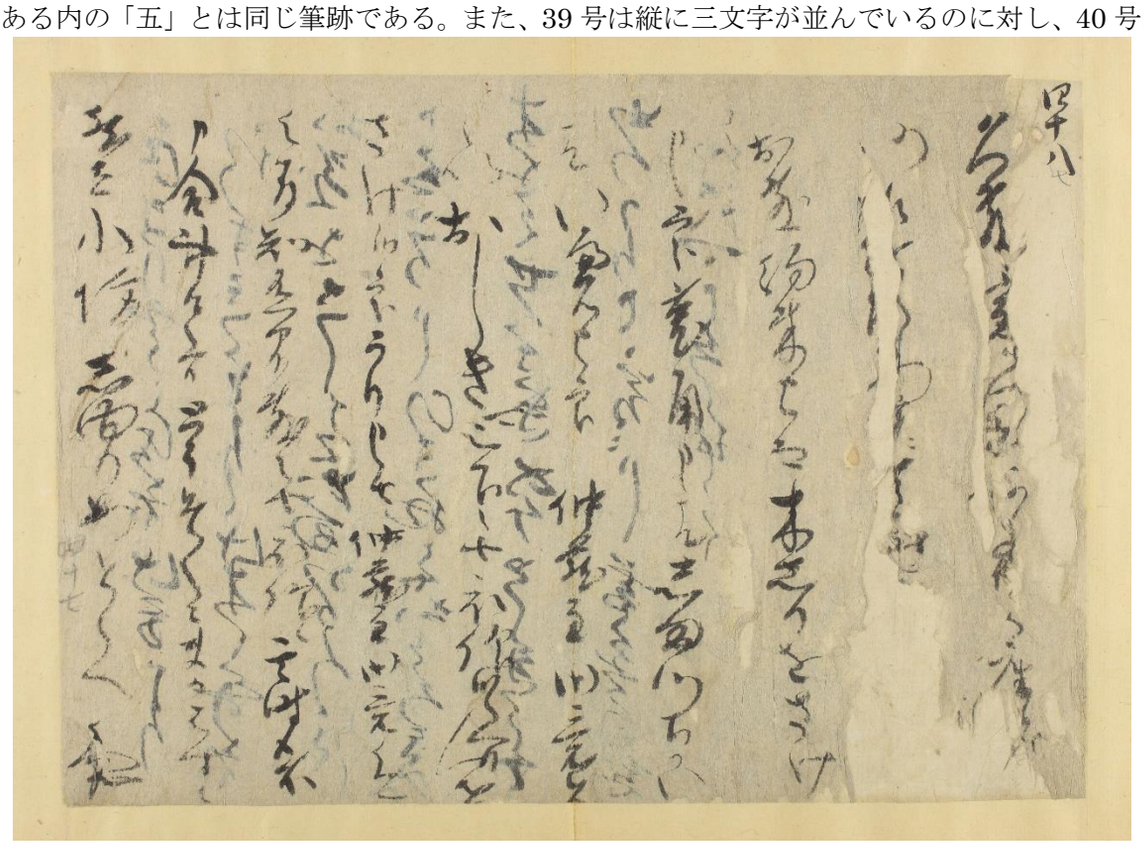

【図 23-1】50 号　全体

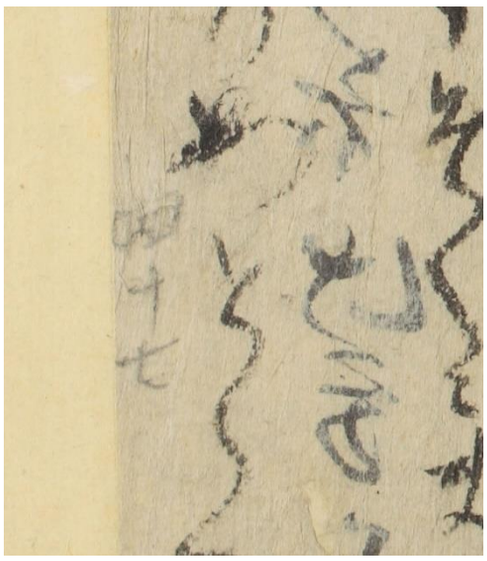

【画像 23-2】50 号　左端部

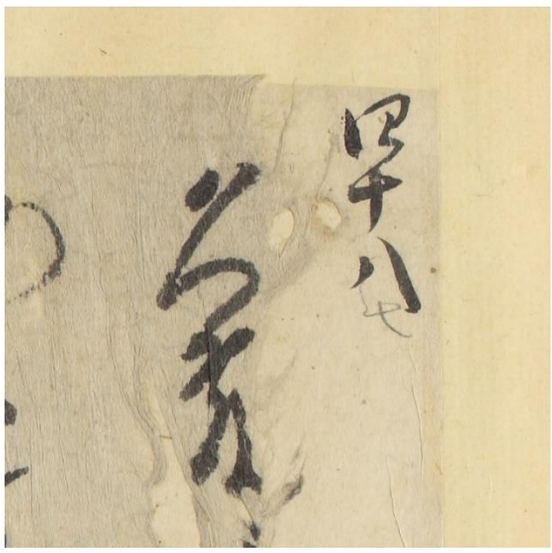

【画像 23-3】50 号　右上端部

「四」が「十」の右脇に書かれている。この「四」字の配置について確かな事は不明だが、想像を逞しくするならば、当初は「四十五」と縦に書かれており、装丁の際の切断で数字まで切れるのを回避しようと横に書いたのではあるまいか。しかし「四」字まで切れてしまっている。40 号は折紙にしては縦幅が短く、文字の頭がかなり上端に近いことなどから上端は切断を受けていると思われ、またその切断は装丁の段階でのことであったと、この「四十五」の書き込みの分析を通じて推定できようか。

Ｃは 12 点の文書でしか確認出来ず、その性格は不明だが、数字はＢと一致している。これも例を挙げておくと、7 号の右端下部に「八」とある【画像 20】。また、特徴的なものとしては 19 号の左端上部にある「二十」はＢとＣとが重ねて書いてあるのも注目できる【画像 21】。同様に 20 号の左端上部にも「十九」と二重に書かれている【画像 22】。また、50 号【画像 23-1】は裏に回って書き続けられている点や下端が切断されている点も指摘できるが、左端にある「四十七」の「七」が二重に書かれているように見えること【画像 23-2】、さらに右端上端部の裏打ちに書かれた「四十八」（濃墨のＡ）のすぐ下に、数字を修正するかのように鉛筆で「七」とあることは注目できる【画像 23-3】。

Ｃが記載された文書が少なく推定も難しいが、右に見た例からＢ記入と装丁の補助的な役割を持たせてあるのではないかと思われる。よって、現段階で推測するところでは次のようになる。まず、文書原本が作成された。その後のある段階で裏打ちされ、それからＡが書き込まれた。この時点では現在とは異なる排列となっていたと、Ａの数字から推定される。その後に二帖に装丁することとなり、そのためにＢとその補助のＣが書き込まれ、現在の形となった。およそこのようなものではあるまいか。

二帖は寺石正路氏の所蔵であったが、この装丁が寺石氏の手になるものか否かを確定する素材は現在のところ持ち合わせていない。また東大史料編纂所（或いは前身の修史局）の編纂事業についても不明点が多く、これらはいずれも今後の課題としなければならない。

３、史料紹介

本章では、冒頭でも触れた通り、何点か史料を紹介する。翻刻は全て刊本『地方』によるが一部修正し、改行は元の史料に合わせ、使用する漢字は適宜常用漢字に改めた。

「行宗文書」27 号「行宗道参支証譲状」宝徳三年（1451）

（異筆）「ゆつり状新兵衛所へ」

行宗名主職之事

合　証文廿八通

右件証文者、嫡子新兵衛之所ゑ、ゆつる
わたす処実也、仍為後日沙汰、為
沙弥道参しせうのため、しせうの状如、
但このほかいかなるふる文なんありとゆ
ゆうとも、ほうせなるへき者也、
仍為後日沙汰証文如件、

宝徳三年〈辛未〉三月三日

行宗道参（略押）

これは行宗道参が嫡子新兵衛に行宗名主職に関わる証文 28 通を譲り渡す旨の証文である。この 28 通とは、「行宗文書」のこれより古い 26 通と、「安芸文書」46 号、香宗我部古文書の内の一点を加えたものと一致する[20]。なお、この点数と先に見たＡＢＣの数字の書き込みとの関係の有無は現在のところ不明である。

これとの関連で、「安芸文書」から１点取り上げておこう。

「安芸文書」46 号「沙弥西念所領譲状」暦応四年（1341）

譲与二郎かもん弘季［　］

合一反［　］但御年貢銭者六十文

一所　伍代　　字大谷カシラ　　一所　十代　字シヰの本
一所　廿五代　字ヒウラノ岸上　一所　十五代　字ウフヤ
又荒野山地［　］　〈東中河限、西中尾限〉上国末限、

大谷山地者、〈限下イソノシセトヲ、限上ハミネヲ〉又藤内ヤシキ共ニ、

右件田畠者、沙弥西念之重代相伝之所領也、然者二郎かもん弘末、所限永代譲渡之也、但所当御公事者、毎年無懈怠可勤仕者也、若此上者、雖為末代、於背此旨輩者、西念之為不孝之子、雖為歩、不可令西念跡知行者也、仍為末代亀鏡譲状如件、

暦応〈辛巳〉四年四月十八日　　沙弥西念（略押）

（異筆奥裏書）
「仕候者也、文安三〈丙寅〉二月廿九日　行宗新兵衛（略押）
せくいちミフ
若　　□□」

引用はしないが、「行宗」15・16・17 号（15・16 号は暦応 4 年 4 月 18 日付、17 号は同年 4 月付）も沙弥西念による譲状である。この内で「二郎かもん」への譲状が「安芸文書」へと伝わっている。異筆奥裏書は文意が取れないが、文安 3 年（1446）に「行宗新兵衛」により安芸氏へと移された解釈して良いだろうか。行宗新兵衛については「嫡子新兵衛」（27 号）「行宗新兵衛（筆印）」（28 号）と見える。この二点はそれぞれ宝徳 3 年と康正 2 年（1456）である。28 号は行宗新兵衛が子の「二郎兵衛」に「行宗名」を譲り渡した文書であるが、時系列で並べると行宗道参から行宗新兵衛へ証文 28 通の譲与（27 号、1451 年）、行宗新兵衛から子の二郎兵衛へ行宗名の譲与（28 号、1458 年）である。譲与の内容は前者が「行宗名主職」にかかる「証文」、後者は「行宗名」とあるが「右件名田ハ、二郎兵衛にわたす処実也」とある。「安芸文書」46 号は奥書の文安 3 年を文書が移動した時点と見ると、新兵衛への文書 28 通の譲与（「行宗」27 号）以前に安芸氏の手に文書が渡っていたことになる。奥書が判読できないため具体的な内容は不明点が多く、さらなる検討を要する文書であると言える。

「行宗文書」30 号「行宗兵衛左衛門尉證状」永正八年（1511）
大忍西河行宗名之支證之事、山田・大里御取
相之時、行宗被官田中之治部、東河専頭殿公
事人中屋所江預申處ニ、中屋方此支證
山河殿城へあけ申候處、専頭殿御支證ニ相そへられ候て、
安藝畑山へ御あつけ候間、弓矢無事、以両年私之
母にて候者、樽さつしやう持せ進之候處ニ、畑山より御取
よせなく候とて、未取下候条、于今専頭殿ニ御座候哉、雖然
世上之不定之折節にて候間、自然何方ニ候共、行宗
惣領より、代々副状なく候ハヽ、本支證成共、ほうくたるへく候、
己後日之為沙汰之ニ、支證として一筆如此申含候、
永正八年〈辛未〉九月吉日　行宗兵衛左衛門尉
（花押）
ゆつり状
彦左衛門とのへまいる

この文書についても横川氏及び甲藤進一氏が既に触れているが、ここで改めて見ておこう[21]。この頃、大忍荘において「山田大里御取相」すなわち山田氏と安芸氏に争いがあり、この時に「行宗名之支證」の亡失を恐れてか「東川専頭殿公事人中屋」の所へ預けている。この時に行

宗氏の被官である「田中之治部」が活動しており、甲藤氏は田中之治部を隷属性の強い下人などではなく自立した農業経営をもつ農民であったと評価されている。行宗氏に被官化することで名主に家政機能や武力として活動する存在ではないかともされる。

証文の移動を追うと次の通りである。まず行宗被官の「田中之治部」が「東河専頭殿公事人中屋」の所へ預けた。中屋方はこの証文を「山河殿城」へ上げたところ、さらに「専頭殿御支證」に添えて[22]安藝畑山へ預けた。その後行宗兵衛左衛門尉の母に「樽さつしやう」[23]を持たせ進上したところ、畑山より「御取よせなく」即ち未だ文書が戻らず、未だ行宗氏の手元に証文が帰ってきていないという。そのような事情であるので、行宗氏の惣領からの「代々副状」が無ければ正当な証文であっても「ほうく（反故）」であり文書が無効となると述べている。中世社会にあっては文書の集積・所持自体が権利主張の基礎条件であり[24]、そのために行宗氏としても証文の行方がわからない以上何者かに自らの権利を脅かされかねず、このような証文を無効とする一筆を認めねばならなかったのである。いずれの時点かは不明だがその後預けられた文書は行宗氏の手に戻った。30 号文書は彦左衛門又はその関係者から行宗氏の手に戻る証文に添えられたのであろう。

なお、宛所の「彦左衛門との」は不明であり、「ゆつり状」とあるのも何を譲るのかわからない。

ここから権利証文としての中世文書の特徴が見出せる。文書が権利主張に重要な役割を果たすため、戦乱などで文書の管理が危ぶまれれば信頼できる者へ預けるのである。「山河殿城」の所在は不明ながら、軍事的な拠点も保管場所とされる場合もあった。

また、文書管理に関わる人間の実態もある程度伺える。行宗被官の「田中之治部」が文書の移送に関わり、また東川専頭も「公事人中屋」が同様の動きを見せており、甲藤氏の指摘通り在地領主的な展開をした名主層は被官を、具体的な所属の在り方までは明らかにできないが家政機関に組み込んで文書管理に当たらせていたと見られる。

とりとめのない史料紹介になってしまったが、以上で終えたい。名の内部構造や山間部における生業を示す文書も含まれているが、本稿は史料論を主なテーマとしたために紹介はしなかった。このあたりは米家泰作「中世山村の境界と山地地形」[25]などを参照されたい。

おわりに

以上、「行宗文書」の原本調査成果を中心に述べてきた。現在の研究状況に対してどれだけ新たな知見を加えられたか心許ないが、今まであまり知られてこなかった「行宗文書」の現状についての報告は果たせたのではないかと思う。しかし原本調査を行った研究会の考える「地下文書」[26]としての特徴よりも近世以降（おそらくほとんどが近代）にどう手が加えられたかという点に終始してしまった。尤もこれは、近世の編纂事業や郷土史家の手を経た地方の家文書が辿った歴史を復元していく作業として、決して無意味なものではないと考えている。近年、飛鳥井拓氏は「「片山文書」と丹波国和知荘片山氏の動向」[27]で丹波国船井郡和知下庄を本拠とした片山氏に伝わる「片山文書」を検討されているが、そこでは「「五四号」「八〇号」といった漢数字の通し番号と、「む壱」「あ十」といった〈いろは+漢数字〉で構成される記号が余白

や紙背に記されていた。記号は、近世に筆者(原文ママ)されたと思われる写には付されておらず、この写の作成と同時期に、伝来の文書を整理する目的で記されたものと思われる」と指摘されている。近世以降の取り扱われ方は「行宗文書」とは大きく異なるだろうが、文書に残された痕跡から具体的な経緯を復元することで、中世文書の近世に扱われ方を復元し、ひいては文書論の豊富化に繋がるものと思われる。土佐の地域史の一駒として、或いは近世近代の文書管理の具体例として、今後も検討を続けていきたい。

【註】

1) 横川末吉「行宗文書の研究」、以下「横川論文」とする。本論文は「行宗文書」を網羅的に扱っており、本稿でもかなりの部分を本論文に拠っている。なお横川末吉 1959『大忍庄の研究』高知市立市民図書館は「安芸文書」を中心に分析されているが、大忍庄の基礎的な研究として参照されるべきものである。

2) 甲藤進一 1989「室町戦国初期、土佐大忍荘の在地構造」『瀬戸内海地域史研究』2 号

3) 大忍庄を扱った論文の他、あくまで一例であるが榎原雅治 1996「日記とよばれた文書―荘園文書と惣有文書の接点―」『史学雑誌』105 編 8 号（「荘園文書と惣有文書の接点」に改題の榎原雅治 2000『日本中世地域社会の構造』校倉書房に所収）などに部分的に引用されている。

4) 近世村落研究会編 1956『近世村落自治史料集第２輯　土佐国地方史料』日本学術振興会

5) 南朝年号に関するものとしては、例えば福家清司 2000「「阿波山岳武士論」再考」徳島地方史研究会創立 30 周年記念論集刊行委員会編『阿波・歴史と民衆 3』などがある。

6) 科学研究費基盤研究（B)18H00712　研究課題名「地下文書論による中世文字史料研究の再構築」

7) 主に註 1）横川論文による。

8) 『高知県史　古代中世資料編』高知県、1977 年。なお『蠹簡集』『拾遺』等の翻刻はここに収録されている。

9) 註 1）横川論文。

10) 註 1）参照。

11) 註 7『高知県史　古代中世資料編』解題による。

12) 松山秀美 1956『歌人群像』高知市立市民図書館による。同書には「垣守が享保十四年行宗文書五十通を謄写し『蠹簡抄』と題したる一冊の奥書には、此等は蠹簡集拾遺に編すべきものであると記し（後略）」とある。なお『蠹簡抄』は確認できていない。

13) 日外アソシエーツ編 2004『20 世紀日本人名事典』紀伊國屋書店。なお寺石正路氏に関しては「土佐・郷土史の父寺石正路」（高知県立歴史民俗資料館企画展図録、1999 年）があり、また同館収蔵資料目録第 2、3、9、13、14 集（2001、02、05、07、08 年度）が『寺石正路関係資料目録』Ⅰ（絵葉書・封書編（1）～（3））、Ⅱ（一般書籍・和本編）、Ⅲ（考古分野・古鏡拓本編）として刊行されている。

14) 註 1 横川論文。なお宝月圭吾氏による解説（註 4『土佐国地方史料』所収）には原本の残存状況の記述は無い。

15) 前田和男 1964『香宗我部史料』私家版の「香宗我部文書」に収録されている。

16) 註 11 の企画展図録に掲載されている写真にも同様の印が確認できる。註 11 収蔵資料報告書も参照。

17) 以下は米田雄介編 2003『歴代天皇・年号事典』吉川弘文館、及び『国史大辞典』を参照した。

18) 註 15 前田和男『香宗我部史料』

19) 註 1 横川末吉『大忍庄の研究』、註 4『土佐国地方史料』「解説」など参照。

20) 註 1 横川論文による。

21) 註 1 横川論文、註 2 甲藤論文。

22) 刊本は「専頭殿御支證相そへられ候て」とあるが、原本には「證」の下に小さく「ニ」が書かれていた。先掲の 30 号文書の釈文では修正している。

23) 「さつしやう」は不明だが、「樽」とあることから礼としての酒或いは酒の名目での銭であろうかと推測する。

[24] 水野章二 1994「中世の開発と村落」『歴史学研究』659 号、1994 年（後に『日本中世の村落と荘園制』校倉書房、2000 年に所収）
[25] 米家泰作 1996「中世山村の境界と山地地形」『人文地理』48 巻 1 号（後に同氏『中・近世山村の景観と構造』校倉書房、2002 年に所収）
[26] 春田直紀編 2017『中世地下文書の世界　史料論のフロンティア』勉誠出版、所収各論文
[27] 飛鳥井拓 2018「「片山文書」と丹波和知荘片山氏の動向」『丹波』20 号。なお片山氏や片山文書については藤木久志・小林一岳編 2007『山間荘園の地頭と村落　丹波国和知荘を歩く』岩田書院も参照。

【附記】本稿は科学研究費基盤研究（B)18H00712　研究課題名「地下文書論による中世文字史料研究の再構築」（研究代表：春田直紀）の一環で行われた「行宗文書」原本調査、及び第 10 回中世地下文書研究会（2019 年 10 月）での報告を元にしている。

【表１】「行宗文書」収載状況表

	史料名	年号	西暦	月	日	『地方』	原本	『拾遺』	備考
1	行宗名主重元田地売券	嘉元3	1305	5	20	1	○	15	
2	行宗名主重元田地譲状	嘉元3	1305	5	21	2	○	16	
3	行宗名主重元田地売券	嘉元3	1305	5	21	3	○	17	
4	行宗名主重元田地売券	嘉元3	1305	5	22	4	○	18	
5	大忍庄西川分行宗名宛行状	嘉元3	1305	12		5	○	21	
6	行宗名色々年貢手日記	嘉元4	1306	11		6	○	23	
7	行宗名坪付注文					7	○	294	
8	行宗名本新田配分注文					8	○	295	
9	百姓逃亡跡注文	徳治3	1308			9	○	25	
10	行宗名主職宛行状	応長元	1311	12	13	10	○	29	
11	行宗名色々年貢注文	元徳2	1330	12	15	11	○	33	
12	沙弥西念名田屋敷等譲状	元徳4	1332	2	3	12	○	34	
13	沙弥定法用途請取状	元弘4	1334	3	20	13	○	36	元弘4年1月29日に建武に改元
14	行宗名内検注文					14	○	293	
15	沙弥西念田畠譲状	暦応4	1341	4	18	15	○	60	亡失（横川論文）
16	沙弥西念田畠譲状	暦応4	1341	4	18	16	○	61	
17	沙弥西念田畠寄進状案	暦応4	1341	4		17	○	—	
18	行宗名所当米免状	文和2	1353	2	20	18	○	71	
19	出雲守時口奉書	正平11	1356	2	1	19	○	75	
20	出雲守時口奉書	正平11	1356	2	1	20	○	76	
21	行宗名名主職安堵状	延文6	1361	4	5	21	○	78	延文6年3月29日に康安に改元
22	行宗右馬允田畠売券	康安元	1361	1口	18	22	○	79	拾79には「康安元年十二月十八日」とあり
23	通運行宗名主職宛行状	貞治2	1363	2	3	23	○	81	
24	福万宗行名田譲状	康暦3	1381	3	18	24	●	92	康暦3年2月24日に永徳に改元
25	行宗名年貢米注進状	永享8	1436	10	20	25	●	122	
26	大忍庄五位職補任状	永享11	1439	9	26	26	●	124	拾124では差出者は「口」とあり
27	行宗道参支証譲状	宝徳3	1451	3	3	27	●	128	
28	二郎兵衛名田譲状	康正2	1456	9	3	28	●	130	
29	行宗名諸成物注文	文亀4	1504	2	28	29	●	147	文亀4年2月30日に永正に改元
30	行宗兵衛左衛門尉証状	永正8	1511	9	吉	30	●	150	
31	槙山専当章貞名字状	永正16	1519	11	吉	31	●	152	
32	定宗証状	大永3	1523	2	10	32	●	155	
33	定宗田地譲状	大永3	1523	2	10	33	●	156	
34	定宗証状	大永3	1523	2	10	34	●	157	
35	秀興田地譲状	大永4	1524	6		35	●	158	
36	香宗我部長寿丸書状案	大永6	1526	12	吉	36	—	159	亡失（横川論文）
37	行宗定元契約状	享禄3	1530	11	12	37	●	162	
38	元義奉書案	天文5	1536	閏10	27	38	●	164	
39	細川勝基知行宛行状	天文8カ	1539	閏6	27	39	●	296	『南路志』は閏十月廿一日とある
40	吉次書状			5	11	40	●	297	
41	行宗定本証状	天文12	1543	12	29	41	●	169	
42	常祐書状			12	25	42	●	303	
43	山本重清書状			12	25	43	●	302	
44	行宗新左衛門書上	寛永16	1639	8	2	44	●	—	
45	茂秀書状			4	14	45	●	299	
46	秀口書状			4	27	46	●	306	亡失（横川論文）
47	山本重清書状			11	13	47	●	301	
48	水田道直請文			12	20	48	●	298	
49	某書状					49	●	300	
50	某書状					50	●	305	亡失（横川論文）
51	沙弥西念所領譲状	暦応4	1341	4	18	「安芸」46	—	—	行宗文書に含まれる（横川論文）
52	沙弥西念名田譲状	元徳4	1334	2	3	—	—	35	
53	某書付					—	—	304	
54	某袖判行宗名安堵状	暦応元	1339	11	22	—	—	—	行宗文書に含まれる（横川論文）、大忍庄西河内行宗名、『木』53号に収載、そこに「右中山作右衛門末家中山五郎太夫蔵九十九通」とある。

凡例：『地方』…『土佐国地方史料』収載番号、原本…原本残存状況、『拾遺』…『高知県史古代中世資料編』所収『土佐国土佐国蠹簡集拾遺』番号

【表２】書込数字一覧表

	史料名	年号	西暦	月	日	『地方』	原本	原本収録順	墨数字(A)	薄墨数字(B)	鉛筆数字(C)	不明	数字備考
1	行宗右馬允田畠売券	康安元	1361	1□	18	22	○	1	壱	壱			
2	行宗名主重元田地売券	嘉元3	1305	5	20	1	○	2		二			
3	行宗名主重元田地譲状	嘉元3	1305	5	21	2	○	3		三			
4	行宗名主重元田地売券	嘉元3	1305	5	21	3	○	4		四	四		
5	行宗名主重元田地売券	嘉元3	1305	5	22	4	○	5	五	五		十一？	
6	大忍庄西川分行宗名宛行状	嘉元3	1305	12		5	○	6			六		
7	行宗名色々年貢手日記	嘉元4	1306	11		6	○	7	七				
8	行宗名坪付注文					7	○	8	八？	八	八		
9	行宗名本新田配分注文					8	○	9	九	九			
10	百姓逃亡跡注文	徳治3	1308			9	○	10		十			
11	行宗名主職宛行状	応長元	1311	12	13	10	○	11		十一	十一		
12	沙弥西念名田屋數等譲状	元徳4	1332	2	3	12	○	12	十二	十二			
13	行宗名色々年貢注文	元徳2	1330	12	15	11	○	13	十三	十三			
14	沙弥定法用途請取状	元弘4	1334	3	20	13	○	14		十四	十四		
15	行宗名内検注文					14	○	15	十五	十五			
16	沙弥西念田畠譲状	暦応4	1341	4	18	15	○	16		十六			
17	沙弥西念田畠寄進状案	暦応4	1341	4		17	○	17	十七	十七			
18	沙弥西念田畠譲状	暦応4	1341	4	18	16	○	18	十七	十八			
19	出雲守時□奉書	正平11	1356	2	1	20	○	19		十九	十九		二重に書く
20	出雲守時□奉書	正平11	1356	2	1	19	○	20	十八	二十	二十		二重に書く
21	行宗名所当米免状	文和2	1353	2	20	18	○	21		二十一			
22	行宗名名主職安堵状	延文6	1361	4	5	21	○	22	二十一	二十二			
23	通運行宗名主職宛行状	貞治2	1363	2	3	23	○	23		二十三			
24	福万宗行名田譲状	康暦3	1381	3	18	24	●	24	十三	二十四			
25	行宗名年貢米注進状	永享8	1436	10	20	25	●	25	廿四	二十五			
26	大忍庄五位職補任状	永享11	1439	9	26	26	●	26	廿五	二十六			
27	行宗道参支証譲状	宝徳3	1451	3	3	27	●	27	[ ]六	二十七			
28	二郎兵衛名田譲状	康正2	1456	9	3	28	●	28	[ ]七	二十八			「二十八」二重に書く
29	行宗名諸成物注文	文亀4	1504	2	28	29	●	29				二十九	
30	行宗兵衛左衛門尉証状	永正8	1511	9	吉	30	●	30		三十			
31	槙山寺当章貞名字状	永正16	1519	11	吉	31	●	31	三十	三十一			
32	定宗証状	大永3	1523	2	10	32	●	32		三十二			刊本「三十一」が無い
33	定宗田地譲状	大永3	1523	2	10	33	●	33	[ ]	三十三			
34	定宗証状	大永3	1523	2	10	34	●	34	二十三	三十四			
35	秀興田地譲状	大永4	1524	6		35	●	35	□(三ヵ)十四	三十五			裏「三五」
36	行宗定元契約状	享禄3	1530	11	12	37	●	36	三十六	三十六	三十六		二重に書く
37	常祐書状			12	25	42	●	37	三十七	[ ]	三十七		
38	山本重清書状			12	25	43	●	38	三十八	三十八	三八		
39	元義奉書案	天文5	1536	閏10	27	38	●	39		三十九	三九		
40	行宗定本証状	天文12	1543	12	29	41	●	40	三十九	四十			裏「四十」
41	山本重清書状			11	13	47	●	41		四十一			裏「四一」
42	某書状					49	●	42		四十二			
43	茂秀書状			4	14	45	●	43		四十三			
44	水田道直請文			12	20	48	●	44		四十四			
45	細川勝基知行宛行状	天文8カ	1539	閏6	27	39	●	45		四十五			
46	吉次書状			5	11	40	●	45		四十五			切断
47	秀□書状			4	27	46	●	46	四十九	四十六	四六		裏「四六」
48	某書状					50	●	47	四十八	四十七			
49	行宗新左衛門書上	寛永16	1639	8	2	44	●	48	六	四十八			

凡例：【表１】に準じる。

香南市の消えた地名の復原―条里制の坪地名・岸本の丸地名・徳王子の源氏物語巻名地名―

武内　文治

１、条里制の遺構「坪」地名

香長平野に広がる条里制遺構が刻まれた地名として坪付地名がある。現存する小字の「坪」地名は、一ノ坪・二ノ坪といったような数詞坪付と中ノ坪・井ノ坪といった固有名詞坪付の二種類があり、このうち数詞坪付が香南市では野市町と赤岡町に残っている。

野市町東佐古の烏川。上流端に「一ノ坪」

条里制とは大化の改新（645-701）による律令制のもとで行われた農村の基本的地割制度で、班田農民の口分田を分与する作業を効率的に行うため、大区分として六町（654.54ｍ）間隔で正方形に区切った「里（こざと）」が大区画で、縦横に区切られた里の横列を条（じょう）、縦列を里（り）と呼ぶ。北から三段目の東から五列目が三条五里と呼称されるようになる。この里の一辺を六等分にして一町（109.09m）四方の区画に区切られたものが「坪（つぼ）」である。この坪の配列は地方ごとに一定のルールがあるようだ。長岡郡・香美郡の香長条理地帯では「西行千鳥法式」。つまり、東北隅を「一ノ坪」として西向け六ノ坪まで進み一段南に降りて七ノ坪から今度は東に向けて十二ノ坪まで行く。この繰り返しで坪に数詞を付す。

この基準となる「一ノ坪（市ノ坪等も含む。）」は、高知県下で 22 カ所、字名として刻まれている。

数詞坪付は、分与する作業としては良かったものの、地名の本来の役割である位置を相互に理解し合うのには不便であることから、しだいに改名されていったものの「一ノ坪」が基準となる地名であることから条里制の遺構として残ったものと思われる。

この香長条理地帯に小字として残る一ノ坪（転訛したと思われる市ノ坪、市之坪を含む。）を『長宗我部地検帳』のホノギを比定しながら探ってみる（表１）。香長平野に残る「一ノ坪」地名は、写真の Google マップの示すとおりである。この中で香南市の「一ノ坪」地名を次の表に示した。赤町岡の「一ノ坪」と野市町本村の「市ノ坪」を南北に連ねる線は、物部川以東の条里制の基本線となるもので『野市町史』には「条里制に関する参考図」（219 頁）として条理区画と主な坪地名を表しており、下の表の３つの一ノ坪の基準地と一致する。これらの一

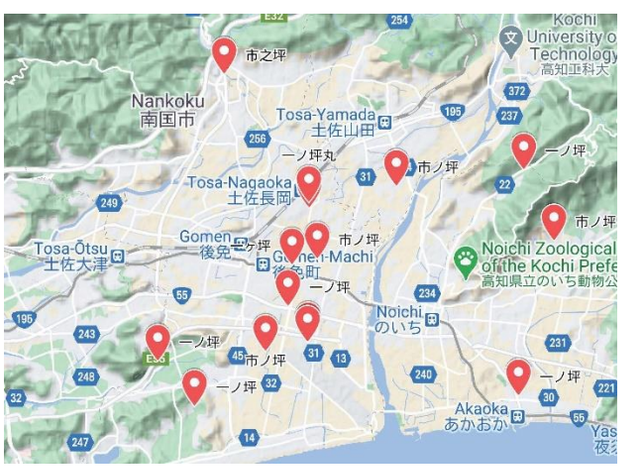

香長平野の「一ノ坪」地名（Google マイマップで公開）

表１　高知県中東部の「一ノ坪」地名と『長宗我部地検帳』での比定

字名	所在地	十進座標値 緯度/経度	長宗我部地検帳のホノギ名 「字名（ホノギ)」	刊本 巻頁	備考
一ノ坪	香南市 赤岡町 赤岡	33.544095, 133.721938	一ノ坪。 地検帳の須留田に「戎田（エヒステン)」「新佐古（新サコ)」「龍山（龍山)」など付近で比定できる。ホノギに一ノ坪以外の坪地名は見えない。	香美上 p 542	国道 55 号線が香宗川左岸に渡る手前の東側。香南市保健センター周辺
市ノ坪	香南市 野市町 本村	33.579686, 133.731658	一ノ坪。 地検帳の光明院ノ村に「ハバノ木戸（ハハノキト)」「玉尾（タマノ尾)」など隣接地が比定できる。付近に坪地名はないが「二ノ塀」の字名が見える。	香美上 p 454	野市町本村の築地神社の南側の農地
一ノ坪	香南市 野市町 東佐古	33.595953, 133.723397	一ノ坪。 地検帳の東左古村に「ツマル石（ツマリ石)」「カナイダ（カナイタ)」「寺坂口（寺坂口)」など隣接地に比定。付近に他の坪地名は見あたらない。	香美上 p 672	野市町東佐古の烏川上流域の農地。土佐山田町逆川の境付近

【他の「一ノ坪」県内分布】

安芸市土居、香美市土佐山田町京田（市ノ坪)、南国市田村（裏市ノ坪)、南国市立田（市ノ坪)、南国市片山（市ノ坪)、南国市大埔、南国市下野田（一ヶ坪)、南国市上野田、(一ノ塀)、南国市西山（一ノ坪丸)、南国市領石（市之坪)、南国市十市、南国市稲生、高知市介良、高知市福井町（西市ヶ坪・東市ヶ坪・北市ヶ坪)、いの町伊野、土佐市波介、土佐市甲原、宿毛市平田町黒川（市ノ坪)、宿毛市山奈町山田（市ノ坪)

※椿原町東向の壱坪、四万十市田野川の市坪は含めていない。

※『南国市史』には条里制について詳しく記述されている。

ノ坪は比定されるホノギも地検帳に見られ位置も一致するように思える。ただし、物部川の氾濫にともなう河川の移動や未開の地であった野市の西野、東野、下井の地域も区画されている不自然さもみられる。

南国市西山の「一ノ坪丸」地名について近隣の高齢者三人に聞き取り調査したが、野中兼山の開発の話はされたが、小字の「一ノ坪丸」も条里制の遺構地名であることも承知していなかった。西山の「一ノ坪

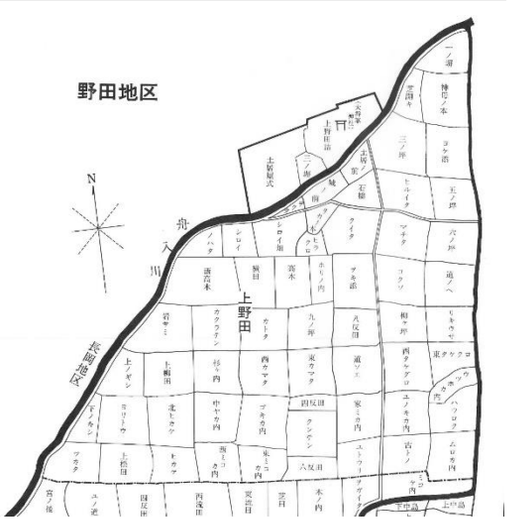

南国市野田地区の小字図（一部）

丸」から100m南（舟入川の対岸）の上野田には「一ノ塀（一ノ坪)」があり、条里制遺構としての「一ノ坪」地名としては隣接しすぎている。また、上野田には「三ノ坪」「五ノ坪」「六ノ坪」と数詞坪地名が多く残っているが、五ノ坪と六ノ坪が南北に並んでおり「西行千鳥法式」によるものなら基準の一ノ坪から西に六ノ坪まで進み一段南に降りて今度は七ノ坪から東に進むことから、字名としては条里制を示していないことになる。同じく西山の舟入川対岸となる南国市包末には「杉ヶ坪」、同市金地には「ホコノ坪」「白坪」「中ノ坪」がある。

なお、香長平野の「一ノ坪」地名については、Google マイマップに下記のとおり『香長平野の「坪地名」分布』を公開しているので参考にしていただきたい。

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=1lSUOERVFquxVALPanV8sKOUeEHALhZ7G&usp=sharing

２、岸本の「丸」地名

香我美町岸本は、明治９年（1876）の土地税制の際に従前のホノギを廃し、イロハ順と十二支順に付し接尾語に丸を加えた 58 の新字名とした。接尾語に丸が付された小字は高知県下全域に 764 字あるが、イロハ順の丸となる地名は、岸本と野市町深渕や西野・東野・下井地域にあるのみで、四国のほかには見られない命名である。

語尾語としての「丸」の使われ方は、①男の幼名（牛若丸・森蘭丸)、②船名（明神丸・第五福竜丸)、③山名（五郎丸など。徳島県に多い)、④丸薬名（正露丸)、⑤城郭地名（本丸・二ノ丸ほか）などがある。

岸本村がイノ丸、ロノ丸の丸地名を付した経緯の記録はみあたらない。ただ、岸本の月見山には姫倉城があり、中ノ丸、詰ノ丸、二ノ丸、三ノ丸、四ノ丸といった城郭をしめすホノギがみえることから、明治の地租改正にあたり「地主制の確立こそ地租改正の結果であり明治農政

香我美町岸本の「イロハの丸」地名（白抜き）と広域地名（赤字)。黄色は主要な地物等

を表現するもの」『高知県農地改革史』126 頁）として一地一名制を進め、その地に住む住民の「一国一城の主」としての税制と土地への帰属意識を高める一種の瑞祥地名ではないかと考える。

明治 14 年（1881）頃から『高知県香美郡町村誌』の編纂を始めたが、その岸本村編に「三字地ニ分ツ」とあり、新町・宇田町・本町（徳善町）を記述している。それには「小字チノ丸」などと書かれていることから三字地の境を確認することができるので、その記述を引用する。

新町:「西方赤岡村江見町秋葉神社ノ祠前ニアル小路ヨリ以東小字チノ丸ニアル南北ニ通シタル小路迄ヲ新町ト云」

宇田町 :「処（新町）ヨリ以東小字ヨノ丸ノ辻ニ到ルヲ宇田町（うだまち）ト云」

本町 :「処（宇田町）ヨリ以東小字脇磯（わきいそ）ニ至ルヲ本町（もとまち）或ハ徳善町（とくぜん）ト称ス」

また、明治 12 年（1879）に高知県が調査した『高知県神社明細帳』には岸本の神社の鎮座地を次のように記録している。

飛鳥神社 : 岸本村新町リノ丸　※香宗川をショートカットした左岸で、バス停には「明神」とある。

恵美須神社：新町浜ルノ丸（宇田町浜の恵美須神社に合祭）

恵美須神社：宇田町浜ルノ丸

諏訪神社：本町ムノ丸（岑本神社に合祭）

恵美須神社：本町ツノ丸（宇田町浜の恵美須神社に合祭）

八王子神社：本町クノ丸

八幡神社：本町子ノ丸（本町の八王子神社に合祭）

岑本神社：本町エノ丸

恵美須神社：ワノ丸

神母神社 : 神母ノ木谷（本町の八王子神社に合祭）

この岸本のイノ丸、ロノ丸といった命名方法は、野市町西野や深渕にもみられる。深渕の「イノ丸」は物部川沿いの河川敷。また、西野の「イノ丸」は野中兼山遺構の三又（灌漑水路の分岐で、十善寺溝、町溝、東野溝）付近にあり、溝により区枠されている。『長宗我部地検帳』にはみられないホノギで、この灌漑により野市（野一。野市町西野・東野・下井）の新田開発が進められ、西野（イノ丸～ヨノ丸）、東野（タノ丸～子ノ丸）、下井（ナノ丸～ウノ丸）に割り振られたのであろう。イロハ地名は原野に地物はなく特定されないことから機械的に振られた地名と思われる。三又やイロハ地名は野市の開拓を象徴する「生業の景

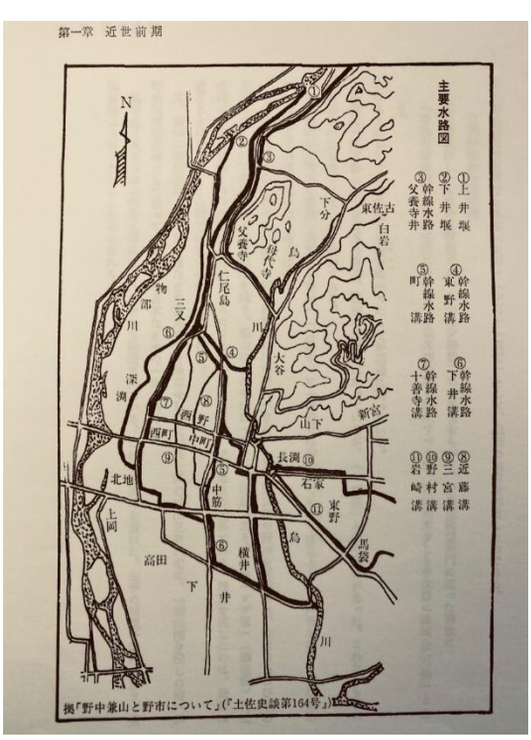

『野市町史』433 頁掲載の「主要水路図」

観」である。

香南市立図書館が所蔵する『天保七申年（1836）八月支配中諸差出』には、「丸」地名の記録はなく、明治９年（1876）から実施された地租改正にともなう土地丈量帳（丸別に集計）が保存されている史料が初出と思われる。野市開発の歴史をまとめた河野通信氏の「土佐史談」への論考にも「丸」地名の経緯は見いだせなかった。

明治の土地制度における小字のもととなるホノギについて『長宗我部地検帳』を調べてみる

表２　『長宗我部地検帳』岸本村のホノギ

ホノギ	備考	ホノギ	備考
ハシモト西ノヨリ塩入	塩入田	二ノ丸	
横田塩入	塩入田	詰ノ丸	姫倉城（長宗左衛兵門）
笠松ハマソエ	塩入田	三ノ丸	
新浜籠大ツイチノ内		東ノ四ノ丸	
吉野浜塩浜		下ソイトノ段	
国吉浜		東ノ門	
惣喜浜	塩浜弐拾五。	山ススレ城ノ東	
新在家浜ヤシキ		北ヲチ	
山ノネ	姫倉城の南。刀禰屋敷	経ツカノ後	経塚の所在地不明
市ノ北	「山ノネ」の南に市町	ツルイノモト	通称「化粧の井戸」
新在家芝サン田		薬師堂ノ後ホリネタ	
南ツチネ		ハシ本	
上山ヲ詰三段		北ヲウチ	
西ノ丸弐段		柿カ内	塩入田
中ノ丸		松ノ下	塩入田。ヒショウ（火匠）
西門ワキ		黒岩塩入	徳善の最南端にある

※刊本『長宗我部地検帳香美郡上』161～172 頁

※検地は岸本の西北の塩入田から始まり、浦分の塩浜へ南下し、東端の姫倉城と移る。

※慶長 2 年（1597）の『秦氏政事記』には岸本に八十七の塩浜があり、赤岡に集積し塩市が立ち農山村の物資も集積とあり、慶長 8 年（1603）の『船頭水主帳』では赤岡 52 人、岸本 22 人の水主居所があり舟運交易の主力となったとある。天保初期（1831-）には水主漁師は赤岡 182 人、岸本 485 人と逆転し浦役人も赤岡 11 人、岸本 41 人。岸本新町を無税地化した結果といえる。その後も「赤岡相場」と言われるほど発展した。

※明治の岸本村道路元標が堀川の岸本橋たもとから大正の道路元標は岸本小学校脇に移っていることから、岸本の市街地が時代と共に西に移動していることが分かる。

※『高知県集落台帳（2001 年版）』には地区名称として「新町」「宇田町」「本町北」「本町南」徳善町」がある。

と、刊本の『長宗我部地検帳香美郡上』に岸本村（161 頁～）として記録されている。このホノギを資料に現地で聞き取り調査したが一つとして判明しなかった。現行の小字であるイロハの丸地名は聞いたことはあるがどこかは分からないという。所在の特定には「１区」「２区」の区番号を使うという。岸本を三分割した新町・宇田町・本町（徳善町）の名称は防災倉庫の表示として「本町防災倉庫」とあった。岸本村のホノギと思われる地名を表にすると次のようになる。

■ イロハとは

英語のアルファベットには二つの意味がある。一つは「ABC の 26 文字」で二つ目が「初歩」である。これに相当する日本語は「五十音」と言えるだろう。それでは、「五十音」とは、「アイウエオ」、それとも「いろは」、どちらになるか。言葉の用法で「歴史のいろは」とはいうが「歴史のアイウエオ」とは言わない。アイウエオには「初歩」の意味を持っていないことになる。ただし、一般的に五十音といえば、アイウエオの母音とカ行、サ行と続くアイウエオ順のことである。

明治になって近代的な国語辞書『大言海』（大槻文彦著）が発刊された。見出し語をそれまでのいろは順からアイウエオ順に置き換えた象徴的な辞書である。辞書の命である検索性をアイウエオがすぐるとした結果である。アイウエオの歴史はこの辞書以降と思っていたら、どちらも平安中期ごろに生まれたらしい。アイウエオは国語の音韻や文法、仮名遣いの研究など学問分野で使われ、いろはは寺小屋の手習い、町火消の組名の順序など庶民に親しまれ日常的に使われてきた。この使われ方が「いろは」優位説となった一因だろう。

古い料亭の下足箱には、いろは順に並んだものがある。帰り際に下足札名と自分の下足箱と符合させるのが大変だ。最初から呪文のように唱えなければならない。「色は匂へど　散りぬるを　我が世誰そ　常ならむ　有為の奥山　今日越えて　浅き夢見じ　酔ひもせず」。大工が板に書く設計書の柱番号も縦軸がいろは、横軸が１、２の数詞となっていたのだが、今はアイウエオに変わったのだろうか。

いずれにしてもアイウエオ順が辞書の主役となるのは明治中期以降である。ただ、日常ではいろは順がまだまだ主流のようで、電話番号簿がいろは順からアイウエオ順となったのが大正 14 年（1925）。翌年、電話加入者に切り替えの便利性の調査をしたら、81％の人たちがいろは順を望んでいたという。アイウエオ順は 16％の少数派だった。

明治期における、いろはからアイウエオへの変遷の歴史は『国語辞書事件簿』（石山茂利夫/2004 年/草思社）に詳しく書かれている。

３、徳王子の「源氏物語」地名

「明治九年の地租改正のときに旧小字（ホノギ）を廃して新たに区画を設け、源氏物語各巻名を付した」と『日本歴史地名体系』に書かれている。山本幸男著の『香我美の地名考』は、この地名の名付け親は、澪標（みおつくし）に在住された山崎盛尊さんであり、山崎さんの親族が健在であとして「本来のホノギを廃したことの功罪については、ここではふれません」と述べ、地名改変を断罪することなく説明を終えている。

明治の初期は郷村制から町村制へ移行する大変革期で、明治 3 年（1870）には王子村・徳善村・中ノ村・土居村の四村を王子郷と称し、翌年の明治 4 年には王子・徳善の二村で香美郡第 5 区、明治 8 年（1875）には王子・徳善・山南・山北の四村の第 3 大区 3 小区、明治 11 年（1878）には山南・山北が合併を解消し王子と徳善の合併が進められ、明治 16 年（1883）に徳王子村が発足したことになる。

この経緯は『香美郡町村誌・徳王子村』に詳しく書かれているが、そのなかに「二村古来頗ル相混シ区域分ツヘカラス地租改正ノ如キモ為メニ混合〆丈量シ即一村全面ナルモノヲ作ルモ亦王子徳善相混〆一村ノ如キモノトシ且元標モ亦一所ニ建設ス」とある。当時の事情は知る由もないが、山崎翁が合併混乱のさなかに夢を持たせる意図から源氏物語巻名を持ち出したのかもしれない。いずれにしても、中世以前から歴史を刻んだ 200 を超える地名を消した罪は大きい。

消えた地名は、昭和 60 年（1985）に刊行した『香我美町史』の付属地図に「徳王子地区全図」として源氏物語巻名地名と共に旧字名を記録しているが、空白部分もあり地元の住民による早急な復原を期待したい。その付属地図の地名から『長宗我部地検帳』のホノギを比定しつつ明治 9 年以前の景観を復原してみる。

若一王子宮の勧請時に仮宮を立てた「仮谷（借屋村のカリヤ。以下（ホノギ）を丸括弧書きとする。）」、その若一王子宮の神田とおもわれる「弓田（弓タ塩入）」「送り田（送田塩入）」「ニシキ田（ニシヲ田）」「修理田（修理田）」「サイトデン」「神楽田（神楽テン）」「メサイテン（メサイテン）」「御供田（■供田）」「モチ田（モチタ）」「長願田（チヤウカワンテン）」「村サイ田（村サイ田）」などがある。また、条里制の名残りとなる「大坪」「中ノ坪」「井ノ坪」という坪地名や、農民を悩ませた汐入地は安永五年（1776）庄屋松田弁右衛門が地内中央部に井流を開削し、以後度々の流路変更をしつつ、昭和 49 年（1974）に香宗川放水路が完成するに至り完全解消となった。「横手塩入（横テ塩入）」「横手北沢ノ塩」「塩入」「黒岩塩入」「スカウ塩入」の字を刻んでおり、「中ツ町」「橋本直掛」「送り田」「スミダ」「ヨコタ」「コメダ」「タテシリハゼ」「スカウ」「弓田」「角ツクリ」「野中」なども地検帳にはそれ

香我美町徳王子の旧小字名と比定ホノギ

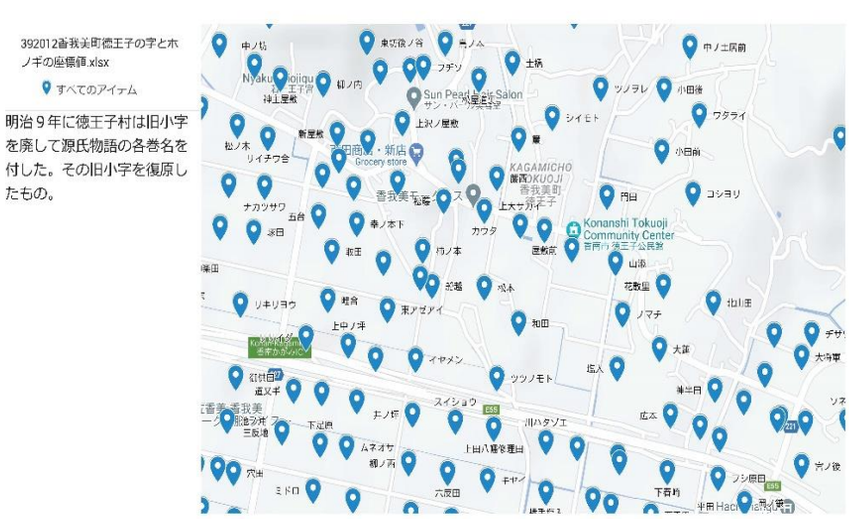

香我美町徳王子の旧小字と比定ホノギ（Google マイマップで公開）

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=17wCmgkfLuCpOOONFllgpY6wBfus2BrYV&usp=sharing

ぞれその語尾に「塩入地」のホノギとして書かれている。桐壺、帚木、空蝉の南側はほとんどが、農民の労苦が刻まれた塩入地である。桐壺などの美称地名は苦しんだ農民の暮らしを語ることはない。

このように多くの地名を消し去った源氏物語巻名地名ではあるが、それに影響されたのか、香我美町山南に風流な笠松・小柳・姥御前・蛍野・鈴虫・月見山・木葉・葛葉・藪雀・鶯・初音・花納・恋ノ袖・高砂・新枕とある。字名をたどれば逢瀬の恋物語となるようだが、これも明治期に付された嘉名だろうか。

表３　香我美町徳王子の源氏物語巻名小字・旧小字と座標

小字	旧小字	十進座標値	比定ホノギ	村名	刊本香美郡上ｐ
螢	竹ノ花	33.554905, 133.751142	竹ノハナ	徳善村	183
螢	トツカ谷	33.555442, 133.752387	トウツカ谷	徳善村	183
螢	岩ナベ	33.553600, 133.751185	イワナヘ	徳善村	184
螢	北山田	33.553833, 133.749683	北山タ	徳善村	184
螢	崩谷	33.555710, 133.748825			
澪標	東ノ坊屋敷	33.557087, 133.737001	東ノ坊ヤシキ	ヲ田村	194
澪標	鳥ノ本	33.557623, 133.737967	鳥ノモト	ヲ田村	194
澪標	東坊後ノ谷	33.557641, 133.735821	東ノ坊ノ後ノ谷	ヲ田村	194
澪標	井ノ谷	33.558607, 133.736959	イノ谷	ヲ田村	194
澪標	北目代ハナ	33.558285, 133.735864	北目代ノハナ	ヲ田村	194
澪標	神主屋敷	33.556908, 133.733439	神主ヤシキ	ヲ田村	195
澪標	新屋敷	33.555800, 133.735006	新ヤシキ	ヲ田村	195
澪標	柳ノ内	33.556801, 133.734620	柳カ内	苅屋村	132
澪標	中沢屋敷	33.555639, 133.735843			
澪標	上沢ノ屋敷	33.556014, 133.736787			
澪標	武屋敷	33.557051, 133.736186			
澪標	黒岩	33.559823, 133.736830	クロ岩	ヲ田村	190
澪標	ツユノ本	33.559072, 133.737838	ツノコノ本	ヲ田村	191
鈴虫	イノモト	33.547073, 133.747151	イノモト	徳善村	178
鈴虫	土居東	33.546447, 133.746872	土ゐヤシキ	徳善村	179
鈴虫	宮ノ前	33.547752, 133.747108	宮ノマエ	徳善村	179
鈴虫	貞池梶ヶ内	33.545982, 133.746958			
鈴虫	梶ノ内	33.547180, 133.748331			
鈴虫	コウラ谷	33.547520, 133.748910			

（小字・旧小字 228 カ所の座標軸等の表の一部を掲載）

なお、香我美町徳王子の源氏物語巻名地名を旧地名に復原した地図を、Google マイマップに下記のとおり『香我美町徳王子の旧地名と比定ホノギ』を公開しているので参考にしていただき、旧小字名の位置情報等は Google マップからエクスポートして取得することができる。
https://www.google.com/maps/d/edit?mid=17wCmgkfLuCpOOONFllgpY6wBfus2BrYV&usp=sharing

４、小結

『長宗我部地検帳』のホノギは、400 年の歴史を経てもなお多くの小字として長年使われてきた。地名は、ムラの開発の経過や生業の痕跡や地形・景観の痕跡を刻んだ歴史遺産でもあり、同一地名の分布や地名語彙の使用頻度から人の往来やモノの移動を理解することができる。文献資料が乏しい地域において地名は重要な語り部となる。

明治の地租改正時に改変された理由はどうであれ、失った歴史の記録は今復原しなければ、先人の地名に対する思いをないがしろすることになる。

今回、香南市の消えた地名として、「坪付地名」、「イロハの丸地名」、「源氏物語巻名地名」の三つの例をあげて概要だけ説明した。今回の調査は一次調査として延べ数日程度、現地での聞き取り調査を行い、香南市役所税務収納課・香南市教育委員会を訪問し地名変更の経緯を問い合わせたが、明確な回答には至らず、地名の復原までには至らなかった。今後、二次調査として、現地での悉皆調査や墓石調査、古い戸籍記載の住所、議会議事録・広報等の公文書の閲覧、郷土資料の発見、古民家の襖の裏張り調査などを地元の人と共に継続して行わなければならない。不十分な内容となったが、今後への提起として報告する。

「犬も歩けば赤岡町」のぶらり散歩は楽しい。
東洋町の建築様式「仏頂造（店）」がここにもあった

【執筆者紹介】

楠瀬慶太（くすのせ・けいた）
1984 年生。香美市出身。九州大学で日本中世史家の服部英雄氏に地名の面白さを学び、地名・歴史研究に目覚める。2012 年提唱の地域再生の歴史学の社会実装がライフワーク。高知新聞記者、高知工科大学客員研究員。

鹿山雅貴（しかやま・まさたか）
1993 年生。大阪府枚方市出身。同志社大学文学部卒業、京都大学大学院人間・環境学研究科修士課程修了。学部の頃『中右記』を読み、院政期の宗教史に関心を持つ。また、中学生の頃に『ひぐらしのなく頃に』を見て以来、村落と寺社・信仰にも関心を寄せる。「日曜歴史家」を目指すも、なかなか時間が取れず苦悩している。

三升寛人（みます・ひろと）
1995 年生。山口県萩市生まれ。島根大学法文学部卒業後、京都大学大学院人間・環境学研究科修士課程に進学。子どもの頃から比較的考えごとの好きな質ではあったが、分析哲学に興味をもちはじめた直接的なきっかけは、高校時代に野矢茂樹氏の『無限論の教室』を読んだことだったと記憶している。

大和敦子(やまと・あつこ)
1998 年生。徳島県出身。高知工科大学卒業、同大学大学院在学中。幼少期から建築空間に興味をもつ。現在は環境建築デザイン研究室で温熱環境・文化的環境・心的環境が成り立つ建築設計ができるよう勉強している。

大内田将爽(おおうちだ・まさあき)
1996 年生。大分県出身。摂南大学理工学部卒業後、高知工科大学大学院工学研究科に進学。幼少期から旅行で日本各地を訪れたことがきっかけで都市や公共交通に関心をもつ。卒業までに 47 都道府県制覇を目論む。

石川惠大（いしかわ・けいた）
1998 年生。高知県出身。高知工科大学卒業，同大学大学院在学中。研究室配属を機に空間情報技術に興味を持つ。卒業論文では、地名と自然災害の関係性について GIS を用いた分析を行った。

清水謙次郎（しみず・けんじろう）
1939 年生。香美市出身。愛知県や東京都でのサラリーマン生活を経て 2016 年に帰高。高知市内で町歩きするうちに「浦戸湾十景」など近現代の史跡を探るように。趣味は旅行やウオーキング。

矢野恵（やの・けい）
1986 年生。高知市出身。香美市物部町別府で地域おこし協力隊員の活動中、フィールドワークの面白さに目覚める。その後、香美市立吉井勇記念館で学芸員として３年間勤務。趣味は古地図収集と、文人ゆかりの地巡り。

荒田雄市（あらた・ゆういち）
1996 年生。京都府出身。滋賀県立大学卒業、滋賀県立大学大学院博士前期課程修了。日本史学には中世惣村の歴史を伝える『今堀日吉神社文書』から足を踏み入れ、日常的な食糧や資材をどう生産し確保していたかに関心を持つようになる。屋敷周りの空間利用が気になっている。南丹市立文化博物館学芸員。

濱田眞尚（はまだ・まさなお）
1957 年生。南国市出身。少年時代、考古学に興味を持つ。高知県に就職し、文化財課勤務などを経て早期退職。在任中、中山間地域の衰退等社会構造の変化に気付く。以後地域の歴史を記録して後世に残すべく、彫刻・絵馬・棟札などの社寺文化財、石造物など多岐にわたる文化財調査・保存に携わる。

宮地啓介(みやじ・けいすけ)
1969 年生。高知県出身。県立埋蔵文化財センター勤務を経て、現在は香南市教育委員会埋蔵文化財調査員。小閑には個人的な趣味として山城の踏査・作図を専らとしている(冬季限定)。約 20 年前、職場で吉成承三氏(現県埋文調査課長)に声を掛けられ頷いたばかりに気が付けば山の中、今日に至る。

武内文治（たけうち・ぶんじ）
1954 年生。四万十町出身。松浦武四郎の歩き方を真似して「旅人宣言」。今秋は、武四郎が 18 歳で四国を歩いた記録『四国遍路道中雑誌』の軌跡を自らの足で辿り、「ＹＡＭＡＰ」サイトに 40 日間「活動日記」としてレポート。HP「四万十町地名辞典」編集子、奥四万十山の暮らし調査団代表。

本報告書は、2020 年度笹川科学研究助成（実践研究）「住民による小地名の記録と地域資源地図づくりー民衆知の記憶を公共財としての記録へ」の成果の一部です。

地域資料叢書 21

土佐中東部の荘園故地を歩く
―第 1 分冊：大忍庄・韮生郷・山田郷調査研究報告書―

編集：奥四万十山の暮らし調査団
（代表・武内文治）
ホームページ「四万十町地名辞典」
（https://www.shimanto-chimei.com/）

シリーズ：奥四万十山の暮らし調査団叢書 4

発行者：奥四万十山の暮らし調査団
（高知県四万十町江師 485－3）
発行日：2021 年 1 月 15 日

印刷・製本：西岡総合印刷株式会社
〒640-8324　和歌山市吹屋町 5 丁目 54